

決算特別委員会会議録

平成23年10月25日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 18:15

委員長

ただ今から、平成22年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。本日からの実質審査につきましてはお手元に配付しております「平成22年度決算特別委員会の審査順序」に記載のとおり審査していきたいと考えております。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に、各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、歳出は6つに、歳入は3つに区切って質疑をしていただきます。また、質疑は通告されているものから行っていただき、そのあとで通告以外の質疑があれば、お受けしたいと考えております。続いて、一般会計に対する総括質疑を行い、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。3番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましては、一般会計と同様に、保留して最後に行いたいと思います。4番目に、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に、一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務に支障をきたすことがないように、各職場で仕事をさせていただくことにして、退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

最後に執行部の皆さんに要望いたします。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、審査を行う款に係る課の方は、随時交代して前の方に着席していただき、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、ハッキリと的確に答弁をしていただきますように特に要望しておきます。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。監査委員さんは退席いただいても結構です。ありがとうございました。

「認定第1号 平成22年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

各款ごとの質疑に入ります。まず、「第1款 議会費」および「第2款 総務費」138ページから164ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、江口委員の質疑を許します。

江口委員

おはようございます。まず一般管理費、事務事業仕分けについてお聞きをいたします。まず、この事業仕分けについて概略の説明そして目的についてご説明できますか。

行財政改革推進室主幹

事業仕分けという質問となっておりますが、事務事業の仕分けとして私ども行っております。

事務事業の仕分けにつきましては、昨年試行的に行っております。行政評価制度も昨年試行的に始めたところでございます。まず第1次の評価としまして内部で各担当所管において1次評価を行いまして、それから全庁的といいますか、行財政改革推進本部、部長、それから特別職を含めたところでの行政評価の2次評価を経まして、それから外部評価でございます、これは3次評価になりますが、事務事業の仕分けを行っております。この事務事業の仕分けにつきましては、市が実施しております行政サービスなどの個々の事業につきまして外部の視点から必要性や有効性、効率性、実施方法などについて議論の上、評価をしていただくものでございます。昨年は860事業の1次評価を行っております。それから2次評価として87事業、およそ10%、1割の2次評価の中から、一定の選定基準を示しまして外部の評価委員、私どもでは行財政改革推進委員会のほうで選定を行っていただきまして、18事業を選定していただいております。この18事業を2日間にわたって9事業ずつ事務事業の仕分けとして評価を行っていただいたところでございます。昨年のこの事務事業の仕分けの結果でございますが、18事業中、見直しが15項目、不要が3項目という結果になっております。以上でございます。

江口委員

いまのお話ですと、目的とすると市で行っている行政サービスを外部の視点でチェックするというふうな形でお答えになられたかと思うんですが、それでよろしいですか。

行財政改革推進室主幹

先ほど言いました外部の視点からのチェックということで中心にお話しましたが、これ以外にも行政評価が内部評価でございますので、市内部では見つけきれない部分とか市内部で気付かなかった部分、そういった部分を外部の視点でご意見、ご提案等をいただいております。それ以外に事業仕分けでは資料、一定の評価シートに基づきまして職員が説明をしていくわけでございますけども、この職員の説明をきちっとしていく、当然事業については市民の皆様きちっと説明を事業についてできることが重要でございますので、この点からもこの外部評価、事業仕分けという形にしておりますが、重要であろうかと思っております。

江口委員

いまのお話ですと、行政評価は内部評価であり気付かない点があるかもしれない。その点について補うものである。そしてもう一点は職員の説明能力アップという2点というお話がありました。またちょっと後で目的について触れたいと思いますが、平成22年度やってみてどういった効果があったのか、その点についてお聞かせいただけますか。

行財政改革推進室主幹

平成22年度のこの作業でございますけども、行政評価制度そのものを試行的に始めたのが昨年でございます。行財政改革の実施計画第1次改定版の中にも項目として挙げておりますが、行政評価制度を確立していくためには外部の視点、こういった部分も重要であるということで、外部評価として事務事業の仕分けを活用しながら、行政評価制度を導入していくという形を書いております。昨年の事務事業の仕分けでは非常に厳しいご意見等をいただいております。また非常に大事な部分をご指摘もいただいております。そういう中で昨年、事務事業仕分けにかかりましたこういった事業について担当部署でその部分を振り返り、それから意見、提言をいただいた部分を十分に検討して予算に反映できるものはやってきたところでございます。私どもやはり行政評価の中では、先ほども言いますように行革の推進委員会のご意見、ご提言それから市民の傍聴の皆様、こういった部分で説明をしながらやったということは非常に重要でなかったかと思っております。

江口委員

そうしましたら事業仕分けのやり方について紹介いただけますか。こういった流れで実際の3次評価ですね、3次評価の段階でどうやって、やっていくのか、ご紹介ください。

行財政改革推進室主幹

先ほどは全体的な1次評価、2次評価それから外部評価としての事務事業評価の流れをご説明しましたが、昨年の事務事業の仕分け、これにつきましては先ほど言いました選定の部分につきましてはお話ししておりました。この選定された18事業、これに基づきまして評価体制としましては、コーディネーターを1名それから外部の評価者6名の7名体制で評価をいたしております。評価作業の流れでございますが、担当部署におきまして約5分の簡潔な説明を行います。それからそれに対します質疑、議論を約20分間行っていただく。当然、評価者及び事業担当課のやりとりということになります。それからこれを終えまして、評価という作業になります。これにつきましては評価シートを各委員さんにお渡ししまして、評価の最終結果は見直しとか廃止とかそういう単一の結果になりますが、それに至るまでのいろいろな意見を評価シートに書き込んでいただいて、その判断材料を基に評価の結果を出していただいております。以上でございます。

江口委員

それではその質疑において、そしてまた最後の評価において注視されるもの、こういったところにこの事業仕分けについては着目をして判断されるのか、その点についてお聞かせください。

行財政改革推進室主幹

この評価シートに沿ってご説明いたしますと、まず評価の判定区分が「不要」、それから見直しが必要、通常見直しとっておりますが、「見直しが必要」。それから「現行どおり」、「拡充」といった昨年については4区分を設けております。そういった中で不要についてはかなり項目がありますが、事業の趣旨、目的に妥当性がない、目的を達成する手段として他の手段が考えられる。市民ニーズや時代変化により事業が役割を終えている、または役割が小さくなっている。事業の効果がなくなっている、また薄れてきている。個人が自助努力、自己負担をすることが適当である。民間が実施すべきである。国または県が実施すべきであるといった判断材料もとに不要という形でしております。それから、見直しが必要という部分につきましては事業規模を縮小できる可能性がある。事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。他の事業との統合を検討すべきである。実施方法の見直しにより、経費削減の余地がある。財源確保、負担の見直し、国県の支援等について検討すべきである。外部委託、市民共同参画などを検討する余地があるなどが見直しの判断材料としております。それから現行どおりは現在の事務内容、手法で行うことは妥当であるといった形です。それから拡充としましては、事業を拡大する必要があるといった判断材料を基に判定を行うという形で行っております。

江口委員

そうですね。簡単にお話しをまとめると、例えば主旨、目的がこういったものなのかですよ。それが今の時代においても必要なものかどうか、そしてそれが妥当な手段かどうかですよ。そしてあとはそれを負担すべきものがどこなのか。行政がやるものか。市民がやるものか。それともその間がやるのか。自助、共助、公助、そのどこでやるものか。そして、また行政がやるものにしていても、市がやるのか。国、県が妥当なのか、それを判断していくものだったかと思えます。まさにその部分が目的なんですよ。その部分をしっかり得て、市民の皆様がこれはやっぱり市役所の仕事だよね、と言えるもかどうか、それを厳しく分けようというのが、今回の事業仕分けだったかと思っております。そして現実に資料のほうを出していただいております。資料のほうは19ページから検討結果について出していただいております。実際にこの事業仕分けを行っての効果額。この中にも効果額が入っているんですが、実際にトータルするとどのぐらいの効果があるのか、今回の事業仕分けにおいて出てきたと考えてよいのか、お聞かせいただけますか。

行財政改革推進室主幹

資料として平成22年度の事務事業の仕分けに対する検討結果ということで出させていた
いております。この右側にいま質問者が言われますように、各事業ごとに予算に反映した額と
して効果見込み額を書いております。このトータル、総合計は1677万6千円となっております。
これにつきましては平成23年度への予算への反映ということでいております。すみ
ません、数字がちょっと間違っておりました。1676万4千円となっております。

江口委員

それでは、こうやって事業仕分けを行っていただいたんですが、この事業仕分け自体に対す
る評価についてはどのようにお考えになるのかお聞かせ願いますか。

行財政改革推進室主幹

事務事業仕分け、そのものにつきましては市役所内部、それからこられた方の傍聴者のアン
ケート等もとらせていただいております。時間的に非常に短かったとか、説明者が十分に対応
できなかったとかそういったこともアンケート中では言われております。内部におきましても
昨年度の事業仕分けにつきましては、評価シートの指標等が十分にできていない、それから説
明が十分にできなかった。そういった内部の反省もして、また今年度取り組んだところでござ
います。しかしながら、この事業仕分けをやったということにつきまして、私ども職員の意識の
改革、それから今後の行政評価を構築する上では非常に重要でよかったのではないかと思っ
ております。

江口委員

そうですね、時間の話が出ました。22年度が30分だったのが今年度の事務事業仕分け、
先日あった分を傍聴させていただきますと30分ではなくて、1時間弱、50分ぐらいでした
っけ、伸びていて今年度のほうが説明としてはうまくできているし、質疑の時間も十分あった
のかなと思っております。いまお話の中で職員の意識、そういった部分の効果もあった。そし
てまたやったこと自体は大変良かったというお話がございました。もう一点、市民を含めて外
部の方々の評価にさらすというのは大きい部分ですよね。その点について、果たしてこれが本
当に行政の中にどのように反映されているんだろうというところが、やはり皆さん方関心があ
るところだと思います。国の事業仕分けもそうでしたよね、事業仕分けになるだけけれど、現
実にはそれが復活してくる、ゾンビのようなという表現を使ってワイドショーとかでも取り上
げられるわけです。そのために国のほうも結果を例えば閣議決定するなりいろんな手段をし
てきちんとそれをどうやって反映するか。そこが大切だという論調が非常にありました。振り返
ってみると飯塚市の事業仕分け、これがどう反映されるか。それについてまだちょっと分ら
ないんです。今のお話、どうやってやっていったかについては一次評価を内部でやった。二次評
価を部長を含めて本部でやった。三次評価を外部でやったですよね。そこでやっぱりご説明も
終わっているんですよ。そのあと確かに予算について反映されたものというふうな形でこうや
って、効果という面までは出てはいるんですが、これがどのようなプロセスとして出てこられ
たのか。その点についてもう少し説明いただけますか。

行財政改革推進室主幹

資料を本日出させていただいておるところでございますけれども、この資料をつくるという
か、つくります部分の中でこのちょうど真ん中ほど、評価判定理由、この所までが事務事業の
仕分けの部分でございます。これを受けまして、評価に対する市の考え方及び今後の取り組み
方針、それから23年度への予算への反映、これにつきましては私ども行革が行っております
けれども、ここと所管課で、事務事業の仕分けが行われた事業について十分にその後のフォロ
ーアップをしながら検討を所管課において行っております。そして、この考え方をまとめた中
で行財政改革推進本部、これが最終の二次評価の決定する機関でございます。ここの行財政改

革推進本部にこの部分を検討してここで決定をして、それから市のほうで市の考え方としてこれを出しているわけでございます。したがって、所管課で協議、検討をしまして、それから二次評価部会でございます行財政改革推進本部部会で考えをまとめ予算への反映という形で流れて行っています。

江口委員

とすると、この取り上げられた18事業については行革の本部のほうで予算査定よりも前にその作業が終わって、行革のほうでのフォローアップ並びに行革本部での決定がなされて、初めて予算として計上できるという仕組みになっているのでしょうか。

行財政改革推進室主幹

この決定と時期と、それから予算への反映につきましては予算の時期が非常に早くにございますので、予算へ反映できるものは当然準備をしながらほぼ同時に決定していったということでございます。

江口委員

その辺りがもう少し整理されないと厳しいのかなと思います。いま9月でやるわけですよ、9月なり10月でやりましたですよ。去年も同時期だったですね。そして予算の編成時期を考えると、本当に厳しい作業になるのではないかと考えています。そうするとそこら辺の整理をどうやって、必要であれば、まだ事業仕分けを続けようという思いがあるのであれば、事業仕分けの時期を早めるであるとか、これを行革の本部決定がないと予算計上できないという仕組みを入れるとか、そういったことが必要になってくるかと思っています。それと今のお話ですとフォローアップ並びに行革の本部での決定というお話でした。ここでは外部の目は入らないんですね。行革の推進委員会という附属機関もありましたですよ、それをどうやって使うかを考えなくてはならないと思います。例えばそこも必ず、これだけ事務事業仕分けとしてきちんと市民の目を入れてチェックをしたのであれば、それからもう一回フォローアップをして本当に不要と言われた、見直しと言われた事業であってもやっぱりこれは大切だからやる。それもあるんだと思うんですが、そこについて厳しい部分がないとそれこそ国で言われているゾンビ事業というふうな形でさえ指摘をされかねません。現実と言われた中で、不要というのが3つあると言われました。この中で全員一致で不要というものがあるわけですよ。全員一致で不要というものがありました。だけれども、その事業は23年度も続いておりますし、来年度についても続いていくのが決定をしております。その時に果たして本当にどういったやり方であるのが良かったのか。不要であると言われた事業がそうではないと言うのであれば、きちんとその部分について説明をする。そして、そのことを知っていただく部分、それを皆様方だけではなくてその外部の方々も含めて厳しい評価にさらしていくということが必要だと思っています。まだ22年度は試行だったからと思われるかもしれませんが、やはりこういったことをやる時にはやっぱり注目されます。他の自治体が結構やられていますので、直方とかは特に早くやられていましたので飯塚が突出して早いわけでは絶対ありませんが、この地域の方々に見れば、国でもこうやってやっている、飯塚でもやり始めた。そこで市民の意見がきちんと反映されるんだという期待をいただくわけです。それでお話を聞きに行ったら不要となる。でその質疑応答を聞いているとやはり、ここについては説明も厳しいしやっぱりこれは不要だよなっていう判断をするかもしれない。だけれどもそのときに説明が下手であるとか、目的を考えるとやっぱり必要だからもういっぺんやることはあるかもしれませんが、そのときには特にきちんとしたプロセスを経て結論を出すということが大切だと思っています。想定についてきちんと検討いただきたい。あともう一点、職員の方々の能力アップのためにというお話ございました。その点を含めてこの事業仕分けというのは私自身も非常に効果があると思っています。どこがやるにしても必要であると思っているんですが、これをもっとうまく生かすために

うふうな部分を考えてもいいんじゃないかと思うんですが、平成22年度から23年度、そしてまた来年もやるんだろうと思うんですが、こういった点を改善していこうという点がございましたらご紹介いただけますか。

行財政改革推進室主幹

昨年、試行的とはいえ現実やったわけでございますけども、その中からいろんな反省点、先ほども申しましたように、職員の説明能力、それから評価シートの作り方、行政評価に対する考え方こういった部分が十分でなかったということは反省材料として受け止めてきておることでございます。しかしながら今年度それを受けまして、いま言われますように研修を行政評価そのもの、それから事業仕分け、この両方を今年度かなり取り組んできたつもりでございます。そして評価シートにつきましてもかなり中身を高めてきたという部分もでございます。職員の説明につきましては個々のいろんな職員の能力等もありますが、これにつきましても私どもができる限り事前にやりとりをする中で評価というか、説明が十分できるような形をとってきたところでございます。そういったいろんな外部評価に対します反省材料を持って事業仕分けがどうかというのは分かりませんが、この外部評価というのは非常に有用だということを思っておりますので、いろんな今年度行った部分も反省材料としてございますので、それを次回以降に繋げていきたいと思っております。

江口委員

ぜひその努力をしていただきたいと思えます。その中で1点提案をさせていただきます。先日の事務事業仕分けの際にも市のほうで録画されてましたですね。ただ金曜日、土曜日に事務事業仕分けをやりました。私は土曜日にしか行けなかったんですが、やっぱり職員の皆さんが来れるわけでもないですね。私的に来られてる方々も多くおられましたけど、皆さん来れるわけではない。そして皆さん方が、すべての職員の方々があの中で体験できるわけではないわけですね。そしてまた市民の方々にしても同様です。金曜日お仕事で来られない方もいっぱいおられる。土曜日についてもやはり仕事の方もおられるでしょう。そして知っていただくという意味ではあの録画というのをどうやってうまく使うのか。せっかくインターネット放送局というのをやっているのであれば、そこにどんどんどんあげればいいと思うんです。そして職員の方でも家に帰ったときに、行けなかったんだけどちょっと見てみようかということになるでしょうし、市民の中でもあったんだと、後で新聞で結果を知るだけではなくて、その経過も見ることができます。そういった部分もあわせて考えていただきたいと思っております。そこもあわせ要望いたしまして、この点についての質疑を終了いたします。

委員長

同じく140ページ、一般管理費、人事評価研修委託料について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

140ページ、一般管理費の人事評価研修委託料について質問させていただきます。人事評価研修の実績はどういうものがあるのか教えてください。

人事課長

ただいまご質問の人事評価研修でございますが、人事評価制度につきましては合併後平成18年度に人事評価マニュアルを策定いたしまして、人事評価制度についての研修を開始いたしております。このような中で管理監督職に対しましては試行を行いながら、その研修の結果あるいはそれを分析いたしまして評価マニュアル等の改正を適宜行いながら一般職から管理監督職まで全体の研修を行ってきたところでございます。平成22年度におきましては、このような中でさらに制度を定着させていくというふうなことで、研修を一般職から係長職、全職員に対しまして実施をいたしてきておるところでございます。

宮嶋委員

これは委託ということになっておりますが、どういうふうにして委託をされたんでしょうか。

人事課長

委託業者につきましては地方自治法の施行令に基づきまして随意契約という形で契約を結んでおります。この人事評価制度につきましてはかつてより指導・助言を受けておりましたウエストウッドコンサルティングと契約を行いまして、継続しながら人事評価制度の研修を実施しているところでございます。

宮嶋委員

この組織風土調査、こういうのは具体的にどういうことなのか、結果がどういうふうになっているのかを教えてください。

人事課長

ご質問の職場風土調査につきましては、いまの各職場におけます職員のやる気、不満あるいはコミュニケーションの状況、こういったものを全職員、昨年度960名を対象といたしまして74項目におよびます設問についてアンケート形式によりまして調査を実施しております。調査項目といたしましては給与の関係、給与について不満があるかとか、自分の仕事についてやりがいがあるかとかそういった側面、それからコミュニケーション、人間関係あるいは管理監督者に対する質問等々につきまして大きく10の要因に分けて質問を行い分析を行っております。またこういった組織が成り立つための3つの要素、モチベーション、コミュニケーション、目的達成の各観点から分析を行いまして本市の特色でありますところ、あるいは今後取り組むべき課題等につきまして職場の状況を把握いたしまして、これは組織運営あるいは先ほど申し上げました研修等につなげていくという形で実施をしているところでございます。全体的な分析の結果といたしましては、職務の明確化あるいは人事評価でございます目標管理あるいはコミュニケーションそういったものにつきまして、これは旧飯塚市において平成14年度にも実は組織風土調査を実施しておりますけれども、そういった比較の中でもそういった能力、コミュニケーションあるいは目標管理等々については向上している部分もあるが、しかしながらいろんな人材育成においてはそういった制度、人事評価制度の納得性を高めていく必要性が今後と必要であるといった問題も提起されているところでございます。

宮嶋委員

今後ともということですが、また外部に委託してこういうことを続けていかれる予定ですか。

人事課長

当初も申し上げましたとおり、現在人事評価制度につきましては係長以上の管理職については導入という形で人材育成の観点から推進をしているところでございます。また一般職におきましては、現在試行という形で取り組みをしているところでございます。今後とも人材育成の観点からこういった制度の定着、適正な運用等々について研修を続けていきたい。それは方法としては委託ということも十分考えられると思います。従いまして今後ともそういった人材育成の観点からの人事評価の定着について委託を進めてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

合併しているんな職場環境が変わった形の中でたくさんの方が執務にあたってあって、勝手が違うということもたくさんあると思います。人間関係も大変じゃないかなというふうに思います。ただしこういう委託できちんとマニュアルとかいうのをきちっと確定すれば、これはもう自分たちで今後やっていこうというふうにはならないんですか。

人事課長

先ほども申し上げましたとおり、現在この制度の定着については研修を各職場で、これらは人事課の職員も講師となりまして、各職場に入りまして研修をしているところでございます。

しかしながらこの人事評価と申しますのは、それぞれの風土あるいは職場において決定制度が異なるものでございまして、それぞれの自治体においての特徴の中で構築をし、定着させていく必要がございます。そのような中で専門家のほうから、いま委託という形で助言・指導を受けながら一般職においては試行を繰り返しながらこの定着に向けて進んでいるところでございますので、当然、人事課職員といたしましても自ら研修を進めていくと共に専門家からの指導を受けてまいりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

まだ試行期間だということで、あと何年ぐらいされるのかという予定はあるんですか。

人事課長

これは人材育成という観点でしております。なかなかこの定着度というのは図ることが難しいところもございますが、この研修にあたりましていろいろなアンケートを取りながら現在の状況等々を把握してまいっておるところでございます。そういった観点で見えてまいりますと、何年度までということは断言と言いますか、どの段階が定着というふうに判断できるのかということがございますので、現段階では何年度までというのは差し控えさせていただきたいと思っております。

委員長

次に同じく140ページ、一般管理費、無料法律相談委託料について永末委員の質疑を許します。

永末委員

一般管理費、無料法律相談委託料について質問をさせていただきます。まず、この無料法律相談の事業の概要についてご説明をお願いします。

市民活動推進課長

事業の内容のご説明をさせていただきます。本事業の目的は市民の安全、安心な暮らしを目指す事業でありまして、近隣トラブル、交通事故、相続、離婚、過剰債務などのトラブルや悩みを抱える市民に対しまして法律の専門家でございます弁護士による適切な指導や助言を受けられる機会を提供する事業でございます。早期にトラブルの解決を図りまして、市民の安全と安心を守ることを目的としております。事業の内容につきましては、相談を受ける人は飯塚市民であり、法人は対象外となっております。場所は飯塚法律相談センターでございます。

市民活動推進課長

相談時間は毎週月曜から金曜日、13時から16時でございます。他に直方弁護士センターと田川弁護士センターもありまして、実施されております。事業の経費につきましては、福岡県弁護士会に年間委託として飯塚市から240万円を委託料として実施しております。利用方法は、最初に相談者が法律相談センターへ電話をするか、または出かけて相談日時を予約しまして、そののちに相談希望者である本人が本人の確認のできるものとして免許証、保険証などを持参し、本庁の市民活動推進課や支所の市民窓口サービス課に来所され、市から発行される紹介状の交付を受けることとなります。相談者はその紹介状を持参し、予約日時に法律相談センターまたは先ほどご案内しました弁護士センターに出向かれまして相談を受けることとなります。市からの紹介状で初回の相談30分が無料となりまして、1人が単年度4月から3月の間に1人1回に限り有効となっております。

永末委員

多重債務の問題とかですね、離婚の問題、相続の問題とかたくさん今大変な時になってますんで、そういった市民の方に対するサービスがあるというのは大変いいことと思うんですけども、本来そういった弁護士等への相談というのは個人負担でやはり基本的に行うものじゃないかと思うんですけども市が無料で法律相談を行う理由、必要性といいますが、そういうところ

はどういうふうを考えられていますでしょうか。

市民活動推進課長

弁護士への相談は個人負担で行うものであるとのご質問でございますけれども、昨今は権利意識の高まりが非常に顕著でございます。市民活動推進課に寄せられる相談内容自体も多岐多様にわたっております。そのような中で、弁護士の専門的な知識を持って事に当たる必要がある案件も急増しております。悩みを抱える市民の皆さんは直接弁護士に連絡するよりも、まずは市役所に相談しようということで参られる方も多く、現在駆け込み寺のような感覚で気軽に市民の方がご利用いただいている事業でございます。また、経済的負担を軽減し、トラブルについて解決の糸口を早急に見つけていただくことも本市が事業を行う必要性の大事なところであると認識しております。

永末委員

わかりました。先ほどの概要の説明の中で、だいたい市民の方、年間1回限りですね、初回の相談30分が無料ということでしたけども、1回30分間、年1回の無料法律相談で実際その方が抱えられているトラブルというのが解決されておるのでしょうか。

市民活動推進課長

現在ですね、委員ご存じのとおり、事業仕分け等で今年23年度の事業仕分けにかかりました。その折にもですね、この解決について相談者からのご意見をいただくというか、そのことでこの事業の解決、改善をする方法が必要ではないかというご意見をいただいておりますので、非常にこれはプライバシー等に関することでございますので、その辺を配慮しながら弁護士会に相談しながらアンケートとご意見等をいただきたいと思いますと思っております。それとこの事業は、何といいましても解決の点でも一つ大事な点でございますけども、そこへ至る糸口を見つけていただく、そのことも非常に重要でございますので、あわせて弁護士会と話をしていきたいというふう考えております。

永末委員

今課長がおっしゃられたように、最後のきっかけづくりというところのなのかなと私はとらえています。なかなか30分の相談でその方の相談全部聞いてですね、それを解決に導くというのはなかなか難しいものですので、どういったことなのかということ把握されてその糸口を見つけるといところがこの事業の目的なのかなというふうには考えておりました。委託料に関してなんですけども、240万円ということで上げられておりますけども、この算出の根拠をお示しいただけますでしょうか。

市民活動推進課長

委託料の算出根拠についてでございますが、本事業は合併前から実施されております。それで合併でこの事業が一本化になりました関係で、合併前に各市町村が持っておりましたその事業の積み上げ数字でございます。合併した当時、相談者の数も推移しておる関係もあるんですけれども、220万円ございましたのが、平成20年より相談者の数がふえたこともありまして240万円というようになっております。

永末委員

この委託金額について市と弁護士会との調整、240万円の委託金額をもう少し下げるといいますか、そういったことの必要性というのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

市民活動推進課長

実は平成22年に弁護士会と初めて、この合併以来ですね、初めてこの委託料に関しての話し合いをさせていただいたところでございます。昨年のごことでまだ結論は出ておりません。ただ、現在ですね、嘉麻市、それと桂川町、飯塚市、直方市、この状況はですね、それぞれ把握しておりますが、現在1回の相談料がご存じのように5千円と消費税でございます。現在、私

どものこの相談者の数が平成22年の事例でございますけど、512件ということで委託料は240万円ですが、その相談者の数と弁護士の方の相談料の積み上げをしますと、270万円程度の委託料になりますので、私どもはいま弁護士会についてこの金額を把握しておるところでございます。

永末委員

そうしますと今後の対応ということで、ぜひですね、満足度といいますか、市民の方がこのサービスを受けられたときに、実際30分の相談ということである程度ご自分のトラブルの方向性が見えたといいますか、そういった満足度をやはりせっかく市がやっておるんですから、行政が行っているんですから、満足度をしっかりと把握していただきたいと思うんですね。ただ個人情報保護の問題とかもかなりありますんで、踏み込んだ相談事例になると思いますんでそういうところはアンケートを取りにくいというところもあるかもしれないんですけども、少なくとも満足度をどのくらいのものにしていけるかというところだと思います。実際このことを一層よいものにしていくためにアンケート等の事業内容を評価し、改善する方法が必要だと考えるんですけども、そのあたりはどのように考えられておられるでしょうか。

市民活動推進課長

本事業はご指摘のとおり、市民の安全で安心な市民生活を支える重要な事業の1つであると認識しておりますので、今後ご指摘のようなアンケート、また利用者からのご意見をいただくということを大切にしながら、個人のプライバシーに関することだけに非常に工夫もいると思っておりますので、弁護士会との調整、また意見交換をしながらよりよいものにしていきたいというふうに考えております。

永末委員

最後に、こういった事業を市が行っているということをややはり市民の方に知っていただかないとなかなか利用もふえないと思うんですけども、そういうような告知の方法といいますか、そういうところをどのようにされていかれるおつもりなのか、お聞かせください。

市民活動推進課長

現在、このお知らせの方法としましては市民の方にお配りしました市からの便利帳とか、各公共施設に置いてありますチラシ、そのようなことになっておりましたが、今後はご指摘のようにもっと市民の方にお知らせする必要があると思いますので、ホームページとか回覧とか市報で、例えば法律の日とかそういうものもございますので、それに合わせて積極的にご案内をしてみたいと思っております。

委員長

次に142ページ、文書広報費、情報公開について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

資料のほうを出していただいております。資料のほうの34ページをご覧ください。この中では「情報公開状況調べ」として、公開までにかかった日数、そしてもう一つ、会議録の作成の日数について資料のほうをいただきました。まず1点目、公開までの日数についてなんですけど、ずらっとありますが、14日ですね、丸々一杯の14日ってやつが21件あります。トータル113件のうち21件、2割近い数字があります。他方0、1、2、請求のその日に出していただいているものは11件、1割なんです。1日、2日というのは2件、7件という状況なんです。やはり情報公開というものは、それこそ必要とされたときに素早く出すのが大切なことだと思っております。そのこと自体は情報公開条例にも明確に書いてあります。この情報公開に至るまでのまずは手続がどうなっているのか。なぜこれだけの日数がかかっているのかをやっぱり知るためにも、どういうふうに手続がなっているのかをちょっと皆様方にご説明いただけますか。

総務課長

まずは情報公開請求の手續の概要でございますけれども、申請者から総務課のほうに請求書の提出がございます。請求がありましたら総務課のほうより所管課のほうへ回答の依頼をいたしまして、所管課より回答を受けた後に総務課より申請者のほうへ可否の決定をさせていただきます。

江口委員

非常に大雑把な説明で、今の説明だとやっぱりわからないと思うんです、皆さん方。もう少し詳しく、例えば書類が必要なんであれば、決裁が必要なんであればどれどれどういうふうな形になっていると教えていただけますか。

総務課長

まず総務課のほうへ提出されますと、総務課のほうでまず担当部署への照会の決裁を取っております。決裁後に総務課より所管課へ回答依頼を出しまして、所管課ではおそらく受付の合議供覧後に出していいかという決裁を取った後に総務課のほうへ回答があっているものと考えます。総務課に受けました後は、再度改めまして担当部署よりこのような形での回答文書が来ている段階で申請者のほうに交付してよいかという決裁を受けた後に申請者のほうへ交付しているという手續を決裁ルールで動いております。

江口委員

それぞれ決裁権者はどなたになるんでしょう。どのレベルの方になるんでしょうか。今のお話ですと非常に煩雑な手續があるわけですね。まず情報公開請求がありましたということを通知するための決裁が総務課の中で行われる、ですね。そして、それが担当課に行ったら多分担当課では総務課からのこの文章について情報公開が来ますよというやつが担当部署の中で合議、供覧、要するに來てますよという通知をするための作業が行われるわけですね。これは決裁ではありませんけれども似たような形ですね。そして担当課の中でその文書についてどういたしましょう、公開していいのか、部分非なのか、そういった分の決定がなされる。そして最後にまた総務課のほうで決裁がなされるということですね。それぞれについて決裁権者、ないしどこまで回るのか。あと参考までに、そのときに最低いくつぐらいの印鑑が押されると思ったらいいのか、お聞かせいただけますか。

総務課長

情報公開の請求の決裁権は所管課長になっております。従いまして総務課での決裁権者は総務課長が決裁をしますし、担当部署での決裁は担当課長が決裁をしたいと思います。従いまして担当係長、課長補佐のいる職場にありましては課長補佐、そして所属長と、少なくとも課長補佐がいない職場にありましては3つの押印、決裁が必要かと考えております。

江口委員

そうすると、1つの情報公開請求があるとハンコが4つの段階があるわけですね。決裁だけで3つ、それと供覧がありますので決裁だけ考えても最低9つ、もしくは12個まで必要になる。合議、供覧を入れると、それが12から16必要になるわけですね。やっぱりね、そうやってるとこんな時間かかると思うんですよ。思うんです。だけれど、そのやり方を変えるところの情報公開に関してはもっともっとスピードアップできると思うんですが、その点についてどのように考えておられますか。

総務課長

今ご指摘の決裁のルールにつきましては、所属部署での公開に関する決裁と総務課での交付してよいかという決裁はどうしてもちょっと省くことができないのかなというふうに考えます。事前に総務課での担当部署への紹介していいかという決裁と、担当部署でのこういう文書が来ましたという取扱いにつきましては事務決裁の規定のルール上省くことはできないとは考えま

すけれども、並行してするというようなことは可能だと思いますので、交付していいかという決裁につきましては必ず継続的には必要ですけれども、供覧の部分につきましては何らかの形で並行して簡素化するといえますか、並行してするような形で対応することは可能だと考えておりますので、そういった方法がいいのかなというふうに考えております。

江口委員

単純にやっぱりお客様のことを考えると、どれだけきちんと早くサービスするか。それは一歩裏面から見ると、行政コストをどれだけ下げるかということだと思うんです。この情報公開について、私が必要だと思うことについて述べたいと思います。まずこの文書を作るとき、これはいま既にあるもの、情報についてそれを公開してくださいってものですよね。もう既に文書が存在してるわけですよね。そのときには、その文書をつくる時にまず公開区分を決定するわけでしょう。皆様方の中でこれについてはこういった取り扱いをしますよと、保存年限は何年ですよ、情報公開区分はどうですよというのを決定しますよね。まず、ここ間違いないですよ。

総務課長

質問者の言われるとおり、間違いございません。

江口委員

であるならば、私はこの情報公開の作業というのは、情報公開請求がありました、ペーパーないしそういったものが届きました。そしたら総務課の担当はそれをそのまま担当課のほうへ、原課のほうにこうやって来てるんだけれどすぐ出せますかというまず電話をする。そしたら受けたところはこれもう係員でいいと思ってるんです。その文書があることを確認して、その決裁、文書の公開区分を確認をすると。ああ、これは公開していいもんだねと確認をしたら、すぐに総務課のほうへそれをお持ちをする。そしたらその総務課のほうで最後の決裁のみ総務課のみが、持ってある情報が担当が持ってきた文書が公開区分がちゃんと公開可になっているかどうかを確認をした上で総務課のほうで情報公開の決裁を行う。これだと決裁1回ですよ。既にもう文書をつくったときに担当課のほうでそれぞれ、それについてどうしましょうと取扱いをきめているんだから。こういったやり方ですと決裁は総務課だけでできます。そしてその部分についても、これを担当ないし係長まで権限を降ろしてしまう。そうするともっと早く、必要なハンコは1つか2つです。そうすると、この情報公開までの請求日からの日数0というのが格段にふえると思うんです。お客様は情報公開請求に来たときにそのときにその情報をお持ち帰りできる。行政のほうはこの情報公開に対して今まで16個ぐらいハンコを押さなくちゃいけなかったのが、16個を押すためにはそれぞれの担当が見るわけでしょう。1分かかるとしても16分かかるとはわけですよ。4分の1時間かかるわけですよ。皆様方の手間を取らせるコストを考えても、非常に大きいものがあります。そういうものをぐっと下げられると思うんです。ぜひそのことを検討していただきたいと思っております。それが1点です。

もう一点、会議録の作成状況です。次のページ、36ページに「附属機関における会議録の作成状況」を資料として出させていただいております。担当課、総務課にお聞きいたします。この「附属機関における会議録作成状況」を見て、どのように判断なされますか。

総務課長

こう見まして作成期間が3桁の日数かかっている会議もございます。質問者言われますとおり、会議録の公表というのはできるだけ早く公表しなければ情報公開の会議録の公表の意味をなしませんので、早める必要があるのかなというふうに強く感じております。

江口委員

そのとおりだと思います。ぜひ、しっかりと努力をしてください。以上です。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:05

再開 11:16

委員会を再開いたします。146ページ、財産管理費、都市計画事業代替地維持管理費負担金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

146ページの都市計画事業代替地維持管理負担金についてお尋ねいたします。これは代替地ということですが、ちょっと中身をよろしくお尋ねいたします。

都市計画課長

市街地における都市計画街路事業の代替用地として、平成4年1月に市営東町駐車場、平成5年11月にえいらく広場を取得しております。取得した土地は東町、永楽商店街のアーケードに面しているため、商店街のアーケード使用料、維持管理にかかわる費用をそれぞれ商店街に支払っているものでございます。負担金額については平成7年3月9日、それぞれの商店街とアーケードの使用に関する覚書の締結に基づくもので、算出方法はアーケードを共用する商店による均等割、間口割、面積割にて月額が算出され、飯塚東町商店振興組合については月額28,205円の12カ月分となる33万8450円、永楽商業団は月額51,000円の12カ月分となる61万2千円、合計950,460円を年額として支出したものでございます。

宮嶋委員

商店街のアーケードに面している土地を代替地として飯塚市が持っているということですが、近年空き店舗がたくさん見受けられますが、この負担金は店舗数が減ればふえるというようなことになるのでしょうか。

都市計画課長

永楽商店街については最近の調査で30%が閉店しており、東町商店街については約50%が閉店しております。各商店街に聞きますと、閉店した商店街については徴収はしていないということ聞いております。ということで全体的に減っております。市の負担については変わりございません。

宮嶋委員

先ほどの説明では商店街の中で割って決めていくと、負担割合を決めていくということだったから、こういうふうにはシャッター通りになって30%、50%商店が減っていけば負担金はふえるんじゃないですか。変わらないんですか。

都市計画課長

覚書により払っておりますので、変わっておりません。

宮嶋委員

じゃあ全体の金額が決まって、それをアーケードの長さとか面積とか、かかっているところで計算して算定するというわけではないわけですね。何かさっきは、算定は面積だとかアーケードの間口だとかいうふうなことを言われたんで、全体の負担する人が減ればふえてるんじゃないかなと思ったんですけど、違いますか。

都市計画課長

均等割、間口割、それから面積割ということは、各それぞれの商店のところで計算しておりますので、全体がふえるということではございません。

宮嶋委員

今シャッターが下りているところで休業というところはともかく、廃業をされているところ、こういうところも負担金を払ってあるんですか。

都市計画課長

調査してみないとわかりませんが、おそらく払ってないと思います。

宮嶋委員

それでは結局商店街の収入が減っているということなんですね。何かちょっと算定の方法がもう一つわかりませんので、また後でゆっくりでいいですので、今度教えていただきたいというふうに思います。あと、いわゆる皆さん中活と言われますけれど、この中活の計画の中にこの2つの場所は入っておりますか。

都市計画課長

永楽商店街のほうに入っております。

宮嶋委員

そうすると、そこを手放すということになれば、この負担金はなくなるということになりますかね。確認です。

都市計画課長

覚書の中に算定の開始は土地取得の翌月から市が他の者に譲渡した月までということで、なくなるということになります。

委員長

146ページ、企画費、指定管理者選定委員会等について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

146ページに指定管理者選定委員会等についてということで、選定委員会の構成と委員会の開催数をお願いいたします。

総合政策課長

指定管理者選定委員会の構成でございますが、学識経験者が3名、公募委員が2名、専門委員が2名以内、市長が必要と認める者を含め10名以内で構成することとしております。委員会の開催回数につきましては、1つの施設を選定するに当たりまして原則3回としております。

宮嶋委員

平成22年度の選定施設協議状況を教えてください。

総合政策課長

平成22年度の選定施設数でございますが、8施設ございました。それぞれ申し上げますと、飯塚市の斎場、筑豊ハイツ、新産業創出支援センター通称トライバレーセンターと申しております。また駐車場、サンビレッジ茜、リサイクルプラザ工房棟、サン・アビリティーズいいづか、それと健康の森公園市民プール多目的施設の8施設でございます。

宮嶋委員

8施設ということになれば通常1施設につき3回ということで、24回審査が行われたということでもいいんですかね。

総合政策課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

同時並行でということではなくて、やっぱり24回ということですね。

総合政策課長

合計では24回しておりますが、いま申しました昨年度につきましては8施設と通常の選定数値よりも非常に多うございましたので、選定委員会を2つ設置をしております。それぞれの選定委員会が4施設ずつ選定をしていただいたということでございます。

宮嶋委員

選定委員会は2つつくられたということでもいいですね。指定管理評価委員会の構成と委員会の開催数をお願いいたします。

総合政策課長

評価委員会でございますが、こちらは学識経験者が2名、公募の委員が2名、施設の利用者が1名、それと施設の専門委員が1名、それと市長が必要と認める者を含めこちら10名以内で構成することとしております。こちらにつきましては、委員会の回数は施設につき原則2回というふうにしております。

宮嶋委員

この委員さんは10名以内でということですけど、平成22年度は何名で行われたんですか。

総合政策課長

平成22年度は施設専門委員と施設利用者が1名ずつございましたので、合計6名で評価をしていただいております。

宮嶋委員

平成22年度の評価施設、どういう形でその評価の結果を出されているのか、ちょっとお尋ねします。

総合政策課長

平成22年度の評価施設につきましては市民交流プラザ、それと筑豊ハイツ、筑穂保健福祉総合センターの3施設を評価していただいております。評価につきましては、先ほど申しましたように原則2回行っておりますが、1回目の委員会でまず現地調査、それと所管課及び指定管理者へのヒアリング、また各委員からの意見、提案等の集約を行うようにしております。2回目には前回の委員会での意見等をもとに事務局で評価案を作成いたしまして、それに基づきまして各委員より意見を出していただきまして最終評価を行っております。最終評価につきましては市長に答申を行いまして、ホームページで公表しております。

宮嶋委員

評価というのは、点数で結果が出るんですかね。

総合政策課長

点数ではございませんで、要改善とか優良とか、一応5段階の評価が出るようにしております。

宮嶋委員

改善の方向が出ればそれで改善をしていくということですね。以上でいいです。

委員長

次に、146ページ、企画費、コミュニティバスについて江口委員に質疑を許します。

江口委員

コミュニティバスについても同様に資料のほうを出していただいております。資料集の37ページから39ページまでですかね。まずですね、契約のことについてお聞きいたします。37ページの4表に、「事業者別コミュニティバス運行業務委託契約金額」とあります。こちらの契約方法についてどのようになされたのか、お聞きいたします。

総合政策課長

契約でございますが、コミュニティバスの運行主体でございます地域公共交通協議会が各バス事業者等と契約を締結しております。その方法といたしましては、本市の指名業者のうち道路運送法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者及びその許可を受ける予定の事業者に対しまして、飯塚市地域公共交通協議会において入札を実施した結果、現行の事業者を選定しているところでございます。

江口委員

とすると、この事業者の決定はそれぞれ毎年度ごと入札という形で行われているのでしょうか。

総合政策課長

毎年入札はございませんで、契約期間は3年間で契約を行っております。

江口委員

3年間の継続する契約という形ですか。そして、またその契約については入札でしょうか。

総合政策課長

当初は入札で契約をいたしておりますが、あとの年度につきましては毎年度運行日数とか運行ルートの変更等がございますので、運行初年度の契約金額を基礎といたしまして契約の更新を行っているところでございます。

江口委員

この金額と距離を比較すると、非常に単価としては違うように感じるわけです。当初からこの5業者になりますかね、この5業者のみが入札をされたのかどうか、それとその入札についての詳細についてお聞かせいただけますか。

総合政策課長

入札につきましては5業者のみではございません。他の業者の方もいらっしゃいました。入札のやり方といいますか方法につきましては、このコミュニティバスの運行につきましては先ほど申しました道路運送法第4条の許可の取得が必要であります。このことから、入札につきましては運行地区別に既に道路運送法第4条の許可を取得している事業者、こちらのほうから入札を行いまして落除きをして、運行地域以外の地域のバスの運行を4条許可を取得予定の事業者が入札に参加して落札をしていただいたということでございます。

江口委員

そうすると、落除きをして4条を持っているところがまず入れることができるんだというお話がありました。その分に関しては、4条がやってそしてそれ以外が落除きであったというお話がございました。そうするとですね、この順番というやつは路線がいくつかありますよね。その順番というやつはどこでどのようなふうになったんでしょう。

総合政策課長

順番ということでございますが、予定価格の高い順番で入札をしております。

江口委員

予定価格の高い順番と言われました。やっぱりですね、これ見てもやっぱり非常に差があるわけなんです。通常だとかこういった市の行政が直接発注するときは、ある程度金額は同じように分けるのではないんですか。これを見ると高いところって4千万円なんですよ、西鉄バス筑豊さん。22年度を見ても4千万円なんです。低いところでいうと、この古江タクシーを混ぜていいのかわかりませんが、ここだと200万円なんです。これだけ、こういった分け方をしなくてはならない合理的な理由ってあるんでしょうか。この4千万円のところが2つに分かれるとしても、2千万円が2つできるわけですよ。そうすると、地域の業者さんも入れるわけですよ。これ地域業者、市内の業者のみという理解でよろしいですか。違うように感じるんですが。

総合政策課長

業者につきましては、市内の業者でない方もいらっしゃいます。

江口委員

そしたらですね、市外も入ってるんだけど、地元業者優先ってわけでもない。そして契約についても非常に大きい。下手すると半額近いところが1社あるわけです。こういった切り方になぜやらなくちゃいけなかったのか。そこに対する配慮はどうかされたのか。公共事業を発注するときもできるだけ地域の方々に仕事を取っていただいてということも考えられるでしょう。他方、ここにはある意味どんと5割近い金額が1者に行っているわけです。そして4条

が落除きと言いましたけど、そこらへんの、4条が先に取って、あとそれ以外を含めて落除きと言いましたよね。その経緯をまずお聞かせいただけますか。どこからどこまでが4条を取っていたところで、どの順番でやってどこが4条持ってて、それ以降は何社入ったのか。

総合政策課長

4条の許可を当初から持っておられたのは2業者でございます。残りの8事業者は、4条許可がなかった業者でございます。入札の順番でございますが、まず穎田、庄内地区の中回り線と飯塚地区の二瀬幸袋線、飯塚地区健康の森公園線を最初に行っております。続きまして、筑穂地区の3路線、続きまして穎田、庄内地区の2路線、そして穂波地区の2路線、そして最後に穂波のふれあいタクシーの分を入札しております。

江口委員

この表でいう上から順番にやっていったということでもいいですか。そしてそのときに4条を持っていたのが2業者言われましたよね。まずその2業者がどこなのか、それらが参加したのはどこまであるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。例えばその西鉄バス、この中に西鉄バス筑豊さんは4条ですよ、当然のことながら。あとは皆さん方4条以外と考えてよいのかどうか、まずそこを。参加していない2社があると言われました。もう1者さんはどうされたのか。

総合政策課長

4条の許可を持っておられる業者さんが西鉄バス筑豊さんとJR九州バスさんでございました。JRバス九州さんにつきましては、入札のご案内を差し上げましたが辞退をされております。あとの事業者につきましては8事業者ございまして、そのうち1事業者につきましては辞退をされております。全部で10業者さんのほうに案内を差し上げております。

江口委員

とすると、西鉄バス筑豊さんは非常に大きい金額のところは1業者だけでの入札行為だったということですね。残りを4条以外のところがそれぞれ落除きでやっていたという形ですよ。ちょっと前に戻ります。そうすると、この金額にやっぱり大きく差があるわけです。あともう一つは、市外の業者が入っている、これ確か嘉穂観光さんは市外ですよ。その市内外の業者の選定の理由、それとこの割り方、路線の入札の割り方をなぜこうやったのか。お聞かせいただけますか。

総合政策課長

この割り方でございますが、これは旧1市4町ごと大体大まかに分けたところで、地区割り等を行っております。先ほど申しました嘉穂観光につきましては飯塚市の指名に入っておりますので、うちのほうでのご案内を差し上げたところです。

江口委員

現実にはこのコミュニティバスについては、先ほどご案内があったように3年間というお話であって、21年、22年そして今年度23年と契約が終わってますよね。それからまた大きく見直しをするわけですよ。やっぱりここら辺を考えていただかなくちゃいけないと思うんです。指名業者であるから入れました、それも一つかもしれませんが、指名業者であったら、すべての公共事業に対して入札ができているかとそうではないわけでしょう。土木であるとか、建築であるとかに関しては、市内業者優先でされてますよね。そういった分をどうやって反映するか。これはもう、ある意味市が出すお金ですよ。それがどうやって地域の中で動いていくのか。できないのであれば市外業者というのは思いますが、そこら辺をどうするか。もうひとつは契約の形態をどうするかです。これが割れないのであれば、この西鉄バス筑豊がやっている4000万円という金額がこの路線をすべて運行しないと無理なんであればいいかもしれませんが、さっき旧自治体別に言われましたけれども西鉄バス筑豊さんの路線は、飯塚穎

田線、穎田庄内地区中回り線、そして飯塚地区の二瀬幸袋線と健康の森公園線です。片一方では庄内観光さんは穎田庄内地区の上回りと下回りです。この中回りが何でこちらなのではないのかなとも思いますし、やっぱりそういった割り方の部分もあると思うんです。ぜひその部分について、23年度は契約行為は終わってますので、以降についてどうやってやっていくのか。そして4条とる予定だったところも、ここ参加できてますけれど、これ以降どうされるのか。そこら辺をきちんとやっていっていただきたいというのがまず1点でございます。もう一つ、資料の次のページを見ていただくと39ページに利用状況の分かる地図を出していただいております。利用者数別バス停留所の表示図、赤が乗降者数が1日で0.2人以下のところ。ぱっと見てもやっぱり赤が結構多いわけなんです。ちゃんとした見直しをしてないこういった状況が続くと思います。その見直しがどのようになされていったのか、21年度から22年度、確かに利用状況は上がっているという話もあります。確か7万7千人ぐらいから9万人オーバーと、だけれど目標数値と言うか当初の設定数値は15万人ですよね。それに対してどのような見直しをやられたのか、まずそこからお願いします。

総合政策課長

見直しということでございます。運行ルート、ダイヤ等の運行計画につきましては運行に伴いまして市民の皆様の意見、要望あるいは利用実績等を踏まえまして、毎年度見直しを行っているところでございます。見直しの検討をする際には、見直しによりますメリット・デメリットも含めて検討しておりましてこれまで2回見直しを行っておりますが、平成21年度から22年度につきましてはダイヤの変更を10路線、それとルートの変更につきましては4路線、またルートの延長を1路線、バス停の新設を6カ所、新規路線を2路線というふうな見直しを21年から22年にかけて行っております。さらに平成21年度の実績と22年度の途中までの利用実績あるいは市民の皆様の意見をいろいろ検討いたしまして、平成23年度につきましてはダイヤの変更を11路線、またルートの変更も11路線、ルートの延長を5路線、それとバス停の新設を19カ所を行ったところでございます。

江口委員

平成21年から22年への見直しでも、やっぱりこの22年度の地図を見てもやはりまだまだ厳しいというのがよくわかると思います。23年度が半年を過ぎた訳なんですけど、いま半年過ぎて同じ地図をつくると、これは劇的に改善しているところまでいってるんでしょうか。現行の感触をお聞かせいただけますか。

総合政策課長

平成23年度の運行を始めまして、いま質問者おっしゃいます分析等につきましては資料収集をしておりますが、また分析等の集約はできておりません。

江口委員

半年ベースのトータルの乗降客数でも結構です。22年度から比較して22年度は4月から9月、上半期はこうだったんだけど23年度はこのように改善されているってところが分かってましたらお聞かせいただけますか。

総合政策課長

利用者の総数でございますが、9月現在で昨年が47,046名、今年度、23年度が53,886名で約14.5%の増加というふうになっております。

江口委員

プラスになっているのはいいことだと思いますが、上半期の数字を単純に倍にするのが良いのかどうか分かりませんが、そうしても10万をちょっと超えるぐらいですね、当初予定していた15万というところには非常に遠いのではないかと感じております。やはりこういった事業をするときに非常に大切になるのがコンサルタントだと思っています。今回のこのコミュニ

ティバスについてはコンサルタントについて果たしてどれだけきちんとやっていたんだらうということについて疑問に思うわけなんです、このコンサルタント、22年度を含めてこのコミュニティバスまずどこに委託をしていて、こういった評価を皆さん方持っておられるのか、お聞かせいただけますか。

総合政策課長

コンサルにつきましては、平成22年度は株式会社KCS九州支社というところに委託をしております。また、20年度、21年度につきましては日本工営という会社に委託をいたしております。評価ということでございますが、資料の分析等をやっていたのが、利用状況の分析あるいは市民意向調査、アンケートを実施しましてそれによる分析、あるいは市民からの要望等の分析、それと運行ダイヤの編成等の業務いろいろ行っていただいておりますが、専門性のある業者ということでございまして的確な意見・提案等も受けたんじゃないかならうかというふうには考えております。

江口委員

感覚っていうのが非常にだめだと思うんです。15万の予定数字があって7万7千スタートですよ。それから9万になって、やっと10万を超えるくらいですよ。そのベースとなるのはやっぱり一番最初の路線をどうやって組むかですよ。3年間運行する中で、ちょっとした見直ししかできないわけでしょう。3年間、業者についても縛りをしてやったわけですよ。当初の計画が非常にずさんだったと言わざるを得ないと思っているんです。コミュニティバスに移る前、合併しても旧4町でやってた福祉バス等々が走ってましたよね。そのときにはどれだけのお客様が乗っておられましたか、そしてそれはどのくらいのコストでできておられましたか。

総合政策課長

旧4町時代からやっている分につきましてはでございますが、年間利用者が14万6190名、年間運行コストにつきましては7083万3千円というふうになっております。

江口委員

7千万円。そして7千万円で14万6千人が乗っていただいていたものがあったわけです。これがコミュニティバスとなった途端に1億1千万円かかって、そして7万7千人になったわけです。どう考えてもこれは失敗ですよ。そのことはきちんと反省していただかなければならない。いくらご自分達が選んだコンサルタントであっても厳しい評価をしてないと、とてもじゃないけれど市民の方々は納得していただけない。これから24年度に向けて、いまちょうど協議会のほうでも見直しの作業中だと思うんですが、じゃあこの22年度、いまやっているのを含めて、その反省を含めて、今後どのようになされるおつもりなのかお聞かせいただけますか。

総合政策課長

これまでの質問者言われるような点も十分に踏まえた中で、24年度からにつきましては新たな方法といたしまして、デマンド交通と幹線バスの併用方式を検討しているところでございます。現在の飯塚市地域公共交通協議会の下部組織でございます幹事会におきまして、予約管理システムの機種の設定とかデマンド交通の運行地区割り、幹線バスの運行ルート等、その導入に関しましていろいろ検討を進めているところでございます。

江口委員

幹線バスプラスデマンド交通というお話がございました。ただやっぱりですね、そういった路線を引くのも一案かもしれませんが、やはり私はベースになるべきはコミュニティバスが行われる前、そのときにどのくらいのコストでどのくらいのサービスができていたのか、ここが非常に大きな指標になるんだと思っています。7千万円で15万人近いお客様が乗っていただい

てたわけです。このコミュニティバスについてはそれぞれの町の方々からも、コミュニティバスになって非常に使い勝手が悪くなった、あそこに行くまでにこんなに時間がかかる、非常に評判としてはよろしくないですよ。伸びてはきているものの、それが現状だと思います。これをきちんとベースで考えていただきたいと思います。あとデマンド交通と言われましたけれども、デマンド交通も本当にさまざまあるわけです。ドアからドアまで行きたいところを、例えば自分の家からあそこに行きたいんだけどといったところまで満足するのもあれば、例えばいまあるコミュニティバス、路線がありますよね。この路線に乗る人は前日までに予約をしてくださいという形を入れて、私がここで乗りますと、きちんと路線が決まっている形のデマンドバスもあるわけです。非常に大きく違うと思うんですが、いまは考えておられるデマンド交通というのはこういった形なんでしょう。

総合政策課長

いま質問者おっしゃいますようなデマンドの運行方法等も種々ございますが、まだ事務局といたしましても検討段階ということでございまして、いま決まっているのは幹線バスプラスデマンド交通の併用方式を採用したいということだけでございます。

江口委員

まだまだ未定のようなのですが、そのデマンド交通の入れ方ひとつによっては地域で仕事をおられるの方々にとっても非常に大きな影響があるのも現実であります。そのこともあわせて考えた上でやっていっていただきたい。あわせて再度繰り返しますが、コミュニティバスに移行する前、その前の部分の、運行していた部分、それが意味最低の指標であると私は考えております。そのことを重ねて申し上げまして、この質問を終わります。

委員長

次に146ページ、企画費、飯塚市地域公共交通協議会について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

この分については取り下げさせていただきます。

委員長

暫時休憩いたします。開会を午後1時といたします。

休 憩 11:56

再 開 13:00

委員会を再開いたします。150ページから152ページまでの質疑を許します。人権同和推進費、人権同和对策事業総括について。

宮嶋委員

まず、150ページ、人権同和推進費の決算の総括表の資料41ページを用意していただいておりますが、この総括表を簡潔にご説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

この総括表につきましては、同和関連予算全体の総括表をということでございまして、主な増減の内容につきましては、歳入については隣保館事業費補助金が全館でデイサービスを実施したことによりまして、補助金額が408万8千円増となっております。歳出につきましては単年度事業で、太郎丸二区納骨堂改修工事を行ったことによりまして工事請負費が2192万2千円の増となっております。22年度の人権同和对策事業決算全体につきましては、歳入合計が5081万5千円、歳出合計が2億6561万7千円で2億1480万2千円の一般財源から支出となっておりますところでございます。

宮嶋委員

歳入が増えた分は隣保館の事業費がそれまでやっていなかった伊岐須会館、筑穂の解放センターでもデイサービスが行われることになったための増だという説明がありました。歳出が2

億1480万円もあるんですね。これは市の持ち出しだと思うんですが、その中で増えた理由として太郎丸二区の納骨堂改修工事、これを行ったというふうに書いてありますが、この工事の中身を教えてください。

人権同和政策課長

太郎丸納骨堂の改修工事につきましては、改修の内容としまして屋根の防水工事、位牌壇の取りかえ、内装工事、外壁塗り替え、スロープの設置、給水設備工事等でございます。

宮嶋委員

この納骨堂は、市内にいくつもあるようですが、この管理は、もしこういう改修があるということになれば、全部を飯塚市が面倒を見るというふうになってるんですか。

人権同和政策課長

基本的には市有物件でございますので市の管理ということでございますが、簡易な維持修繕につきましては、地元で行うようになっております。

宮嶋委員

もともと同和予算でつくられたんだと思いますが、もう予算は切れている訳ですよ。それに今後もずっとこういうたくさん、条例の中に名前がずっと載っていたんでびっくりしたんですが、これがもし改修ということになったら全部しないといけないのかなというのと、雨漏りだとか維持をしていくための分はともかくとして、位牌壇の数が増えたのですか。

人権同和政策課長

太郎丸の納骨堂につきましては改修によりまして、124基から132基になっております。

宮嶋委員

この時期にこの数がふえるものなのですか。現状維持で管理していくってということじゃないんですか。

人権同和政策課長

基本的にはですね現状維持ということでございますが、地元の事情等も考慮いたしまして、今回の太郎丸につきましては若干増えた形となっております。

宮嶋委員

その事情をお聞きしたいと思うんですが、どういう話し合いでふやすことになったんですか。

人権同和政策課長

この太郎丸地域につきましては、住民の人口が多少増加しております関係で若干の基数増となっているところでございます。

宮嶋委員

同和対策事業でつくったものが、同和対策事業は切れてるわけですよ、その中で規模を拡大するというか、そういう形になると思うんですが、これはその法律に照らしてどうでしょうか、おかしくないですか。

人権同和政策課長

基本的に納骨堂の関係につきましては、また同和の集会所の関係もございまして、これにつきましては市の方針といたしまして公共施設等のあり方の第1次実施計画に上げていますが、随時地元あるいは各関係団体への委譲を検討していくという方向性は持っています。

宮嶋委員

ぜひ一般政策として下さい。市民の人の目から見たらなんで市がそういう納骨堂を持つてるんですかというのはよくお聞きするんですけど、公共施設の中で検討されているのであれば、ここにきてあえて補修をする、駆け込みみたいにする必要があったのかなということ指摘しておきたいと思います。いわゆる納骨堂だとか農機具倉庫だとかというのがあろうと思うんですが、いつ頃までに地元に戻していくというふうになってるんですか。

人権同和政策課長

納骨堂及び集会所につきましては、公共施設のあり方の第1次実施計画によりますと整理統合等について、22年度を目途に関係団体と協議しながら決定していくと、それから、あわせて平成23年度をめどに団体協議等を行いながら決定していくという方向性は出しておりますので、今現在、関係団体と鋭意協議をすすめているところでありますのでご理解をお願いします。

宮嶋委員

ぜひ早急に進めていただきたいと思いますし、ここに来てこういう改修が行われるということには、ちょっとおかしいなというふうなことを指摘しておきたいと思います。部落解放同盟、同和会への補助金、これが全体の予算に占める割合を教えてください。

人権同和政策課長

各補助金の総事業費に対します割合につきましては、解放同盟が平成21年度は14.79%、平成22年度は13.85%となっています。それから全日本同和会につきましては平成21年度が1.18%、平成22年度につきましては1.08%となっております。

宮嶋委員

人権ネットへの委託料の割合も教えてください。

人権同和政策課長

人権ネットへの委託料の割合につきましては総事業費に対しまして21年度が10.9%、22年度につきましては10.8%となっております。

宮嶋委員

2億円からの大変な金額だというふうなことを思います。次に、152ページ、同和会館人権啓発センターの管理委託料、このことでの説明をお願いします。

人権同和政策課長

資料の説明をいたします。内容的には電気設備、空調設備、消防設備の保守点検、それから浄化槽の維持管理、年1回の管内清掃につきましては、業者発注をいたしておるところでございます。穂波町と筑穂の人権センターにつきましては施設の管理委託で夜間休日の管理人を個人の方に委託しておるところでございます。

宮嶋委員

委託料は少し下がってきてるのかなと思いますが、この特徴をお願いします。

人権同和政策課長

最近の特徴といたしましては、清掃につきまして日々の清掃を隣保館の職員で行っておるところです。ワックス掛けや高いところの窓ガラス等の清掃につきましては職員では対応できない部分もございますので年1回業者に発注をいたしておるところでございます。22年度につきましては、4館で一括発注を行うことにより、前年度比で29万4千円の削減をしたところでございます。

宮嶋委員

業者選定はどうやって行われていますか。

人権同和政策課長

入札で行っておるところでございます。

宮嶋委員

ありがとうございます。150ページの飯塚集会所、これの利用状況をお願いします。

人権同和政策課長

飯塚集会所につきましてはの利用状況といたしましては、一般に開放している会議室の利用状況といたしまして、21年度は3件、22年度は0件でございました。

宮嶋委員

0件だということですが、この理由と23年度はどういうふうにされているのかお聞きします。

人権同和政策課長

0件の理由をとということですが、当会議室につきましては冷暖房設備がありません。また、管理人さんもおりませんので夜間の利用がしづらい部分もあったと思いますが、そういった状況もございまして利用者がなかったということで平成23年度、今年度より飯塚集会所条例を廃止いたしまして普通財産として会議室の一般使用は現在はおこなっておりません。現在は、飯塚市公有財産管理規則に基づきまして1階と2階の一部をNPO法人人権ネット飯塚に無償貸付をいたしておるところでございます。

宮嶋委員

今どき冷房も暖房もないというところがあるのには驚きましたけれども、ぜひそういう設備をきちんと整えて、市民の皆さんにも知らせれば利用される方はあると思うんですね。公民館も結構いろいろ使っていて、探すと空いていないということもたくさんありますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その人権ネットに貸し付けていますというふうなことです。どういふふうにいま利用されて、この部屋を、冷房も暖房もない部屋を利用されているのかお聞きします。

人権同和政策課長

22年度まで、一般開放いたしておりました会議室につきましては、現在人権ネットの会議室ということで利用がなされております。

宮嶋委員

じゃあ暑いとき寒いときは、会議をなさらないで、そのほかのときに使っているということですかね。ぜひ市の公共の建物ですから、どうしてもそこが使わないといけないような事情もないと思いますので、ぜひ一般に開放していただくように、設備も整えていただくようにここは要望をいたしておきます。次に152ページ、嘉飯桂って読むんですかね、隣保館連絡協議会の負担金ということで、ちょっとこれに関連して隣保館について質問をさせていただきたいと思います。この協議会の活動状況を教えてください。

人権同和政策課長

嘉飯桂隣保館連絡協議会の活動状況といたしましては、嘉麻市、飯塚市、桂川町の7カ所の隣保館相互の有機的な連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的といたしております。事業内容といたしましては、隣保館事業に関する連絡調整、それから隣保館事業に関する調査研究、あるいは研修等々でございます。

宮嶋委員

隣保館事業というふうに言われましたが、どういうことをされてるのか教えてください。

人権同和政策課長

隣保館事業につきましては、隣保館は地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターといたしまして生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行うところでございます。その財源につきましては国からの補助が2分の1、県からの補助が4分の1、合計4分の3の補助金と4分の1の一般財源で運営をいたしているところでございます。

宮嶋委員

ページが何度も飛んですみませんが、予算書の150ページというか、151ページの下のほうに賃金で載っていますが、これが隣保館の方の賃金ではないかなというふうに思って質問をさせていただきますが、この賃金の中身について教えてください。

人権同和政策課長

151ページの下から4行目の嘱託賃金、臨時賃金についてご説明申し上げます。嘱託賃金といたしまして立岩会館、伊岐須会館、それと穂波の人権センター、筑穂の人権センター、ここに各館長が1名ずつおります。この4名が嘱託賃金として計上いたしております。臨時職員賃金といたしまして、立岩会館に3名分、それから伊岐須会館に2名分、穂波人権センターが2名分、それから筑穂人権センターに4名分の11名分の賃金の決算状況でございます。

宮嶋委員

嘱託賃金ということですが、この人数が多いのか、少ないのかはちょっと分りませんが、筑穂のセンターには4名というふうにおっしゃいましたけれど、ここだけ、立岩会館も3名なんですけれども、この4名というのはいくつもあるような気がしますが、この方たちの業務内容、どういうことをされてるのか、本当にこれだけの人数がいるのかということも含めてお願いいたします。

人権同和政策課長

嘱託につきましては館長、センター長ということで配置いたしております。臨時職員につきましては、3名、2名、2名、4名とちょっとまちまちなところがございますけれども、業務内容といたしましては相談業務及び貸館業務及び維持管理業務、それから館内外の清掃等々を業務として行っていただいております。また、隣保館事業で行っておりますデイサービス事業というのございますが、その中の各種教室の運営準備等々を行っているところでございます。また、筑穂センターにつきましては4名ということでございますが、ここにつきましては市内4館の全体的に営繕を担当する臨時職員を1名配置いたしております。なぜ筑穂かということでございますと、筑穂地区に居住されております方でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

宮嶋委員

理解し難いですね。その人がそこに住んでいたら4館あって、じゃあ穂波に住んでいたら、穂波が主要なセンターになるから、穂波にたくさん配置しようということなんですか。事業の中身とか、筑穂なら筑穂、穂波なら穂波でどのくらいの事業をやっているから、相談が多いとか少ないとかそういうことで人数が決まるんであってね、ちょっとその人員配置は認められないんじゃないかなと思います。他の公民館だとか、そういうところでもそういうことがあっておりますか。ちょっと納得しがたいと思いますが、いかがでしょうか。

人権同和政策課長

あくまでも隣保館事業を4館で行っておりますが、そこそこの事業の量につきましては、また質につきましてはそこそこの温度差がございまして、そのボリュームに沿って人員配置をいたしておるところでございますので、ご理解のほどをお尋ねいたします。それと公民館等にいるかということでございますが、公民館等にはいないと思います。

宮嶋委員

さっきの答弁と今の答弁がちょっと違うと思うんですね。4名筑穂に人数が多いということに対して、議論が、理屈がたっていないと思います。ぜひもっと精査して本当に必要な、この方たちがどのくらいの仕事をされてるのか分りませんけれども、精査してこれだけ庁舎内の職員も減らされているわけですからこういうところもしっかり見て行っていただきたいというふうに思います。この方たちの業務の内容、どういうことをされているのかお聞きします。

人権同和政策課長

業務内容につきましては、先ほどもご答弁申し上げたと思いますけれども、相談業務あるいは貸館業務、窓口の受付等でございますが、その他維持管理業務等を行っております。また隣保館事業で行っておりますデイサービス事業において各種教室の運営等々を行っております。

宮嶋委員

特に筑穂が相談件数が多いというふうにはなっているんですかね、下にありますね。次の質問事項に作ってありました。相談員業務、どなたがされていて、相談件数がそれぞれのくらいあるのか教えて下さい。

人権同和政策課長

相談業務につきましては館長及びこの臨時職員の生活指導員が行っております。相談件数といたしましては平成22年度におきましては、立岩会館が53件、伊岐須会館が41件、穂波の人権センターが74件、筑穂の人権センターが65件で、合計233件となっております。内容につきましては生活相談が55件、健康相談が54件、教育相談が45件、育児相談20件、その他の相談44件となっております。

宮嶋委員

いまお聞きしましたら穂波のほうが相談件数多いですよ。件数だけでは決められないと思いますけれど、特に他の業務もあります。デイサービスだとか色んなものがありますけれども、こちらで特に筑穂に4名配置しないといけないという理論立てができないんじゃないかなと思います。ぜひこのことは適正化ということで、人員配置を検討していただきたいというふうに申し上げておきます。それと、ここに臨時職員でお見えになる方、どういう方をどういうふうを選んであるのか教えてください。

人権同和政策課長

館長及び生活指導員の人選ということでございますが、これにつきましては社会福祉主事の資格を有する者、もしくは社会福祉事業に2年以上従事したもの、または隣保館の運営に関し、国が定めた隣保館設置運営要綱にこれらと同等以上の能力を有するものであって隣保館の運営に熱意のあるものということの定めがございますため、嘱託職員につきましては主に公務員のOB、あるいは合併前より隣保館業務に従事されていた人の中から人選をいたしております。臨時の人選につきましては、デイサービス事業の有資格者が必要な方のポストにつきましては人事課のほうで登録してある方の中から適任者と思われる方を人選いたしております。

また、隣保館は近隣の方が施設を利用される機会が多いことから、地元の推薦により選考する場合もあります。

宮嶋委員

最後に近所の人というのは、さっきも出ましたけど、地元の推薦って言われましたけど、この地元っていうのはどこが推薦されるんですか。

人権同和政策課長

市内に4館の隣保館がありますので、そこその近隣の方でございます。

宮嶋委員

地元の推薦というふうにおっしゃったんで地元の方ではなくってだれが推薦されるのかを聞いております。

人権同和政策課長

隣保館につきましては、いわゆる解放同盟飯塚市協の支部等が各地区ございますので支部での推薦、あるいは地元の自治会等々の推薦もございます。そういう推薦でございます。

宮嶋委員

デイサービス事業等を行う有資格者については人事課に登録してある方というふうに言われておりましたが、ほかの方たちもこういうふうに人事課のほうにいろいろ登録、他にもされている方があると思うんですが、そういうところから選ぶべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

人権同和政策課長

委員おっしゃいますとおりと思っております。それでできるだけ人事課のほう人選を、適任者を探すようにはいたしておりますが、特に看護資格等々の有資格者につきましては市の登録の人事課のほうで探しております。今後ともそのような方向でいきたいと思いますが、地元の関係も若干ございますことから、そういう状況もあるということもご理解願いたいと思います。

宮嶋委員

地元の状況というのは私は理解できません。市民の方は理解できないんじゃないですか。これだけ不況で仕事がなくて困ってある方がいっぱいいらっしゃるんです。そんな中でやっぱりある特定の団体からの推薦で市が雇用をするということは認められないと思います。ただちにそういうことはやめていただきたいというふうに思いますが、今後そういうことで検討していただけますか。

人権同和政策課長

委員ご指摘の件につきましては十分検討をしてみたいと考えております。

宮嶋委員

この事業については国や県から補助金をもらっているとはいえ、飯塚市の会計からも税金をつぎ込んでいますよ。内容的には特別に隣保館がこういった活動をやっている、ここじゃないと駄目だっていうことはもうなくなってきている時代だと思うんです。ぜひ地域に公民館があります。なかなか公民館もたくさん活動されていて、場所が足りないとかたくさんありますので、こういうものを統合して両方一緒に使えるというか、皆さんが使えるような施設にするためには本当はこういうものはなくして、公民館と同じ事業でやっていくべきじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

人権同和政策課長

隣保館につきましては先ほども申し上げましたけれども、地域住民に対しての福祉の向上、特に人権啓発のための住民交流の拠点となるべきコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業及びさまざまな人権課題に対する理解を深めるための活動を行うことによりまして地域住民の社会的、経済的、文化的な向上を図るとともに生活上の課題やさまざまな人権課題の速やかな解決を図るなど、公民館事業とある意味重なる部分も多くあるとは思いますが、公民館事業にはない専門性やきめの細かなサービス等の提供もございますので、本事業の必要性は十分認識をいたしておるところでございます。

宮嶋委員

隣保館、公民館も同じことをやってるですね。公民館だって人権を守るそういう立場でやっていると思います。ぜひこれを一本化して、一般施策としてやっていただきたいと思いますが、この事業に対する国とか県の動向、これは今後どのように変わっていくのでしょうか。

人権同和政策課長

隣保館事業につきましては、国のほうにおいて将来的には交付税の一括交付と言うようなことも多少聞こえてはまいりますけれども、現時点におきましては正式には国、県からの通知等は一切ございませんのでよろしく願いいたします。

宮嶋委員

国のほうでも特別事業ではなくて、補助事業ではなくて、地方交付税これで一括でやっていくというふうな方向になってきているというふうな報告ですので、ぜひ飯塚市としてもそういう方向で、国がもたもたしてるんでしたら働きかけて、一般施策として隣保館業をやっていくということで、ぜひそういうふうな方向で考えていただきたいと思いますが、いま飯塚市としては見守っているという段階でしょうか。

人権同和政策課長

先ほど答弁に誤りがございました。地方交付税と申しましたが一括交付金の間違いでございます。

ます。よろしくお願ひします。それでは飯塚市としてどう考えているのかということですが、今後とも国、県の動向を注視しながら本市としての方向性は決めてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

ぜひ、ほんとに差別が全部なくなってしまうまでこの同和事業を続けるのかということがありますが、やっぱり皆さん一緒にやっていく中で解決していくというのが大事じゃないかなというふうに思います。あと次に行きますが、資料43ページから52ページに同和団体への補助金等についてたくさんの資料を用意していただいておりますが、先日の資料要求の場面でもお話ししたけれども、部落解放同盟の方の出勤簿、これを資料要求していただきましたけども、実際にそのものがないということで資料は提出できませんということでしたが、昨年の決算委員会でも資料請求をしてその時に課長さんがそういうふうに出勤簿をつくるように指導をやりますというふうにお約束があったにもかかわらず、また今年度も同じことが繰り返されておりますが、そのことについてお尋ねいたします。

人権同和政策課長

委員ご指摘のように昨年来からこの出勤簿についての資料要求がっておりますのは十分認識いたしております。しかしながら従前からの指導は十分行っておるところではございますけれども、指導が行き届かないというところで、平成22年度につきましては整理がなされておりました。しかしながら、本年度からはきちんと整備をするように厳しく指導をいたしておりますので、来年からは出せるかと思っております。

宮嶋委員

補助金を出している団体なんですよ。ぜひどっちがどっちを指導しているか分からないような状況にあるのではないかと危惧いたしております。解放同盟また同和会への補助金、これの増減はどういうふうになってるのか、教えてください。

人権同和政策課長

補助金の増減ということでございますが、解放同盟につきましては平成21年度が3700万円、22年度が3677万7425円で22万2575円、0.6%の減となっております。全日本同和会につきましては21年度が296万円に対して22年度が285万6427円で、10万3573円、3.5%の減となっております。

宮嶋委員

解放同盟の決算書ですね、予算決算書となっておりますか。ちょっと資料何ページか見忘れましたが、小さく本当に虫眼鏡でないと見えないぐらいの資料しかついてないんで、一応拡大コピーはしたんですけど、補助金が22万2573円残っているということで、確かに収入のところの予算決算ではそういうふうになっておりますが、一番最後にこれは団体の予算決算書だからでしょうか、収入総額いくら、支出総額いくらで差引残、3千6百いくらですか、こういう金額になっているんですね。これ全体の動きがわかるためにはこの決算書も必要でしょうけど、補助金をどう使ったかということになると、補助金だけの分もつくりないと、その返還金、繰越金というか、これがいくらなのかというのがこの表ではなかなか分かりにくいんじゃないかなと思います。以前から繰越金については、今度繰り越さないでなんか方法が変わったというようなことをちょっとお聞きしましたが、その辺の仕組みをちょっと教えてください。

人権同和政策課長

補助金につきましては平成21年の12月に補助金の見直しに関する指針というのが出されております。その中に繰越金については返還をさせるということで、その中にうたってあります。それに基づきまして解放同盟あるいは全日本同和会につきましても同様に返還をさせていただいているところでございます。

宮嶋委員

この22年度の分の22万2575円、これは返還されたんですか。

人権同和政策課長

委員ご指摘の歳入のほうの補助金のところに22万2575円、これは残額と表記がございます。これにつきまして22年度の予算額に対します決算額を引いたところの金額でございますので、先ほど申し上げましたように21年度の繰越金と同額となっております。これを返還させるとことで相殺いたしまして、補助金を交付しているということでこの22万2千575円は、そういう意味でございますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

宮嶋委員

いまの説明が私には理解できないんですが、22年度3700万円の補助金が出されたて、決算額が3600何某で22万2千円が残ったと、このお金を繰越金として返還するんじゃないんですか。

人権同和政策課長

先ほどもご答弁申し上げましたように、この前の年の繰越金が22万2575円でございます。この一番上の繰越金のところにその金額が上がっております。この補助金、これはあくまでも予算額でございますから、3700万円の予算に対しましてこの繰越分を相殺いたしまして補助金を交付したということでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:44

再開 13:46

委員会を再開いたします。

宮嶋委員

もう一つ理解ができてませんが、時間とってもなんですので後からゆっくり聞かせていただきたいと思います。それから解放同盟、同和会への補助金、これはどういうふうにして決まっているのか、積算の根拠を教えてください。

人権同和政策課長

この2団体に対します補助金の積算でございますが、算出につきましては特に会員の大小とか運営費用の何%といったものを根拠にしているものではありませんで、行政の補完業務ということで交付いたしております。補助金額につきましては団体の年間事業計画、事業実績等のボリューム等を参考に算定いたしております。

宮嶋委員

ではこの解放同盟の決算書の中で、この行政の補完業務だとおっしゃる費目はどういうふうになりますか。

人権同和政策課長

行政の補完ということで市のほうで認識をいたしております費目につきましては、いわゆる自主財源で賄っております食糧費、印刷製本費、備品費、専門部予算の一部、市協大会費、調査費の一部、狭山行動費、その他の行動費の一部、県連会費、書籍費の一部、渉外費、慶弔費等を除いた費目が行政の補完業務と認識いたしております。行政の補完行為につきましては人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と地方公共団体の責務が述べられてあります。それを踏まえまして行政で十分にできない部分につきましては、関係団体に補完をしてもらっているという認識でございます。

宮嶋委員

いまのを聞きましても食糧費、印刷製本費、備品費これは自主財源だと、特に慶弔費だとかいうのが自主財源だということははっきりわかります。ただし専門部予算の一部だとか市協大会とかの費用の一部、こういうのはどういうふうに分けてあるんですか。専門部は、例えば女性部は公費だけど青年部は自主財源でやるんだと、そういうふうなことです。

人権同和政策課長

ちょっと分かりにくいかと思えますけれど、一部とかいうふうな表記をいたしておりますけれども、この中には公益性を持った部分も若干ございますことから、その辺は行政の補完行為という認識で積算をいたしておるところでございます。

宮嶋委員

大変な仕事をされていると。どこをどう仕分けされているのか。ぜひ仕分けしていただきたいですね。それと行政の補完業務ということと言われますけれども、じゃあその人権費は働かれるわけだからそうなのかもしれませんけれども、あとその大会の参加費だとかそれぞれの部の活動費だとかそういうことがどうして行政の補完業務になるのかですね、具体的にこういう仕事をされたから、これが補完業務なんですっていう規定はあるんですか。

人権同和政策課長

委員ご指摘のような基準はございませんけれども、この補助金の算出につきましては何度も申しますけれども、行政の補完業務ということで団体の年間事業計画、事業のボリューム等を勘案いたしまして算定いたしておるところでございますので、ご理解の程をよろしく願います。

宮嶋委員

行政の補完というからにはやはり業務内容、こういうものがきちっとしないと専門部の活動でもこういう活動をしたからこのことがこの啓発につながって、これが補完業務なんですということになると思えますので、その辺きっちりどういう活動が補完業務なのかというのを明らかにしていただきたいと思えます。それから以前お聞きしたときには相談活動、こういう相談がものすごく多くて行政だけではできないので、相談活動もやってもらってるんですっていうことをよくお聞きするんですけれども、先ほどお聞きしましたように、隣保館にも臨時職員の方が多数にいらっしゃいますよね。相談件数も中身はわかりませんので、件数といっても一度お見えになった方が何度もお見えになることとかあるかもしれませんし、中身によっては大変に苦勞される方もあるかもしれません。でも件数としてはそんなにいま隣保館の職員の方で、館長さんとかいらっしゃるんですから、この方で対応できないような数ではないというふうに私は見受けるんですが、そういう相談活動とかいうのもこの団体の方がされているということにはなっているんですかね。

人権同和政策課長

先ほどの隣保館事業の中に相談事業というものもございます。またこの解放同盟の中の飯塚市協等に相談にお見えになる。あるいは各地区連協というのがございますが、そこにも相談に行っている方があるというふうには聞き及んでおります。

宮嶋委員

ぜひその相談がどのくらいの件数あっているのかというのを教えていただきたいけど、いま出ますか。

人権同和政策課長

運動体が行っております相談業務につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、よろしく願います。

宮嶋委員

補完業務だといいながら、彼らがどういう仕事をしているかは把握をされてないということですね。あとからでも1年間の相談件数、各解放同盟、同和会出ますか。

人権同和政策課長

解放同盟飯塚市協に確認したいと思います。そしてそういう事績等を確認したいと思います。

宮嶋委員

資料要求ということでお願いしておきます。行政の補完業務ということであれば、やっぱりどういう仕事をしてるのか、どのくらいの仕事量なのか。それで補助金が足りるのか、多いのかという基準になるわけですから、相談活動だけじゃないと思いますけど、その他の活動、活動内容、活動量、ぜひ今後、掌握していった正しい補助金を支給されるように改善されるよう要望して終わります。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま宮嶋委員から要求のありました資料は提出できますか。

人権同和政策課長

あくまでも運動体のほうに確認をとりまして、もしあれば宮嶋委員のほうに提出したいと思えます。よろしく願いいたします。

委員長

お諮りいたします。ただいま宮嶋委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。でき次第配付させます。

次に、152ページ、男女協働参画推進費、男女協働参画について江口委員の質疑を許します。

江口委員

こちらのほうも資料を出していただいております。資料の66ページ、こちらのほうに行政の中で職員についての男女構成比、そしてその下67ページのほうに各種諮問機関の男女構成比を出していただいております。ありがとうございます。それではこの分についてお聞きいたしますが、まず職員についてです。人事課になるかと思うんですが、現状のこの男女の構成比を見てどのようにお感じになりますか。

人事課長

お手元に配布させていただいております66ページの資料でございます。こちらの資料につきましては年度ごとに役職ごとに男女比を掲載させていただきまして構成比率という形で表示をさせていただいております。まず平成23年度直近の4月1日現在の状況でございますけれども、表の下の方になります。合計欄といたしまして職員934名に対しまして女性職員349名、37.4%という状況でございます。また役職、一般職を除きます係長職以上の部分でございますが、小計欄に記載のとおり管理職284名に対しまして女性42名、14.8%という状況でございます。その他、各役職ごとに率を掲載させていただいておりますけれども、この表をご覧くださいますとおり部長職、次長職については現在、女性管理職は存在しておりません。課長職におきましては2名ということで3.1%という状況でございます。また課長補佐職については4.8%という状況でございます。全体的な比率から見れば、男女の一般職員数等との比率から見れば少ないというふうに認識をいたしております。

江口委員

この部分については目標数字的なものはあるんでしょうか。

人事課長

職員の管理職への登用ということに関しましては、男女を問わず、その能力・適正等におき

まして昇任という形で組織を編成して参っているところでございます。したがって、男女に対する目標といたしましては、特段現在のところ具体的な数字というのは設定をしておりません。

江口委員

あくまでも男女の能力の差がこの数字に表れてるということでよろしいですか、今のお話ですとそうではないかとお聞きするんですが、よろしいですか。

人事課長

ただいま申し上げましたのは、データ上の部分でございます。先ほど申し上げましたとおり女性職員の管理職の登用につきましては、当然進めてまいりたいと、進めるべきであるというふうに認識しておるところでございます。人材育成基本計画におきましても、また後ほどご説明があるかと思いますが、男女共同参画プランにおきましても登用については積極的に進めて参りたいというふうに考えております。そのためにもいろんな研修、例えば市町村アカデミーにおけます女性管理職を登用するためのブラッシュアップ女性セミナーとか、そういったところにも派遣をしておるところでございます。今後とも積極的に登用については進めてまいりたいというふうには考えております。

江口委員

そうですね、あくまでも能力精査による能力がこの数字に表れてるとは私も思っておりません。では、諮問機関等についてお聞きいたします。この数字に関して男女共同参画担当課においては、どのように判断をしておられるのか、まずそこから聞かせいただけますか。

男女共同参画推進課長

ただいまお手元に配付しております資料のとおり3年間分を提出させていただいておりますけれども、例えば、法令・条例等による審議会の数、平成23年度では55審議会、委員総数873名、うち女性委員数は204名で23.4%、これに市民参画員を含む委員数を含めたものが中段に掲げています27.6%となっておりますし、県平均、国平均から比べたらまだまだ低い登用率だというふうに考えております。

江口委員

今の説明の中で市民参画の委員等を含むというふうなほうでは、27.6%という数字が上がっておりますが、間違っていたらごめんなさい。たぶんこの数字っていうのは民生委員・児童委員、これが含まれておられるから、ずっと上がっていると思うんですね。これを外すとそれこそ上の審議会と、一表の数字と変わらないぐらいになると思いますが、その辺り、現実はどう思っているんですか。

男女共同参画推進課長

ただいま委員が言われますとおりでございます。

江口委員

他方でこの審議会等については、目標の数字があったかと思えます。その点についてはどのようにおられるのかお聞かせ下さい。

男女共同参画推進課長

平成23年度末で35%を目標といたしております。

江口委員

35%ですね、現状は非常に達成が厳しいと言わざるを得ません。22年度中にこの数字を、やはり目標として、市として決定したわけですね。そうすると、それを上げるための努力をもちろんのことながらやっておられると思いますが、それについてどのような取り組みがなされたのかお聞かせください。

男女共同参画推進課長

これまでの取り組みとしましては、年間の各審議会の改選時期を調査し改選より2カ月前には女性委員の登用にに関する依頼文書を直接担当課へ持参しております。これに加えまして、以前より関係課と積極的に女性委員の登用を進めることを盛り込んだ法的制度の整備について協議してまいりました結果、昨年度、飯塚市審議会等の委員、審議会等の設置及び運営に関する指針及び飯塚市審議会等の委員の公募に関する要綱・要領が策定されましたので、策定されました指針等も持参のうえ一段と強力に依頼をしているところでございます。さらに、庁内の男女共同参画推進に関する研修会や市の推進体制で主に課長職で組織されました飯塚市男女共同参画推進協議会の開催時においては、審議会の女性委員の積極的な登用についても協力を求めています。その結果、プランに市が目標としております審議会の委員については前年度の0.4%の伸びに対しまして、1.4%の伸びになっているところでございます。

江口委員

最後の0.4%が1.4%になっているんだというのに関しては、最初の0.4%が非常に低かったのかと思います。いまお話しになった審議会等の設置及び運営に関する指針がありましたね、それともう一つ公募に関する要領等というお話がありました。その点についてどのようにうたわれているのか、そう点についてちょっとお聞かせいただけますか。

男女共同参画推進課長

指針についてご説明いたします。審議会の委員の選任についてですけれども、委員の構成ということで女性委員の積極的な登用、男女共同参画社会の実現に向け、飯塚市男女共同参画プランに掲げる女性委員の登用率の目標数値35%以上が達成できるように積極的に女性委員の登用に努めるものとするをいたしているところでございます。要領について公募の基準としまして各審議会等において一部委員の選任において当該審議会等の特性に応じて原則として公募をするということをしていただきまして、1番として法令の規定により特定の職につくものを委員にあてるとされているときや、行政処分に関する審議会とかいろんな条項がありますけれども、要するに公募に関しては一定の男女の数が一定の数字を下回ることにならないようにというふうな条項を入れるようなことで要領を定めております。例えば40%を下らないとか、そういったところでございます。

江口委員

元々この男女共同参画、こうやって目標数字を決めるのはなぜなのでしょう。

男女共同参画推進課長

元々、飯塚市の条例は国の基本法から来ておりまして、国がその中で先に言いましたように国、それから県というふうの下りてきまして県が40%を定めております。それで当初40%までというのがまだ遠い数字でございましたので35%ということをとったというふうに聞いております。

江口委員

ごめんなさい。ちょっと聞き方が悪かったのかもしれません。国もこうやって男女共同参画と言いながらやっていくわけです。自治体においても、飯塚市においてもこうやってやっているわけなんです、なぜこの部分に関して、きちんと目標数字を決めてまで、そして関係条例をつくった、担当課かも作っておりますよね、この男女共同参画がなぜにこれほどまでに重要なのか。その点についてお聞かせいただけますか。

男女共同参画推進課長

まず現実的な問題として、少子高齢化というのがいま急速に進行しております。今までみたいに男性の若い働き手だけで社会システムは維持できる状況ではありません。今後は女性の社会進出も当然必要になってきますけれども、その中で女性が進出していくには女性の意見等も反映されるような審議会等には積極的に女性の登用を進めていく必要があるということは大きな

理由だというふうに考えております。

江口委員

少子高齢化で若い男性の労働力がないからではなくて、もともと社会として女性もきちんとそれぞれがそれぞれのきちんと役割を果たしていこうというか、その能力をきちんと発揮するためにも、そして社会がより暮らしやすい社会になるためにも男女がきちんと参画することが必要だよっていうことですよね。その中で政策形成過程に、物事を決めるところにきちんと男性だけではなく女性、それこそ今まではやっぱり男性社会ですよ。男性が社会生活しやすいように、意識してではないかもしれませんが、なっていったと。それではやっぱりそうではない、きちんと女性としても意見を入れながらより良い社会をつくるために審議会等できちんと入っていこうというのがこの目標数字ですよ。であるならば、今さっきお話をされた指針並びに要領、その点についてはもっともっと強くすべきだと思うんです。積極的に努めるんであるんだったら、結果としてやっぱり男性社会の中で、積極的に努めようと思ったんだけど、能力がある方がいないんだよ、もしくは適当な方がいないんだよ。だから男性なんだっていう言いわけがやっぱり通用するんです。結果として、それがこういった形の数字に表れてるんだと思うんです。そしたら、そこの部分をもうちょっときちんと強くやらないと。必ずここまでいついつ、何年度にここまで上げなさい。それをきちんとやらないと、変わっていかないと思います。それは審議会だけではなくて行政内部においてもそうだと思います。この中で女性の方は何人おられますか。手をあげてと言いたいところなんですが、挙げられませんか。ぱっと見ただけでも1、2、たぶん3名です。やはりその部分に関してきちんと目標数字をつくりながら、そしてそれをきちんとクリアするための仕組みをやっていかななくてはならないと思っています。その部分について改めてもう一度その部分をきちんと考え直していただいて、作り直していただきたいと思っています。

委員長

次に、154ページ、諸費、市報の配布について江口委員に質疑を許します。

江口委員

続きまして、市報の配布についてでございます。こちらにつきましても、資料のほうを用意していただいております。資料の68ページ、こちらのほうに自治会別世帯数と市報配布数の一覧を出していただきました。これによりますとすべての合計でいうと73.6%なんですね。やはり市報、非常に大切なものであるからコストをかけて印刷・配付するものだと思っています。この数字に関しては非常に問題があるんだと思っています。そのことについてお聞きしますが、まず配布方法について確認させて下さい。

総務課長

市報等の配布の方法でございますけれども、市報並びにその他の広報文書につきましては月に2回、市報につきましては月の1日でございますけれども、市報以外の配布物につきましては、月の15日の日、月2回配布しております。手段としましては役所より配布先へ配付していただきますと同時に梱包していただきますシルバー人材センターのほうに市のほうから持ち込みまして、シルバー人材センターから自治会長並びにその他公共施設等の配分先に配付したりいたしております。末端の家庭につきましては、自治会長を通じまして各家庭に配布をしているというような状況でございます。

江口委員

シルバー経由で自治会、そして自治会長等から各世帯へというふうな形でした。先ほど紹介しましたように、全体に関しては73%というふうになっております。これは資料で分るように自治会によってばらばらなんですね、対応が。そして、未加入世帯へ配付していただいているところ、していただかないところという部分がございます。その分に関してきちんと手当

てを打っていかなくてはならないと思っています。まず、この配布の数ですね。自治体数でも結構なんですが、未加入世帯へ配っていただいているところがこの22年度の中でふえたのかどうか。そしてまた、21年度と比べ、21年度の配布数がだいたい何%、そして今年73%、21年度の数字がどうだったのか。それともう一点、自治会としての取り組みの変わりようですね、そこら辺についてお聞かせいただけますか。

市民活動推進課長

前回のご質問がありました平成20年の1月の市報の配布状況を例にしますと、住民基本台帳の数が56,781世帯から市報の配布世帯数の43,371世帯を引きましたところ残りが13,410世帯でその結果24%に市報が配布されていなかったという報告をしております。今回、平成23年1月の時点で未配布世帯は15,294世帯で26%となっております。比較しますと市報が配付されていない世帯が20年の1月から23年の1月の3年間で2ポイント増加している状況でございます。なお関係数字として個々の資料中にございますが、自治加入率につきましても、平成20年の1月が72%、平成23年の1月では約70%ということで、同じく2ポイントほど低下をしております。

江口委員

数字として20年1月と23年1月を比べると、2ポイント悪くなったということですよ。その原因が何なのかが1つ。それともう一つは今お答えに入ったかどうか分らなかったんですが、22年度内の取り組みとして自治会のほうで未加入世帯へも配っていただくようになったところがあるのかどうか。例えばそれがあれば、どのぐらいが抜けたんだけど、どのぐらい増えた、差引で結構でするのでその部分はどのようになっていますでしょうか。

市民活動推進課長

まず最初のご質問であります市報の配布数の未加入世帯への配布の関係でございますが、前回、数字の把握について少し差があるんでございますけれども、概ね43自治会で未加入世帯への配布が行われておりました。今回はそこに数字を上げておりますように、自治会長さんたちの努力も少しずつ進んでおまして、80を超える自治会で未加入世帯の方へ市報の配付を行っているという状況でございます。それと2点目のご質問で配分の状況については、自治会長さんあたりにそれぞれ個別にお願いをしながら配布をしておるということでございます。

江口委員

とりあえず43自治会だったのが、80強の自治会に未加入世帯にも配付していただけるようになったってことですね。そこはプラスなんですけれども、片面では2ポイント未加入世帯の配布は下がったってことですよ。となるとそこら辺をやっぱりどうやって埋めるんだろうというのが必要な議論になってくると思うんです。果たして、未加入世帯の中でも、確かに拠点施設、市役所もそうですし各支所、公民館に置いていただいているのも存じております。そこで持って行っていただいている方もおられるかと思うんですが、それのおおよその数というのはつかんでおられますでしょうか。

情報推進課長

各公共施設に置いております市報の数としましては、2389部を現在置いております。

江口委員

今のじゃ分らないんです。例えば、今でいうと26%強の方が市報が届いてないわけですよ。単純にいうと自治会経由だと届いてないわけですよ。それがどのぐらいの世帯なんだけど、そして、公共施設にこうやって置いて公共施設にざっと2400部を置いていたのはわかりました。これがどのぐらい持って帰っていただいているから、残りの26%のうちこのぐらいについては配っていただいているんだよってというのがあると分るんですが、そのあたりは数字等は把握しておられますか。どうでしょう。

情報推進課長

いま言いました2400部の市報の公共施設に置いておりますうちから、どれくらいの方がお持ち帰りになっているかという数字はつかんでおりません。

江口委員

やっぱりどのようにして届けるか。届ける市民の方々が市報をとる手段を確保するだけではだめだと思えます。それが有効になっているかどうか。実際に、ある意味市報を配布するという1つの事業をするわけですね。なぜするかというと市の大切な情報を載せているからでしょ。知ってもらわなければ困る情報を載せているからこそ、市民全世帯にお配りをする、税金を使ってでもお配りをするわけですね。読んでもらわなくては困るわけです。そうするとそれをきちんと配るためのやり方を考えなくてはならない。こうやって一面では市民活動推進課が努力をしていただいて、40強の新しく未加入世帯へ、お配りをいただく自治会がふえた。これは1つの前進だと思います。ただ、それでもまだなお26%近くの方々のところに届いてはいないと思われるわけですね。そしたら、これをどうやって解決していくのか。他市の事例を含めて、他市でこうやってやっているんだよという事例がありましたら、それを紹介してください。そしてまた、これから先どのようにこの問題を解決していくのか、考えていることがございましたらご紹介ください。

市民活動推進課長

ご指摘のように市報については、私ども市民活動推進課といたしましては、市報の配布を通じて、そのことが地域のコミュニティづくりとか、または安心安全な地域社会、または隣組の見守りをするということ非常に重要なこととございます。そのことと合わせて、自治会の加入の向上には欠かせないものであるというふうに考えております。そのことで、実は毎年研修会を自治会の会長さん方と一緒にっておりますが、こしは特に佐賀市に出かけまして、自治会の加入促進と情報伝達等についても、研修する予定になっております。それで未加入世帯へ市報の配布を進めて行く方法については、そのようなことで自治会長さんと個別にこの資料で自治会の未加入世帯に配布されていない自治会長さんには、個別にご相談も始めておりますので、そのことを進めて、また配布数をふやしていきたいというふうに考えております。

江口委員

いま他市の状況の紹介がありませんでした。場所によっては自治会経由ではない形での配布を行っているところもあります。新聞折り込みでやるところとかもあるんですね。新聞折り込みでもやっぱりある程度漏れが出てきたりもします。そのほかの手段も含めて、しっかりと考えていただきたい。もう一つは本当に現状の紙の形のみというふうな形でやるのがいいのかどうか、それも含めて考えていただきたいと思いますが、よろしいですか。

市民活動推進課長

いま市報の配布についてはほとんど8割に迫る部分を自治会を通じて配布しております。またどうしても、残された部分については質問者のご指摘されましたようにインターネットとか、または公共施設へ置いているという状況がございます。この市報の配布については、総務課と情報推進課と情報を市民へ配布する流れの中で市民活動推進課が自治会を通じて配布しておりますので、この3者で今後協議を重ねまして、この市報の配布について努力してまいりたいというふうに思っております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:30

再開 14:40

委員会を再開いたします。先ほど宮嶋委員より資料要求のあったございました資料につきまして

てはお手元に配付しておりますのでどうかよろしく申し上げます。

次に154ページ、諸費、予備費充用について坂平委員の質疑を許します。

坂平委員

まず諸費への1586万4594円の予備費からの充用の内容について教えてください。

財政課長

155ページに記載の諸費の中に予備費を充用しました内訳といたしましては、3月28日から4月5日まで派遣いたしました下水道関連職員派遣の経費といたしまして、旅費、消耗品、燃料費、職員手当で併せまして85万1674円を充用しております。それと被災地より避難されてこられた方の一時避難所経費といたしまして、宿泊施設使用料1万2920円、それと被災地への義援金といたしまして、日本赤十字社へ1500万円を募金しておりまして、合計1586万4594円、これが予備費を充用しました内訳でございます。

坂平委員

東日本震災への義援金の趣旨については私も賛成でございます。それでは、地方自治法の232条の2に寄附または補助をする場合についての規定があるが、どのようなときに寄附または補助をすることができるかと定めてありますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:43

再開 14:44

委員会を再開します。

財政課長

申し訳ありません。普通地方公共団体は公益上必要があるとした場合に寄附または補助をすることができるというふうになっております。

坂平委員

寄附または補助をすることができるのは、公益上必要がある場合と認定をした時となっており、今回の予備費充用にあたって公益上必要があると認定したのは市長の裁量で行ったことですか。

総務部長

震災に関しまして、この震災の規模の大きさ、それに対しまして支援本部を私どもつくった次第でございます。その中で、各市の状況等を踏まえまして、これに対しまして支援、これは公益にかなうということで本部会議の中でこの支援に対して決定をいたしました次第でございます。

坂平委員

旧自治省の行政通達では、公益上必要な場合の認定は首長の自由裁量ではなく、首長及び議会が認定した場合であるとの通達がっております。首長及び議会が認定するには首長から議会への予算の提出、そして議会の議決があった場合に公益上必要と認定されるものである。この寄附に対する予備費充用による予算執行は市長の執行権の濫用であり議会軽視、無視にもほどがある。なぜ自治法に基づいて予算の専決処分をし、議会への報告をしなかったのかお尋ねいたします。

財務部長

予備費の支出の件に絡みますので、予備費のことについて説明させていただきます。予備費の分につきましては、予算に計上しないもの、あるいは予算を超過したものを、これに対応するために地方自治法で予備費の計上が規定されております。それで緊急を要するもの、この部分で当然委員さんが申されますように、出してはいけない分については支出はできませんが、予備費で対応できるものについては緊急を要するものは予備費で対応できるということで、そう

いう判断のもとで今回の1500万円についても予備費で対応させていただいております。

市長

この災害等に関して、一番最初にこの地域の自治体のほうで決定したのは田川でございました。1千万円ということで。それで飯塚市も先ほど総務部長が言いましたけれども、対策委員会を作って検討している流れ中で、人口に対する割合にするのかとか、また7.19のときに嘉穂劇場の災害に、全国からの義援金やら寄付金が寄せられた。そうしているうちに、今度は武雄市のほうで武雄市の温泉街の旅館が被災者を受け入れるというような形を早く打ち出したという形で、飯塚市は何をしているのかというのが、議員さん及びまた市民からの声であったわけです。そういうことで、それぞれの自治体が、だからたぶん福岡県でも飯塚市が被災を受けて援助を受けた流れの中でも、逆に遅かったんじゃないかと思うぐらいの時期に決定をさせていただきました。それで武雄なんか、旅館組合が被災地の人を受け入れるというような話があったから、私は本当にそんなことを勝手にやっているのかということで、武雄市の職員のほうに電話で聞かしたら、市長が先行してやられたんで、議会とかまた職員のコンセンサスは取れてませんということだったわけで、それだった、それはやはり大変なことだから、なかなかその辺まではいってないだろうというのが、私の考え、というか意識でしたから、ただ先ほどのお話があるようにこの義援金等に関して、これはちょっと議会で言うのもなんですけれども、田川は選挙があるから選挙のために早く市長が決定したのかなと思ったりして、これはいらんことかも分らないですけど。まあそんなことは別としてですね、早くやっぱりしなきゃならないという、また逆に我々もそういう被災地としての義援を受けたわけですから、私の先ほどの予備費の中から出してもらってやったというのが、私の決定でございます。

坂平委員

義援金を送るか送らないかの議決は当然要らないことはわかっております。しかし、予算として議会の関与は必要なはずであります。関与とは予算の議決または承認を言っておるわけでございます。自治法232条の2、公益上必要な場合の判断は首長と議会が客観的に判断をした場合である。予備費の充用なら、どこの議会の判断があるのか。このような答弁なら当初予算の各費目に千円づつ計上しておいて、あとで全部予算から充用して予算を執行することができるということと同じであります。東日本大震災への義援金ということでありますので、これ以上のことは私もしつこくは申しませんが、今後は予算の執行や事務処理については議会軽視、無視をなさないように執行していただきたいというふうに思っております。

市長

今の種類を東日本の震災ということで、無視という話ですけれども、臨時議会を開いて執行しても多分それなりの費用等もかかったり、また逆にそろわない可能性もあったりとかいうような気がするわけですけれども、その辺ですね、私は多分この問題に関して、私が例えば先行してやったとしても、議会で私は反対されるとは思っておりませんし、議会の皆さんも多分そうだったと思います。そういう意味では軽視ということではなくて、これは皆さんの理解が100%得られるという認識の中でやらせていただいたわけですし、この問題が何かの新しい問題をそこに発生するというようなことであれば、多分私は緊急に臨時議会なりを開いてやったと思いますけれども、これに関しては、私はそれは議員のみなさんたちの判断の中で、私は10人が10人反対はされないんでなかろうかという意識の中でやらせていただいたということでございます。

坂平委員

市長、おっしゃることは私も十分わかるわけですよ。ただし、この予算の執行というのはあくまでも、使った後でも専決処分の報告なり、何なり当然すべきだろうと私は思います。あくまでも方法論の話ですからね。この予算執行される分は、予備費の中からされる分は、別に構

わんと思いますよ。裁量権でされる分は。ただし本来の形であるならば、その議会にはかるといふ手法はとるべきだろうと私は思います。一部で聞く話ではこの義援金を出す中において、ちょうど飯塚市議会が失職期間だっただろうと思います。だから執行部の方々は一部では、前任議員の、失職されてる議員の何名の方かにご連絡を差し上げて、そういうふうな形にしたいというような話も私も聞いております。それが事実あったかどうかということは分かりませんが、ただ、この予算の予備費の執行の仕方、これについての方法論の話をしよう。この義援金を出した、出さんということに対して私は異議の申し立てをしよるわけじゃない。この執行の仕方について、いまお話をしよるわけです。だから今、市長が言われることとはちょっと異なると思いますよ。だから、だれしも義援金を送ることに対して反対はしないでしょ。当然、飯塚でも7・19災害でもいろんな災害でも義援をしていただいておりますからね。だがそのあたりを勘違いをされないように、ちゃんと受けとめてほしいと思います。

市長

たぶん総務委員会にはしたというような報告は聞きましたけれども、私が言いたかったのは議会軽視というお言葉が使われたから、議会軽視はしておりませんというのが言いたかっただけです。

坂平委員

いま財務部長が言われてました総務委員会での報告は、報告というより市長の話の中で一部出てますね。一部。私も資料いただいておりますけど、それは報告には値しないと思いますよ私は。だから、その辺りも勘違いせんように。それと私がいま言いました議会軽視という言葉が軽視という言葉を使っただけであって、軽視には値するんですよ。取り方によっては。だから、その辺りを私が指摘をさせていただきたいということによっておりますんで、誤解のないようお願いいたします。納得されるか、されないかは分かりませんよ。財務部長、お話されてもいいですよ、いま報告をされたということであればね、報告を私、いただいておりますので。

財務部長

議会への報告ということではありますが、委員さんおっしゃられますとおり、その当時、議員さんが存在いたしておりませんでしたので、議会の報告ということは出来ておりません。それで新しい議員さんが決まりました、決まりました後の6月3日の総務委員会で東日本大震災の支援の施策については、人的支援を含め義援金の支出についても総務委員会のほうで報告させていただいております。

坂平委員

だから、私が先ほどから何度も言うように報告であれば、本会議場で報告することであって、総務委員会だけに報告したから報告ということには値しないでしょうが。だから、あなたがいま言われようことは、ただ総務委員会で報告をしたと。市長のあいさつの中でずっと報告をしたというようなことですけど、本来ならば本会議場の中で全員議員がそろった中で報告というのがこの予算の使った処置の仕方ですよ。それであれば報告というふうに私も受けとめておりますんで、こういう質問もいたしません。納得されましたか。財務部長。納得されましたかね私がいま言ったことは。

委員長

次に行きます。158ページ、戸籍住民基本台帳費、自動交付機について江口委員の質疑を許します。

江口委員

158ページ、13節委託料の中です。住民票等の自動交付機保守点検委託料があがっております。これに関連してお聞きいたしますが、自動交付機、1台あたりの導入コストはどのようになっているのか、また併せて維持管理コストがどうなっているのかお聞かせいただけます

か。

市民課長

自動交付機導入の一台あたりの導入コストでございますけれど、情報推進課によりますと、本年1月に電算リプレイスをしたわけでございますけれど、システム構築費用を含めまして1台当たり約723万円の経費がかかっております。それと維持管理コストでございますけれども、平成22年度の維持管理コストにつきましては、平成22年の4月からリプレイス前の12月までの保守点検委託料として10台分、9カ月分の経費でございますまして721万1295円を支出しております。

江口委員

システム構築費用も含めて723万円というお話がございました。リプレイスしたというお話なんですけど、それであればそのリプレイス前のものは1台あたりいくらだったのかが1点、それと今回723万円ということになってますが、私はまだまだこれは高いのではないかと感じております。この723万円に関する部分としてそのシステム構築を含めた中で自動交付機についても、特定のメーカーにさせていただいたという理解になるのかどうか、そう点についてお聞かせください。

市民課長

5年前になりますけれども、リプレイス前のものは1台あたり1373万円経費がかかったということでございます。それから今回の導入コスト、システム構築費用を含めているわけですが、これ電算リプレイスにかかる全体で契約してありますので契約先は、いま現在の稼働しております行政システムから購入ということでございます。

江口委員

行政システム九州のほうから、この部分も入れたというお話ですが、基本的に自動交付機というものは、それぞれある意味単体でも販売してあるわけですよ。はっきり言って。こういった部分で使えるような自動交付機ってやつは単体でも販売しているんです。それをどうやってつないでいくかの話なんですね。あるところでお聞きしたお話では、数年前に福岡であった勉強会にいきました。そのときにこの自動交付機の話がありました。そこで言われたのは1台300万円以上する自動交付機は買うなというお話でした。なんです。やっぱり同じ目的を達成するためにでも、部分、部分をきちんと見ていただくことが必要だと思っております。リプレイス後ですのもう次買う、買い替えるなりという部分はかなり先になるかもしれませんが、その点をきちんと見ていただきたいと思っています。もう一点、これだけの費用をかけて自動交付機を整備したわけですよ。じゃあその費用をどうやって回収するのかというのがあるんだと思うんですね。それなりに見合った分だけ働いてもらうかどうかだと思っております。現状について、この自動交付機での利用というのはどのくらいあるんでしょうか。

市民課長

利用件数についてお尋ねですけど、まず住民票の写し、これが平成22年度なんですけれど、18,510件。それから印鑑登録証明書、これが23,442件。外国人登録証明書、これが158件。あと、税証明も出してありますけれども、この分は各種税証明ということで2,527件を交付しております。

江口委員

それだけの自動交付機の利用部分があるわけですよ。他方ではやっぱり窓口でとられる方もおられるわけですよ。単純に言ってランニングでいうと窓口の値段と自動交付機の値段というのは比較されたことがありますか。これだったらこのくらいかかっているよ、これだったらこれくらいかかっているよという部分はありますか。

市民課長

窓口の300円あるいは自動交付機の300円、これはなんといいですか、どういう計算に基づいてということですけど、詳細についてはしたことはございません。

江口委員

違うんです。1枚あたりの発行費用がどうなっているかっていうようなことをお話ししたかったんです。というのは、もう既にこうやって自動交付機を整備したわけです。片方では窓口に行かれる方々も結構おられるわけですよ。私は、その窓口に行っていたら、ある意味窓口のほうでも時間が早く済むわけですよ。もう既に自動交付機があるんですからね。じゃあその誘導をどうやってするかということを考えるべきだと思うんです。現在では行ってないんですが、ぜひ検討していただきたいのが、自動交付機のほうだけを手数料を安くしていただきたいと思っています。いま両方とも300円と言われて、そのとおりですけど、住民票を窓口で取ったら300円なんだけれども、自動交付機だったら250円ですよ、ないし200円ですよ。そういう形にすることによってそちらの方へ誘導するわけです。例えば、皆さん方銀行にお金を下ろしに行かれる、お金を預金しに行かれるときにATMのほうに並ばれるでしょう。窓口のほうには行かないですよ。というのは、それは時間も早い部分もあります。あともう一つ、で銀行がなぜそうするのかというのは、そちらのほうがコストが安いからです。もう既にある自動交付機をどうやって上手く使おうかと考えたら、銀行のように時間というサービスはないかもしれませんが、コストというサービスで自動交付機のほうへ人を誘導すれば、ある意味窓口の必要な人数も変わってきます。そのことによって、窓口のほうでは説明とかが必要な方々、そういった方々にしっかりとサービスをすることができるようになります。ぜひ、そのことを考えていただきたいと思いますが、ご検討していただけますか。

市民課長

自動交付機での交付手数料につきましては、行財政改革実施計画に基づきまして、窓口等での交付手数料と同様に平成19年の10月に200円を300円に改定した経緯がございます。平成22年度の自動交付機での利用件数は先ほどもちょっと触れましたけれども、全体ですけど44,637件で交付手数料は1339万1100円でございます。この利用状況から手数料を減額とした場合に試算をいたしますと50円減額の場合は223万1850円あるいは100円減額の場合は446万3700円の収入減というふうになってまいります。導入経費としましても9台分で約6500万円の費用がかかっておりますので、このような現状とか、本市の財政状況等によりまして、今のところは自動交付機の交付手数料の減額は考えておりません。

江口委員

いま最前列の方は、ぜんぜん別な判断をされていたようです。ぜひ1枚の発行にかかるコストをしっかりと試算した上で、だれがサービスをするのが一番妥当なのか。コストが安くあがるのかをしっかりと考えて、もう一度検討してください。お願いしておきます。

委員長

次に行きます。162ページ、監査委員費、財政援助団体監査について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

監査委員費ですが、財政援助団体というのはどういう監査なのか、教えてください。

監査事務局長

これは地方自治法199条の7に基づき実施いたします監査で、補助金の交付団体に対する財政援助団体監査と申しまして、市が財政援助を行っている事業が補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか。当該団体に対する指導監督は適正に行われているかを

主眼として実施する監査となっております。

宮嶋委員

この監査、どういうことを問題意識しながら監査をされているのかお尋ねします。

監査事務局長

財政援助団体監査の着眼点といたしましては、まず、公益上の必要性を満たしており、社会情勢に適合したものとなっているか。それから、組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化が図られ財政的援助の目的が達成されているものか。それから事業が法令等の定めるところにしたがって適正に執行されているか。こういうふうなものを着眼点に監査を行っております。

宮嶋委員

その結果はどういうふうにしてまとめて報告をされているのでしょうか。対象団体はどのくらいありますか。

監査事務局長

平成22年の対象団体は8団体、飯塚市社会福祉協議会、飯塚市シルバー人材センター等8団体となっております。

宮嶋委員

今の留意点を3つほど挙げられましたが、先ほど、ことしの監査でないんで、あれなんですけど、例えば、さっきの解放同盟の補助金とか、そういう、例えばいろんな団体の中に専門部だとか、まあ下部組織とは言えませんですけども、そういう班活動みたいな形でやっているとあると思うんですが、そういうような場合に、専門部には結局お金が補助金の中から投げ渡しになっているじゃないかなと思うんですが、その部分について監査がされるんですか。

監査事務局長

補助金で一時的な補助金、要するに市が、解放同盟等に交付した補助金、その補助金を今度はその下部組織とか上部組織に出したもので、それについては監査権がございません。これは監査の研究会等でもいつも問題になるんですが、二次的なものについては監査権がございません。これは原課のほうが補助金交付の段階で精査すべきものというふうには判断が出ております。

宮嶋委員

では、それは監査の仕事ではなくて担当部署で、結局補助金を積算するときにきちっと考えるべきだと、そういうお考えですかね。

監査事務局長

監査の仕事じゃなくて、権限を持ってないもんで、権限を持ってないので監査をすることができないということです。

宮嶋委員

上部組織、下部組織でなくて、例えばその中にさっきから言っています青年部だとか、女性部だとか、班活動みたいな形であってる分ありますよね。そういうのも含めて監査は及ばないんですかね。

監査事務局長

班活動というのは、班というのは1班、2班とかいう班ですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15 : 11

再開 15 : 13

委員会を再開します。

監査事務局長

当然、監査に行った際には、執行については見させていただいております。ただ、そこから行った先の領収書を持って来いだとか、それから使途の請求書、領収書を持ってきなさいとか、そういうことまではできません。ここの団体に幾ら出したというところまではできます。

宮嶋委員

その団体に幾ら出して、その中で、その中の活動ですよ。上部組織じゃなくて、青年部だとか婦人部だとか、この専門部活動この部分は及ぶんでしょ、監査。

監査事務局長

その専門部から例えば解放同盟に申請書が出てきますよね。申請書が出てきて、そして交付決定とかまたちゃんと適正にされていれば、それは適正に処理されたというふうに判断しております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15 : 15

再開 15 : 15

委員会を再開します。

監査事務局長

中身についてというか、できる限りの範囲内で監査をさせていただいております。

宮嶋委員

ぜひ厳密な監査をお願いして終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

146ページ、企画費の中の13節、委託料、市民交流プラザ指定管理委託料がございます。この事業、それこそさっき冒頭に、特別委員会の最初に事業仕分けの話を見せていただきました。この事業仕分けの中ではちらっとお話ししました6人全員が不要と判断したのが唯一この市民交流プラザでございます。ただ現実には23年度も市民交流プラザをやり、そしてまた来年度以降についても指定管理の更新もありました。やはりその点について担当課としても、そしてまた行革のセクションとしても一定の見直しをきちんとしたと思うんですが、この部分、指摘されたことを含めて22年度から23年度、24年度へどのようにその事業仕分けの成果を生かして変わっていったのかお聞かせいただけますか。

市民活動推進課長

委員がご指摘のとおりこの事業仕分けの意見については非常に厳しいものでございました。まず、私どもが事業仕分けを初めて迎えたということでもあったと思っておりますが、また、私どもスタッフの常日頃の仕事に対する事業評価的な意識の不十分なところがあったというふうに思っております、それも原因にあったというふうに思っております。また市民の方は市民活動を十分されておりまして、そのことでこの事業仕分けの結果が、そこを利用されてる、一生懸命活動されている方の心配といいますか、ご心配をかけたというふうに思っております。それと事業仕分けの意見の中には、平成15年にこの施設ができて、その当時そのような形で運営してはいたしましたが、そのような運営だけではなくて現在の、高齢化とか人口減少とかそれと協働の時代を迎えまして、そのような中で今までのような形で事業運営することについてはよくないのではないかという意見が出ました。そのようなご意見もたくさんありました。また中心市街地に関しましては、人口減少とか、通行者の減少等もございまして、待っているだけのそういう施設では駄目ではないかというようなご意見も想像できたわけでございます。当時、コーディネータについては意外な結果ですねということもございましたけれども、そう

ということも私どもそのことをあと、記録等も確かめまして、振り返ったところ事業仕分けを受けて今後の方向性としては、市民交流プラザは現在も中心市街地活性化の基本的な施設の1つでございます、現行のこの拠点を位置づけられておる意味合いを十分に検討しまして、市の中心市街地の活性化にも役割を果たして担っていく必要があると思っております。この施設の利用については、交通の便が非常によく、市民の交流促進に適しており、これを生かして充実を図っていくことだと考えております。このようなことの中で、現在行っている市民活動団体へのアンケート内容を見直し、今まで利用者の向上に目を向けておりましたが、そうではなくてそれぞれの利用者の方が満足するような、または発展するような手助けをしていくということに取り組んでまいりたいと思っております。また、24年度からは指定管理者の新しい年を迎えますので、その仕様書の内容の中に市民活動団体のネットワークづくり、それとマネジメントの強化を強くうたい込んでおります。これらの取り組みを通して市民活動団体の支援と情報の発信を行い、一人でも多くの市民が市民活動のできる環境づくりを目指してまいります。また、いま現在新しくまちづくりをしようというNPOの団体もたくさんおられますので、その団体の連絡会等も私どもの市民活動推進課と市民交流プラザ、力を合わせてそのような活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

江口委員

多分にこのような施設というのは必要であるというのは私も理解をします。ただこの事業の展開の仕方だと思っているんです。今、あの場所が生きているかどうかでいうと、はっきり言って私は厳しい評価になるのではないかと考えています。だからこそ、前回の仕分けに関しては皆様方が不要という判断をされたのではないかと考えています。市民交流プラザという名がつくように、その市民の交流があそこで図られているかと。そして、そのことをちゃんと前にころがすような指定管理者の取り組みがあるかという、私はそこら辺は厳しいのではないかと考えています。そしてまたもう一つ、もう一点でいうと、そういった部分のところはここ1カ所で、飯塚市の中で満足するのかどうかですよ。この事業仕分けの評価中では、ここで活動していくんだと、ほかに移転が難しいと書いてあるんだけど、本当に1カ所のまんまでやってくるのがいいかどうかなんです。公民館見たらどうです。まさに公民館と同じような機能ですよ。そしたら、この部分の機能をきちんと地域、地域で展開していこうと。公民館とここが決定的に違うのは何かという、印刷とか、そういった部分のサービスができるかどうか1点。そして、あと有料かどうか。この2点が大きく違うわけですよ。その部分をあわせて考えて、どうやってやっていくのかを考えてください。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑がないようですから、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を終結いたします。暫時休憩します。

休憩 15:24

再開 15:30

委員会を再開いたします。

次に、第3款民生費及び第4款衛生費、164ページから196ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております。166ページ、社会福祉総務費、社会福祉協議会交付金について坂平委員の質疑を許します。

坂平委員

社会福祉協議会交付金の目的や内容等の概要を教えてください。

社会・障がい者福祉課長

この社会福祉協議会は地域福祉を推進するために設置されている組織で、営利を目的としない社会福祉法に定められている団体です。このため運営費の資金の多くを行政などの補助金で賄っておりますが、本市の社会福祉協議会に対する補助金の根拠といたしましては、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、また、飯塚市社会福祉法人の助成手続きに関する条例施行規則、第2条第2項に定める事業として社会福祉協議会の法人運営事業及び社会福祉協議会が実施する事業を補助対象としておりまして、この補助対象とする事業につきましては、ボランティアセンター事業、権利擁護事業、その他市長が特に必要と認める事業と規定しておりまして、この補助金の根拠に基づき社会福祉協議会に補助金を交付しているものです。

坂平委員

その中で社会福祉協議会を略して、社協と言わしていただきますけれども、社協のほうでいま飯塚市の所有物、例えば飯塚オートレース場などの無償でいま運営を貸してあるんですか。

社会・障がい者福祉課長

社協はいまオートレース場の食堂の経営をしていただいておりますけれども、そちらにつきましては社協のほうに賃借料といたしまして、社協のほうから平成22年度で1356万6千円の賃借料をいただいております。

坂平委員

実際に今この5千万円の補助金を出してありますけど、社協自体は介護保険は黒字ですよ。そして、なおかつこの補助金が5千万円というのは実質運営が厳しいわけですかね、年々この金額が加算してあるように思いますんでね。

社会・障がい者福祉課長

社協のほうは先ほども申し上げましたとおり、地域福祉を推進するために設置している団体で、営利を目的といたしておりません。このため資金の多くは行政等の補助金で賄っておりますけれども、社協におきましては、こういった広域的な地域福祉活動事業と、それから独立採算で行う行政サービスを初めとするといった介護保険等の収益性の高い事業を両立させて、経営の視点で事業を実施していただいております。この地域福祉推進事業に関しましては公益性も高く、しかしながら収益がほとんど見込めないような事業を実施していただいておりますので、社協の経営としては補助金を投入しなければ非常に厳しいような状況になっております。

坂平委員

これらの交付金じゃなくて補助金ですか。

社会・障がい者福祉課長

予算の名称につきましては、社会福祉協議会交付金となっておりますけれども、実はこの社協に対しておりますこの金額につきましては、補助金の性格のものでして、それで平成23年度からの予算の名称につきましては、補助金というふうな形で名称を改めさせていただきます。

坂平委員

それであれば、この決算書の中には補助金という分で上げるべきじゃないですかね。これ後で私もいろいろと言わせていただこうと思いましたが、この意見書の中にもありますよね、補助金と。この中には社会福祉協議会交付金ということで決算書には上がってますよね。そのあたりの仕分けはどんなふうになるんですかね。

社会・障がい者福祉課長

申し訳ございません。平成22年度までは交付金というふうな名称で交付しておりますので、これまでの説明のほうは交付金とさせていただきますが、いま申し上げましたとおり社協に対するこの支援の金額は、交付金という名称よりは補助金として交付する性格のもので、

23年度以降は補助金という形で名称を改めさせていただいておりますが、22年度までは予算の名称の交付金として説明をさせていただきます。申し訳ございません。

坂平委員

あくまでもこれは22年度の決算特別委員会ですよね。だから今の表現は訂正された方がいいんじゃないですかね。それとまた、これちょっと話は離れますけど、この社協さんの保有財産、これは実際にこの交付金、いま言われた補助金と一緒にようなことになるとは思いますけどね、社協の保有財産は全くないわけですか。例えば、土地を合併前に取得をしている部分があるわけですよ。これは、その後、全く扱ってなくて、そのまま放置されたままで、運営が厳しいから交付金が毎年少しずつ上がっていると思いますけどね。だからそういう保有財産の処分なども飯塚市の財政も厳しいわけですから、そういうのもやっぱり不足するから例えば社協にただお金を出すだけと、当然これ運営はやってもらわなきゃいかんと思いますよ。でも保有財産を保有しながら、ただその交付金、補助金、これだけに頼ってやるというのはどうかと。当然お金も出すわけですから、交付金も出しておるわけですから、少しは口も挟んでいいんじゃないかなろうかというふうに私は思うんですけどね。その辺りはどんなふうに考えてあります。

社会・障がい者福祉課長

ただいまご指摘の社協が保有する土地につきましては、いま委員さんがご紹介のありましたとおり、合併前の旧穂波町社協時代に購入した土地がございます。この土地の活用につきましては、今後地域住民の方々の方に立つ方向で検討されていくものと思いますけれども、現在まだ事業の収支バランスが取れておりませんので、それまではこの土地の活用については見送られております。このため、この土地の活用の方向性はまだ決まっておりません。それから、今後、この社協の運営に対してもいろいろ意見を言うていくべきではないかというふうなご質問がございましたけれども、これにつきましては現在社協のほうと飯塚市のほうとは、この社協の財政健全化計画をつくりまして、それにつきましてはの指導を飯塚市のほうは行っておりますことと併せまして、社協の理事には市議会のほうから厚生委員会の委員長さんに就任をいただいております。またこの委員長さんは社協副会長も努めていただいております。また、社協評議委員会には市議会の方から厚生委員会の副委員長に就任いただいておりますので、事業計画や予算の執行については市議会のほうからもご指導いただく体制が取れているものと考えています。

坂平委員

当然、この社協というのは絶対必要なものだろうと思います。しつこくは言いませんけど、成果説明書の中にね、22ページの成果と課題に補助金を交付すると書かれてあるわけですよ。先ほども言いますようにね、これは22年度の決算書ですので成果と課題の中にもね、交付金というよりは社会福祉協議会運営費の補助金というふうに当然表現をしとかなければいけないんじゃないかなろうかということをご指摘をして質問を終わります。

委員長

166ページ、社会福祉総務費国保特別会計拠出金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

166ページ、社会福祉総務費の国保特別会計繰出金の中の療養給付費等の国庫負担金全額分というのがありますがこれについて説明をお願いいたします。

健康増進課長

飯塚市で実施しております、ひとり親、障害者、子ども医療、それら単独で医療費助成を行っておりますが、この無料の医療費助成のために医療費がふえてまいります。その結果、国保の医療費が増加するというところで、その分に係る分の補助金、国からの補助金がカットされております。それを今回、その見込み額の2分の1額を一般会計の方から繰出していただい

てるものでございます。

宮嶋委員

これは減らされて補助金が出てくるということですかね。せっかくの良い制度、飯塚市が苦勞してつくられたんで、ぜひ続けていただきたいというふうに思います。国の考え方にいろいろ言ってもしょうがないんでしょうけども、無料であることで早期治療、早期発見ということで全体的な医療費が減るとということも併せて考えていかなければならないかなというふうに思います。ぜひ、この半額を国保会計のために繰り入れているということですが、できれば全額繰り入れていただいて、国保会計大変な状況になってますから、ぜひその辺の努力ができないものかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

健康増進課長

本来、今委員がおっしゃいましたようにこの部分につきましては制度的には必要な部分であると考えております。それで、この減額分につきましては、市長会を通しまして国の方に減額措置をやめていただくようにということは、今まで再三やっております。これは、あの飯塚市だけの問題じゃなく、公費負担の無料制度というのはどこの自治体でも実施をしております。ですから、どこの市町村も同じようなことを、減額措置を受けておりますのでこの分は引き続き国の方に要望を続けていきたいと考えております。

宮嶋委員

ぜひ、半額じゃなくて全額あと半分を補助できないかと、そこら辺をお願いしたい。これは市長に聞かないと、やろうと言われれば終わりですけどね。

健康増進課長

今の半額の分を全額にということでございますが、飯塚市自体の財政状況も厳しい中、その中でも2分の1の繰り出しをしていただいております。本来ならば、先ほど言いましたように、国のほうで措置されるべきものだと思いますので、その分は引き続き国のほうに働きかけをやっていきたいと思っております。

宮嶋委員

次の項でもちょっとあれなんですけど、行財政改革が進みまして、ずいぶんな削減効果が表れているというふうにお聞きしておりますので、ぜひその辺努力していただきたい。それでやっぱりそういうことを国にぜひペナルティというか、減額をしないように、ぜひ求めていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

次に、166ページ、高齢者福祉費、長寿祝い金、敬老祝い金について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

166ページ、高齢者福祉費の長寿祝い金についてお尋ねします。合併のときに約束だった長寿祝い金。75歳以上5,000円、それにプラス節目というがあったと思うんですけど、これがたった一年で反故にされました。旧飯塚市の高齢者の方にそのころお会いしてお話をしたら、合併して良かったことが二つあると。長寿祝い金がもらえることと、ごみ袋代が下がったこと。こういうふうになら喜んでおられました。合併に対しては、いろいろ賛成反対、皆さんありましたけれども、こういうことで喜んでおりましたのに、この高齢者のささやかな喜びを飯塚市は2つとも潰してしまったんですね。全員に5,000円を支給したのは、たったの1回だけ。次の年からは、節目支給に変わりました。資料も出していただいておりますが、例えば節目支給は置いといても、全員に5,000円を支給するというになれば、予算は幾らになりますか。

高齢者支援課長

いまの資料要求にありました74ページに記載されておりますが、恐れ入ります、手元のほうに70歳以上の高齢者人口の数字を持ちませんので、正確なことは言えませんが、平成18年度に記載しております約1億2千万円程度、全員に支給すればその程度の費用になるかと思われまます。

宮嶋委員

すいませんね、その数字を聞いておかないといけなかったですね。これも聞いてなかったんですが、これは分ると思いますが、行財政改革の平成22年度の縮減効果は幾らですか。

行財政改革推進室主幹

長寿祝い金給付事業の見直しとして行財政改革実施計画の推進項目にあげておりますが、平成22年度の決算でいま高齢者支援課長が言いました、当時18年当初で70歳以上が、対象が24,197名、5000円をかけまして1億2098万5千円。これが基礎になっております。平成22年度の決算額は2150万4千円の支給になっておりますので効果額は、その差、9948万1千円となります。

宮嶋委員

すいません。この項の縮減効果ではなくって、全体のをお聞きしたかったんです。

行財政改革推進室主幹

資料にも出させていただいておりますが、平成22年度の決算の効果額ということですが、決算額では計画額41億3748万円に対しまして50億2553万円となります。効果額の増が8億8805万円となっております。これは今、当初の計画としまして、18年の末ぐらいになっておりますが、18年度に実施計画をつくったものでございます。第1次改訂版をその後21年に策定をいたしておりますが、これも資料のほうに出させていただいておりますけれども、22年度の決算額でいきますと、6億6208万7千円に対しまして7億3355万2千円となっております。差し引きでプラスの7146万5千円となっております。

宮嶋委員

大変な努力をしてずっと縮減されてきているわけですよ。ただ行財政改革の目的というのは、無駄を削って暮らしや福祉に回すためのものだというふうに考えますが、この高齢者のさやかな楽しみを奪って企業が来るあてもないのに、鯉田の工業団地にお金をつぎ込む。こういうことをするためのものではないと思うんですよ。それで市民の暮らし、福祉を守る、これが自治体本来の仕事でありますので、そこに立ち返ってこの長寿祝い金を毎年支給をする、こういうことを検討していただけないでしょうか。

高齢者支援課長

毎年といたしますか、全年齢ということのご質問だと思いますが、この長寿祝い金につきましては、行革の一環で、平成19年度から節目支給にさせていただいておりますので、この行革の一環、引き続き続けさせていただきまして、削減しました財源につきましては一般会計の中で有効活用させていただきたいというふうに考えます。

宮嶋委員

削減計画が決まっているのは分ってるんですよ。結局、一般財源のほうにそれを回してきて、じゃあどんな暮らし、福祉に使われてきているのかっていうのが見えないんですが、ぜひ他にも本当に、同じことを言いますが、団体の補助金だとか、こういう鯉田工業団地の無駄遣い。こういうのを改めるべきであって、こういう福祉を削るべきではないというふうなことを申し述べて、ぜひ今後検討課題にさせていただきたいということをお願いして、この項は終わります。続けていいですか。敬老祝い品というのは、どういう方を対象にされて、何人ぐらいに毎年出されているんですか。

高齢者支援課長

敬老祝い品は100歳以上の高齢者の方に長寿を祝い記念品を贈呈しているものであります。22年度の対象者は100人で、記念品として、お茶を贈呈しております。また贈呈するときに表彰状を入れず額縁、それとか筒を入れた分でお祝い品として出しております。

宮嶋委員

このお茶だということですが、この納入業者、どうやって決められていますか。

高齢者支援課長

3社ほどでの納入業者となっております。

宮嶋委員

ぜひ1社に固まったり、毎年同じところからというふうにはならないように、市内の商店とか、業者の方に少しだとは思いますが、その辺に利益が回るようにということで質問をさせていただいたんですが、よろしくをお願いします。

委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、高齢者住宅改造助成金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

168ページ、高齢者福祉費の高齢者住宅改造助成金についてですが、これの実施状況というか、内容を教えてください。

高齢者支援課長

おおむね65歳以上の方がいる世帯で世帯の生計中心者が非課税または生活保護世帯の方で要介護認定までにはいきませんが、虚弱高齢者等の方に対して転倒予防などのために手すりや段差改修などのための住宅改修の助成を行うものです。

宮嶋委員

22年度の実績、内容はいま言われましたので、あとはこの制度がなかなか知られていないんじゃないかなというふうに思いますので、どういうふうに周知されているのかお聞きします。

高齢者支援課長

周知方法といたしましては、在宅介護支援センターが発行します何年4回、在介だよりというのがございまして、全戸配布しております。こちらのほうで配布による周知と。それとも在宅介護支援センターの職員が、高齢者宅を訪問した際に、いろんな、例えば民生委員さんからの相談等々がありました場合に、高齢者宅を訪問して住宅改修の必要があれば、高齢者支援課のほうにつないでいるところであります。

宮嶋委員

件数は言われましたか。

高齢者支援課長

22年度の改修件数は12件でよろしいでしょうか。

宮嶋委員

すいません。資料をいただいて、資料を見切ってません。申し訳ありません。もっと需要はあるんじゃないかなと思いますが、去年からしたら減っておりますよね。予算の上限というのがあるわけではなくて、1人10万円以内ということであれば、もし件数が多くなれば、それだけの予算措置がしていただけるものなのかなお聞きします。

高齢者支援課長

予算措置を要求させていただく分につきましては、毎年度の16件とか、だいたい平均の数を予算要求いたしまして、9月執行段階での状況で不足が見込まれる場合には補正予算等で対応させていただいております。

宮嶋委員

介護予防という観点からも大変大事な事業だと思いますので、ぜひたくさんの方にお知らせしてこの事業を充実させていただきたいということを申し述べて終わります。

委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、シルバー人材センター高齢者活游子育て支援事業費補助金について永末委員の質疑を許します。

永末委員

高齢者福祉費のシルバー人材センター高齢者活游子育て支援事業費補助金についてお尋ねします。シルバー人材センターに対する補助金のほう、幾つか出ておると思うんですけども、少子高齢化の時代におきまして、高齢者の方をどのように活用して、就業機会を図っていくのかという部分は大事な部分だと思うんですけども、この補助金の趣旨及び事業の概要をまずお尋ねします。

児童育成課長

高齢者の就業機会の確保、提供を行い、併せて高齢者の生きがいづくりなどを目的に実施いたしております。内容といたしましては、少子高齢化に対応する子育て支援事業として、豊富な育児経験と知識を持つ女性会員を中心として子どもを預かる子育て支援と食事の支度や掃除などの家事を行う生活支援等を行っております。

永末委員

今の事業内容なんですけども、そこをもう少し具体的に事業内容、幾つかあるかと思うんですけども、ご回答いただけますでしょうか。

児童育成課長

事業内容としましては、市の委託している産前産後の子育て支援事業、それから母子父子家庭生活の生活援助、それからシルバーで独自にしてあります子育て生活援助派遣事業、それからグループ預かりなどを行っております。

永末委員

この今の事業なんですけども、実際の市の委託事業でありますとか独自事業でありますとか、この補助金を使って、実際されている分で市民の方がどの程度利用されているのかというのを把握されていますでしょうか。受託件数でありますとか、派遣された会員数でありますとか、そういったところがあればお願いします。

児童育成課長

平成22年度の受託件数が199件で、延べ派遣会員数が1,239名となっております。

永末委員

それでは、具体的な金額のほうなんですけども、私のほうで把握しているのは国及び市から150万円ずつ、トータルで300万円の補助というふうに認識しておりますけども、よろしいでしょうか。

児童育成課長

その通りでございます。

永末委員

そうなりますと、平成22年度の受託件数がだいたい199件ですんで、約200件と考えますと1件当たり15,000円ぐらいの費用がかかっているというような計算になってきますけれども、この金額自体どのように考えられてますでしょうか。

児童育成課長

補助金の質の割には受託件数、それから延べ派遣会員数は少ないというふうに思っております。ただ高齢者の就業機会の確保や高齢者の生きがいづくり、仲間づくりなどを目的として実施いたしておりますので、そういった意味からも必要ではないかと考えております。

永末委員

私、この補助金自体、不要という意味でこれを言っているわけではなくて、むしろ今おっしゃいましたように高齢者の方の就業の機会の確保でありますとか、生きがいづくりという部分でぜひもっと活発に生かしていただきたいという意味合いで、今回質問させていただいております。それで、いまやはりまだ受託件数が少ないというふうな感じで、いまご回答いただきましたので、そのあたりの分これからどのようにされるおつもりなのか。ふやす方向性で考えていただけるのか。そのようなところをどのような形で検討されてるのか、もしふやすという形ででしたらば、どんな形でふやしていくというふうに考えられておるのかご回答いただければと思います。

児童育成課長

まだ受託件数をふやす努力といたしますが、まだまだ広報自体が少ないのではないかと考えております。今後もホームページ等や、いまも載せておりますが、あと母子手帳交付時でのチラシの配布や自治会の回覧板等を利用いたしまして、広報に努めて受託件数をふやしていきたいというふうに考えております。

永末委員

ぜひ、そのような形でよろしく願います。あと、こういった事業をやっておるといことをに対する周知というものも、もちろん必要だと思うんですけども、その事業自体のレベルアップといたしますか、よりよいサービスというものを提供していく部分というのも必要だと思うんですけども、例えばこれを利用された方の満足度調査でありますとか、そういった部分、どの程度実施されておりますでしょうか。

児童育成課長

市ではアンケート等を実施しておりませんが、シルバーさんのほうで平成22年度に実施してあります利用者からの回答数が7件ということで参考になるかどうかわかりませんが、一応満足度は87点という報告が受けております。

永末委員

いまの7件というのは、受託件数199件に関して7件ということの理解でよろしいでしょうか。

児童育成課長

受託件数といたしましても、利用者で重複してある方もいらっしゃいますので、シルバーのほうで利用者のほうに対して、利用者のアンケートですか、満足度調査みたいのをしたときに返していただいたのが7件だったというふうに記憶しております。

永末委員

ぜひ、この辺りしっかりとやっていただきたいと思うんですけども、やはり市のほうからも150万円負担しておりますので、補助金という形でシルバー任せという形ではなく、やはり市のほうでもきちんと把握しておかれるべきじゃないかと思うんですけども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

児童育成課長

利用者の声を聞くということは大切なことだと思いますので、アンケートも含めまして検討したいと思っております。

永末委員

よろしく願います。こちらもお願いですけれども、あくまで補助金の目的が高齢者の就業機会の確保ということになっておりますので、実際どのくらい就業機会が確保されたのかという部分も合わせて、やっていただければと思います。よろしく願います。

委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、地域介護福祉空間整備等補助金について坂平委員の質疑を許します。

坂平委員

地域介護福祉空間整備等補助金5578万7千円とはどのような補助金か、概要を説明いただきたいんですけど、これは事前に説明を受けました。簡略に、これは10分の10の国庫補助金ですかね。

介護保険課長

10分の10の国庫補助となっております。

坂平委員

それで成果説明書のほうに成果の結果が出てなかったわけですね。

財政課長

成果説明書のほうに掲載しております事業につきましては、事務事業評価をやっておりまして、その中から主なものをピックアップしております。全事業についての説明にはなっておりません。今回71の事業について説明をさせていただいております。

坂平委員

できれば、こういう空間整備等補助金5578万円と、金額的にも出てますんで、これは補助金100%ということですので、そういうこともできれば今後載せてほしいと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、シルバー人材センター支援費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

168ページのシルバー人材センターの補助金についてなんですが、

委員長

暫時休憩します。

休憩 16:10

再開 16:10

委員会を再開いたします。

宮嶋委員

申しわけありません。

1点だけ、シルバー人材センターのいわゆる補助金というのが資料76ページの1番下に補助金がずらっと載っているんですが、いわゆる本体というのか、いろんな事業に対しての補助金とシルバー人材センターの補助金は減っているわけですよ。ここ1、2年ぐらい。この減った理由を教えてください。

高齢者支援課長

シルバー人材センター補助金ですが、これは平成18年度に飯塚市シルバー人材センターと嘉穂シルバー人材センターの一部が合併して、その際に、この補助金は会員数と会員の就労日数によりランク付けがされて、本来であれば950万円になるところでしたが、激減緩和措置として平成23年度まで削減されていくという措置がとられました。なお22年度は国の事業仕分けでさらに減額を一部されております。

宮嶋委員

もっと減られるということですが、これでシルバー人材センターが成り立っていくのでしょうか。

高齢者支援課長

シルバー人材センターでは、この補助金カットを見越しまして、シルバー人材センターの職員の削減、給与のカット、事務局長の期末手当の40%カット、管理職手当等の廃止などに取り組みまして、職員は平成18年度の7名から2名削減などの対応をとられて、この補助金削減に対応されておるところであります。

宮嶋委員

職員を削減されて大変な中で、新たな事業とかもやってあるということですね。はい、ありがとうございます。

委員長

次に行きます。170ページ、高齢者福祉費、介護保険特別会計への繰出金について、坂平委員の質疑を許します。

坂平委員

介護保険特別会計への繰り出しがされているが、それぞれの目的を教えてください。

介護保険課長

介護給付費分の12億8937万3591円につきましては、これは法定によります介護保険の給付実績の12.5%となっております。また事務費等分の2億4670万円につきましては、これは介護保険事業運営にかかります職員の人件費をはじめとする事務費となっております。

高齢者支援課長

続きまして、地域支援介護予防及び地域支援包括的等分の繰出金の説明をさせていただきます。介護保険法におきまして、市町村が被保険者が要介護状態となることを予防するため、介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援事業を実施する場合には、介護保険法に基づきまして一般会計での負担が定められております。この介護保険法の規定に基づきまして、地域支援介護予防分及び地域支援包括的支援事業分を義務費負担として一般会計から繰り出しをしているものであります。地域支援事務等分は地域支援事業に要する経費や国、県、支基金、保険料そして市町村の義務で賄うこととなっておりますが、各種事業は国、県と市の負担等で賄っておりますが、人件費等分までは賄いきれないため、特別会計で不足する分を超過負担分として繰り出しをしているものです。

坂平委員

それでは、これは法律で決められた分とそれ以外の分ということですね。分かりました。これで質問を終わります。

委員長

次に、170ページ、障がい者福祉費、聴覚障がい者支援について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

聴覚障がい者に対する支援、特にコミュニケーション支援についてお聞きいたします。現状においては、どのようなコミュニケーションに対する支援が行われているのか、まずそこから教えてください。

社会・障がい者福祉課長

聴覚障がい者の方のコミュニケーション支援といたしまして、さまざまな情報バリアフリーを目指すための施策を行っておりますけれども、まず1点目はコミュニケーション支援事業といたしまして、聴覚障がい者の方のコミュニケーション手段を確保するために、障がいのある方が公共機関や病院、また学校などで意思伝達をするときに手話通訳者を派遣する事業がございます。あとそれから、聴覚障がい者の課題に対しましては、補装具として補聴器を交付する制度もございます。それからあと、日常生活用具の給付といたしまして、障がい者の方の通信

を保障するためのファックスなどの交付もいたしております。

江口委員

手話通訳については、以前からだいぶ進歩したんだと思っております。聴覚障がいの方々から良くなったんだよとお話を聞くこともあります。ただ1点、ぜひやっていただきたいものがあるんです。というのが、今お話の中でもファックスに関してご自宅にファックスをつけるときに補助をしているというお話がありました。ファックスというのはどこかからどこかへ送るわけですよね。そのときに、ファックスが近くにないと送れないわけですよ。他方、公共施設に来てああ連絡しなきゃと思ったときにできるかということ、公衆ファックスがないんです。飯塚市の公共施設にはですね。たぶん事務員の方なり職員の方が、配慮をさせていただいて、いいですよというふうな形でやっておられるんだと思うんですけども、それをきちんと制度として、そういった形だけではなくて制度としてきちんと、制度としてというか、形としてちゃんと公衆ファックスというもので置くこと。そしてそれをきちんと周知をすると、聴覚障がいの方々にとっては非常にわかりやすいと思うんです。そして大きい公共施設、特に本庁であるとか総合支所に関しては公衆ファックスとしてきちんと設置をする。そしてまた、もうちょっと小さいところに関しては、取り扱いの中でぜひお声かけをしてください。そうしたら1回幾らで使うことができます。そういう制度としてやっていただきたいと思うんです。その点についてどうでしょう。

社会・障がい者福祉課長

いま委員がおっしゃられますとおり、現状の聴覚障がい者のそういった情報に関する対応につきましては、いまお話しされましたとおり職員がその場その場での対応をしております、制度としては飯塚市のほうにはございません。それで、確かにご指摘のとおり障がい者の方の社会参加を促進するためには、やはり情報のバリアフリーを進めることは大変重要だと考えております。その情報のアクセス手段としては聴覚障がい者の方のファックスは大変有益だと考えております。その公衆ファックスについてなんですけれども、既に自治体で設置しているところに尋ねてみましたが、実のところ各自治体とも現在の利用状況はとても低い状況にございました。公衆ファックスにつきましては、基本的には送信のみが可能となっておりますけれども、現在コンビニエンスストアにはファックスが設置されておまして、店舗によりましては送受信の双方向ができるファックスが設置されているような状況でございまして、ファックスが必要な方にとっては、もしかしたら庁舎よりも24時間気軽に利用できるコンビニのほうが利便性が高いと判断しておられて、いま既に設置されている自治体のほうも余り利用状況が伸びていないのかなというふうに思っております。また、ご家族や友人間ではファックスをよりもメールで情報交換をされている方もいらっしゃるようでして、聴覚障がいの方々にもそういった情報アクセスの面で一番お困りのところはこういったところなのか、先日ちょっとお尋ねしましたところ、例えば台風が来てJRのほうが動いているのか動いていないのか、そういうふうなことを問い合わせをしたいんですけども、まず駅のほうにそういったファックスで問い合わせができるのか、ファックス番号があるのかどうか、そういったことが実は分からないのが1番困っているというふうなお話でございました。それで、確かに庁舎内で制度としてファックスを送るというふうなことが、いま飯塚市のほうではございませんので、飯塚市におきましては他の自治体の取り組みをいろいろもう少し詳しく調べまして、また障がい者団体の当事者の方からもいろいろご意見をいただき、また関係団体、関係部署とも協議をしていきながら、その設置の有無については検討していきたいと思っておりますけれども、一方でやはり障がい者の方々がよくご利用になる施設のファックス番号を取りまとめて、必要な方に配布できるような取り組みを進めていったり、またそういったファックスを設置しているコンビニなどのそういったところに関しましては、張り紙をしていただくなどして、そういった障が

い者の方々が気軽にファックスを利用できるような環境づくりに協力いただくなどの取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

江口委員

確かに公衆ファックスだけで考えると、非常に利用度が低いのも現実だと思います。ただ、他方でコンビニに置いてあるのは送受信ができて、コピーもできるわけですね。ある意味、同じものが庁舎にあってもいいと思うんです。コピーサービスできますよという、現実にはコピーサービスできますよという部分は表には出ずに、それぞれの担当課がじゃあしましょうって言って無償でやっているケースもままあります。そうではなくて、制度としてきちんとうちやあってあるんだと、ここできちんと10円払ってやってねと。費用については自分持ちよと。そしてそこにきちんとこれは公衆ファックスですよ、聴覚障がいの方々はぜひご利用くださいとやっている、市民の方々がそういった部分を理解する助けにもなるんだと思います。そのこともあわせてやっていていただきたいと思います。いまお話の中でニーズをきちんと把握した中でありました。非常にいいことだと思います。そしてメール等の利用が多い、現実にはそうだと思います。であるならば、そういった災害のときの情報をどうやって障がいのある方々へ流していくのか。逆にその部分を見ると、もっともっと満足していただけるし、ああ飯塚市は障がいのある方々にとっても、ここだったら住みやすいよねという話になるでしょうし、ぜひ検討していただきたいと思います。

委員長

170ページ、障がい者福祉費、障がい者相談員謝礼金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

170ページの障がい者相談員謝礼金についてお伺いいたします。この相談員という方が何名いらっしゃるのかと相談件数をお願いいたします。

社会・障がい者福祉課長

現在、飯塚市には知的障がい者の相談員さんが2名、それから精神障がい者の相談員さんが3名いらっしゃいます。身体障がい者の相談員さんがいらっしゃいませんのは、県のほうも同じような制度がございまして、福岡県のほうの身体障がい者相談員さんが飯塚市の中に17名、それから知的障がい者相談員さんが4名ほどいらっしゃいますので、先ほど申し上げましたとおりの数字で、飯塚市のほうは2名と3名にそれぞれ相談員を委嘱しております。相談件数につきましては、平成22年度、相談員の合計で1,036件ほどの相談がございました。

宮嶋委員

1,036件。先ほどからいろんな相談の件数が出てきてますけど、大変多い相談件数じゃないかなと、5名の方で受けてあってですね。私がびっくりしたのは謝礼金が11万7600円、桁を間違っていないかなと思ったんですが、この金額はどういうふうな根拠で出されているのか、1人当たり月額幾らになるのか教えてください。

社会・障がい者福祉課長

飯塚市の相談員さんの謝礼金、報酬は実は県の相談員さんの単価とあわせておりまして、月額が1,960円です。それで12カ月分をお1人にお支払いをしております。

宮嶋委員

今ときこういう金額で、相談内容にもよりますでしょうけども、必要経費というか、お訪ねしてとかいうこともありましようし、この金額では本当にいわゆるボランティアで必要経費も出ない金額なので、これは何とか飯塚市独自で単価を、福岡県にならわなくてもいいわけでしょうから、もっと単価を上げるということはできないんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この相談員さんの単価につきましてなんですけれども、福岡県の相談員さんと飯塚市の相談員さんは、同じエリアの中で同じような活動していただいておりますので、なかなかそこで報酬単価を変えるということが非常に難しいような状況です。いま委員がご指摘されましたとおり、この報酬単価はほとんどがボランティアでしていただく、そのわずかな報酬額というふうには私どもも理解しておりますが、この障がい者の方々に対しましての相談は生活支援センターという相談機能をもつセンターがございますので、そちらのほうで専門的な相談を行ってありまして、そういった相談事業所につなげるような相談だとか、身近な相談をこの相談員さんのほうに受けていただいておりますので、一応この単価は1,960円でご理解をいただいております。

宮嶋委員

ぜひ県のほうに引き上げてもらって飯塚市も一緒に引き上げるという方向で、県の担当とも話し合いとかあると思いますので、ぜひその辺よろしく願いいたします。

委員長

170ページ、障がい者福祉費、配食サービス事業について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

170ページ、障がい者福祉費の配食サービス事業。利用状況と配食の方法をお尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

障がい者の配食サービスの利用状況ですけれども、平成22年度は2,736食を提供いたしました。実利用者数は17名です。この事業の広報につきましては、先ほどのご質問の答弁でさせていただきましたとおり、相談員さんの紹介やまた生活支援センターのほうからこのサービスのご紹介をいただいておりますと同時に、障害者手帳をお取りになった方に対しましては、さまざまな制度を紹介するガイドブックをお渡ししておりますので、その中でこの配食サービスのほうも紹介して、みなさまのほうにこのサービスがあることをお知らせしているような状況です。

宮嶋委員

延べで2,736食と言われましたけど、利用者は17名ということで間違いありませんか。

社会・障がい者福祉課長

いま申し上げましたとおり、平成22年度の食数は2,736食で利用者数は実数17名です。配食は毎日夕食をお届けしてありまして、毎日ご利用なさる方や週に2、3回ご利用なさる方、それぞれ利用状況はまちまちですので、このような配食数になっております。

宮嶋委員

食事はどこで作ってあって、どういうふうに配達というか、届けてあるのか。あと金額は幾らなのかをお聞きします。

社会・障がい者福祉課長

障がい者の配食サービスにつきましては、ただいま答弁いたしましたとおり、利用者数は17名とかなり少のうございます。それで実は、この障がい者の配食サービスは高齢者の配食サービスを実施しています事業所と同じところから配達をいただいております。それから金額につきましては利用者の金額は一食が400円で、これは高齢者と同じ料金となっております。

宮嶋委員

高齢者と一緒にされているので17名では採算が合わないだろうと思ったんですが、もっと潜在的な需要というか、そういうものはどういうふうに考えてありますか。

社会・障がい者福祉課長

この配食サービスについてですけれども、確かに調理ができない方に対してはこの配食サービスは大変有益なサービスだと思いますが、ある程度身体機能が残っている方に対してはヘルパーさんと一緒に食事を作ったり、そういうふうな行為のほうがその方の身体レベルを維持することができますので、すべて配食サービスだけではなく、そういったホームヘルパーサービスのほうのご利用で食事の確保をしていただいているような状況です。

宮嶋委員

そういうことがあるわけですね。ぜひ、このことを知らないで困っている方がないようによろしくをお願いします。

委員長

171ページ、障がい者福祉費、生活支援センター運営事業委託料について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

障がい者福祉費、生活支援センター運営事業委託料についてお尋ねします。この生活支援センターの概要について簡単にご説明いただけますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この障がい者生活支援センターは障がい者の方や障がい児の保護者の方からのご相談に対しまして、必要な情報の提供や専門機関の紹介、また福祉サービスが必要な方にはサービスの利用申請のお手伝いをしたり、また権利擁護のために必要な援助を行うことによって、障がい者の方々が自立した生活を営むことができるように、さまざまな支援を行うことを目的としたセンターです。

永末委員

平成22年度決算で4200万円ほどあがっておるんですけども、この金額の内訳を具体的にお願いします。

社会・障がい者福祉課長

この生活支援センターは、実は4カ所に委託しておりまして、この4カ所の委託料の合算が4282万4418円となっております。

永末委員

4カ所と言われましたけども、その4カ所というのを具体的に法人なら法人の名称と場所ですかね、どこにあるのかというのをお願いします。

社会・障がい者福祉課長

申し訳ございません。その4カ所の支援センターですけれども、1カ所がサン・アビリティーズ飯塚の中にあります「さん・あび」という支援センターです。それからもう1カ所は笠松あんじゃ園のほうにあります支援センターです。それからもう1カ所は、あいタウンの中にあります「BASARA」という支援センター、以上が飯塚市内にございまして、あとの1カ所は嘉麻市にありますつばさ学園に併設されております「たいよう」というセンターです。この支援センターにつきましては、サン・アビリティーズ飯塚の中にあります「さん・あび」だけは、平成22年度まで飯塚市単独で運営しておりましたが、あとの残りの3カ所は飯塚、桂川、嘉麻市の2市1町で運営している関係でいまの4カ所目の「たいよう」は嘉麻市にありますけれども、そちらのほうで支援センターの業務を委託しております。

永末委員

サンアビリティと庄内のあんじゃ園と、あいタウンの「BASARA」とあと「たいよう」ですかね。「たいよう」が嘉麻市のほうですかね。事業の中身を聞きますと、総括的な障がい者の方の支援、ご家族の方の支援になると思うんですけども、これはある程度固まっているような感じに思えるんですけども、例えば頼田でありますとか、筑穂でありますとか、そういった

ところまでまんべんなくセンターとしてはあったほうが利用もしやすいんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺りは難しいんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この生活支援センターは地区割りというよりも、障がい者が3障がいございます。身体障がい、知的障がい、精神障がい、この3障がいのそれぞれで得意とする分野の部分で支援を行っていただいておりますので、少し地域的には偏りがございますが、ご相談のある方のところには訪問したりなどして、いろいろご相談を受けておりますので、今のところはそういった地理的な不便さというところでご指摘をいただいているようなことはございません。

永末委員

訪問されるということで、それがあまり地理的な部分で問題がないという回答いただきましたが、例えばこの業務を受ける流れとしましては、利用者の方から問い合わせがあって訪問をされるような形ですか。

社会・障がい者福祉課長

この支援センターにつきましては、少しずつこういった支援センターの存在を知っていただくようになりましたので、直接障がい者の方々からこのセンターのほうにご相談がある場合もございますし、市役所のほうにご相談がありましたときには、そのケースを支援センターのほうにつなぎまして、支援センターのほうから連絡をとっていただいたり、また場合によっては訪問していただいたりしております。

永末委員

分かりました。それで身体障がい、知的障がい、精神障がいという形で専門性が分かれているということで、ここの4カ所にいま委託されているということですけども、ここのやはり4カ所でしかこういったサービスが提供できないような形になっているんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この生活支援センターは先ほど申しあげましたとおり、平成22年度は4カ所に委託しておりますけれども、ことしの4月から瀬田病院の横に子ども発達支援センターとして、その中に「フォスク」という支援センターが設置されております。この支援センターは、特に障がい児を対象としたご相談を受けておりますが、障がい児だけに限らず、障がい全般のご相談も受けております。そういうことで現在飯塚市のほうには5カ所の支援センターが存在しております。

永末委員

分かりました。最後なんですけど、やはり障がいを持たれている方のご家族の負担は本当にすごい負担があるというふうなことをご家族の方から直接聞いたこともあります。そういったご家族の方にとってこういった支援センターの存在がかなり大きいと思いますので、ぜひこのセンターをもっと活用していただけるように、PRの強化をもっと図っていただきたいと思いますので、要望としてあげさせてもらいます。

委員長

次に、170ページ、障がい者福祉費、生活支援センター運営事業について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

ただいま永末委員のほうから質問がありましたので、私の質問は取り消させていただきます。

委員長

続いて、170ページ、障がい者福祉費、療育キャンプ事業委託料について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

同じく170ページの療育キャンプ事業委託料についてお尋ねします。委託先と事業内容と
いうか、実施状況、それと参加者というか利用者というか、そういう数字的なものも含めてお
願いします。

社会・障がい者福祉課長

この療育キャンプ事業の委託先は、NPO法人の飯塚障がい者団体協議会のほうに委託して
おります。平成22年度の実施状況ですけれども、平成22年度は8月22日から23日の1
泊2日で佐賀・長崎方面に参りました。そして、そちらには障がい者の方とご家族の方、
62名が参加していただきました。併せましてボランティアとして学生さんのボランティアも
12名ほど同行いただきました。スタッフ9名の併せて83名で事業のほうを実施してありま
す。今回のこの事業の中では有田ポーセリングパークで陶器を作るなど色々な体験の事業も含
め、また1泊2日のホテルの中では障がい者を抱えるご家族の悩みだとか、今後どうやって子
どもたちを支えていくかといった意見交換のほうも実際に行っております。

宮嶋委員

毎年、だいたいこういう同じ規模ですと事業が続けられているということですね、ありが
とうございます。

委員長

172ページ、障がい者福祉費、障がい者住宅改造助成金について、宮嶋委員の質疑を許し
ます。

宮嶋委員

172ページ、障がい者住宅改造助成金について、この内容をお願いいたします。

社会・障がい者福祉課長

障がい者の住宅改造助成金は在宅の重度障がい者世帯に対しまして、障がい者の自立を援助
し、介護を行う方の負担を軽減することを目的に住宅改造の費用の一部を助成する制度です。
この助成基準額30万円を上限といたしまして、改造に要した額又は助成基準額のいずれか低
いほうに生活保護世帯は10分の10、それから非課税世帯に対しましては10分の9を乗じ
た額を助成しております。対象となる改造は玄関や廊下、浴室、トイレ等の障がい者の方々が
ご利用する部分に関わる住宅改造について助成を行っております。

宮嶋委員

障がいの程度とか、そういう規定はあるんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

住宅改造につきましては、いま申し上げましたとおり、重度障がいの方というふうに規定し
ておりまして、身体障がい者手帳でしたら2級以上、それから療育手帳でしたらA判定の方、
そういった方の住宅改造に対しましての助成を行う制度です。

宮嶋委員

平成22年度の利用実績をお願いします。

社会・障がい者福祉課長

平成22年度の利用実績は全部で4件ほどのご利用がございました。

委員長

次に、174ページ、児童福祉総務費、要保護児童連絡協議会について、宮嶋委員の質疑を
許します。

宮嶋委員

174ページ、要保護児童連絡協議会委員の謝礼金ということで出ておりますが、この内容
をお願いいたします。

児童育成課長

まず要保護児童連絡協議会ですが、組織といたしましては実務者会議、専門部会、それから協議会の三層構造になっております。業務の内容といたしましては、実務者会議は個別ケースに応じて市の関係課や学校と支援内容を協議するために行っており、平成22年度は22回会議を実施いたしました。次に、専門部会では市の関係課、教育委員会、児童相談所等で実務者会議で課題となった点のさらなる検討を行い、問題解決に向けて方向性などを決定しております。最後に謝礼金の対象となる協議会ですけど、協議会では専門部会で解決できない問題等を行政機関、学識経験者、専門家の意見をたまわって問題解決にあっております。平成22年度は2回開催いたしております。

宮嶋委員

2回開催されているということで謝礼金が25,000円ですが、人数は何人になるんですか。
児童育成課長

協議会のメンバーは19名いらっしゃいますが、公的機関の方が多くて、謝礼の対象となっている方が医師会代表の小児科医の代表の先生と弁護士の方、それと医療ソーシャルワーカーの3名の方が対象となっております。

宮嶋委員

3名で25,000円、欠席とかいうのがあるんですかね。1回5,000円とかいう計算なんですか。

児童育成課長

2回会議した中で1名、第2回目の会議で欠席がございました。5,000円で対象となる方が5人ですので、25,000円となっております。

宮嶋委員

大変重要な会議だろうと思いますので、あまりにも金額が少ないなと思ったけど、人数がそういうことになってるんですね。分かりました。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:47

再開 16:59

委員会を再開いたします。

174ページ、児童福祉総務費、子どもの医療費無料制度の充実について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

174ページ、子どもの医療費無料制度の充実についてということです。子どもの医療費無料化、小学校3年生までを実施されました。大変喜ばれております。一部負担が残っているということで、無料化ではなくて軽減という言葉が使われているようですが、この制度でいくらの支出増になりましたか。

健康増進課長

先ほど委員のほうから言われていた分は、小学校1年から3年生の分だと思いますけども、それは平成23年の1月分からということになりますので、平成22年度決算の中でその分といたしましては540万円程度が含まれております。

宮嶋委員

では年間にしたら予測としてはどのくらいになりますか。

健康増進課長

まだ実績が出ておりませんので、平成23年度の予算ベースでちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。対象医療費といたしましては総額で7700万円ほどを見込んでおりま

す。そのうち自己負担金がございますので、その部分が1900万円程度ということで、差引き5800万円程度の負担が生じるということになります。

宮嶋委員

せっかくですから、子どもの医療費、飯塚市は無料化したよと堂々と言えるように、この1900万円も出したらどうですか。ぜひその辺も含めてご検討いただきたいし、本当にこの不況で大変な生活をされているご家族がたくさんいらっしゃる中で、子どもの命を守るということではいいことだと思いますので、ぜひこれを小学校6年生までというふうに今後広げていただくとよいようにお願いをいたします。また、滞納によって保険証を取り上げた世帯に、せめて子どもの保険証だけということで、飯塚市は18歳までということで取り組んでおられます。資料をいただきましたが、平成22年度は574世帯、1,047人に発行されています。この数がふえたことは好ましい、滞納世帯がふえたということは好ましいことではありませんが、この1,047人の子どもたち、この子どもたちの健康、命が守られているんだというふうに考えます。子どもの医療費無料化の拡充とあわせて、安心して子育てできるまち、住んでよかったと思えるまちづくりのために、ぜひ6年生までも含めてご検討を要望して終わります。

委員長

次に行きます。176ページ、児童措置費、児童扶養手当について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

176ページの児童扶養手当についてですが、人数、金額ともに増加をしていますが、その要因が分りましたら教えてください。

児童育成課長

母子父子世帯は増加傾向にありますが、その主な要因といたしましては、若い夫婦の方の離婚に対する価値観の変化や経済的な理由などによる離婚の増加によると思っております。

宮嶋委員

ひとり親世帯が増えているということですかね。今までは母子だけでしたけれど、父子も対象になったということですが、この対象になった父子の人数が分りましたら教えてください。

児童育成課長

対象となられた父子の方は受給者で123人、対象児童が205名でございます。

宮嶋委員

これは4月からでしたか、途中からですかね。

児童育成課長

平成22年8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになっております。

宮嶋委員

分りました。次をお願いします。

委員長

176ページ、母子父子福祉費、ひとり親家庭等医療費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

176ページのひとり親家庭等医療費ですが、この医療費の増減の状況について、どういうふうに分析をされていますでしょうか。

健康増進課長

ひとり親の経費の増減でございますが、成果説明書の90ページのほうに資料がございますが、ここには平成18年度から22年度までを記載しております。18年度をピークに徐々に

減っておりますが、これは21年度から2年の経過措置を設けまして、寡婦の分の廃止をいたした関係で22年の9月までが寡婦の対象者の方がいらっしゃいます。それ以降につきましてはいらっしゃいません。その関係で減ってきております。それと増加の要素といたしましては、先ほど言いました21年度の10月から父子家庭にもこの医療制度の適用がございまして、その部分につきましては増加の要因となっております。

宮嶋委員

寡婦医療がなくなって、父子がふえたということですが、その寡婦医療制度が廃止になったことで医療が受けられないと、そういう方で苦情だとか問い合わせとかそういうものがありますでしょうか。

健康増進課長

先ほど平成21年といいましたけど、平成20年の10月からということで訂正をさせていただきます。一応、平成20年から2年間の経過措置を設けておりました。それで、当初これは県の制度で運営していました関係で、それにならった形で廃止の方向性を打ち出したわけですが、20年当初はかなりのご質問なりございましたが、経過措置を設けて、最終的に22年の9月で終了したわけですが、ほとんどそういった苦情等はございません。

宮嶋委員

ぜひ必要があってできた制度ですから、できれば何でもお金を出せと言うと言われても、できたらこういうのも国の制度、県の制度がなくなったからなくすということじゃなくて、やはりそういう皆さんの声を聞いて、継続できるものは継続していただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

次に行きます。180ページ、青少年対策費、ファミリーサポート一時保育事業委託等について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

資料のほうを出していただいております。資料の80ページ並びに81ページでございます。まずファミリーサポートセンターについてお聞きいたします。利用状況を見ると平成20年度が48回だったのが、21年度が256回。それが22年度では154回となっております。登録会員数は順調に伸びているかのような感じもするわけですが、実際のところこのファミリーサポートセンター事業について、まずどのように評価しておられるのか、お聞かせいただけますか。

児童育成課長

この事業は、もともと仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを行うために実施しております。支援数といいますか、利用回数が減っておりますが、ここは頻繁に利用された方の転出等がありまして、回数的には減っておりますが、このような事業はぜひとも必要な事業ではないかと思っております。

江口委員

登録会員の数が106名、163名、195名とございます。この中でのお願い会員のほう並びに両方会員ですね、こういうふうなことをお願いしたいんだよってというのが依頼会員ですよ。そして、両方会員のほうからも依頼があり得るわけですよ。例えば平成22年度でいうと118名、依頼会員と両方会員が27名おられます。この中から利用している、していないとかいう分に関してつかんでおられるのでしょうか、おられないのでしょうか、利用の有無ですね。会員がおられて、その方がサービスを利用しているか、していないのか。

児童育成課長

これはお互いに会員同士で実施する子育て支援事業ですので、ここにお願い会員、どちらも

会員出てありますけど、この方たちが任せて会員のほうですかね、支援を受けるというほうの方をお願いしてありますので、実際いまこの中でしてあるということは実施してあるというふうに思っています。

江口委員

言い方が悪かったかもしれませんが。依頼会員が118名おられます。そして両方会員が27名おられます。足すと145名の方がサービスをお願いをしたいという立場になられるわけですね。その中で、実際には154回の活動がっております。145名に対して154回のサービスがあった。ただこの中で、やっぱり言われたように複数回利用されている方がもちろんおられるんだと思うんです。この中の145名のうち何名が実際にこのサービスを利用していたかという分とかですね。そういった部分についてはつかんでおられるのかどうかお聞かせいただけますか。

児童育成課長

報告のほうは回数で上がってきますので、実人員のほうはつかんでおりません。

江口委員

やっぱり利用状況を詳細に把握するということは、この事業がきちんと動いているかどうか、ベンチマークとして非常に大切なものと思っております。ぜひその点について配慮をしてやっていただきたいと思っております。

もう一つ、一時保育事業について利用状況の部分を出していただいております。こちらのほうは回数がかなりあるわけですね。この一時保育、ファミリーサポートセンター事業については何のため利用するのかという分を出していただいております。一時保育に関しては、それについては出していただけないわけですが、一次保育の利用目的についてどのように判断なされてますでしょうか。

保育課長

一次保育事業につきましては、大体の概要でございますが、保護者の方のリフレッシュあるいは出産、仕事、それから病気、介護など家庭での育児が困難なときに就学前のお子様を一時的に預かる事業でございます。

江口委員

その中で、この一時保育の平成22年度でも、丸1日の方が5,045名、延べ人数でしょうけれど、おられるわけです。そして半日についても2,293名おられる。この方々の主たる利用する目的ですね。リフレッシュ、育児で疲れたからちょっと預けてゆっくりしたいのが主な目的なのか、それとも仕事に行かなくちゃいけないんだと、だから保育園には入っていないんだけど、この一時保育を利用しているんだと、いくつかあるわけですね。何が一番多いんでしょうか。

保育課長

確かにいま言われます関係で、3つのサービスがあるわけでございますが、いま委員言われます、どのような理由で利用しているのかということだと思いますが、全体の内訳については分析はしておりませんが、9月の利用者、公立の場合でございますが、二百数十の方が利用されているわけなんですけど、その中で参考までに申しますと、先ほど言いました入院とか、あるいは病気、疾病等ですね、そういうふうな緊急にサービスを利用される方が約13.3%ほどあります。それからリフレッシュ、保育サービス等を利用された方が40.7%。それから労働あるいは職業訓練、または就労等によりまして、パートに出るとか、そういうふうなもので家庭保育が困難と言われた方がだいたい46%ほどの人数というふうに認識しております。

江口委員

今のお話の中でも就労に関係する部分の方々が46%おられるわけです。いま9月に限って

調べられたというお話なんですけど、やはりこの部分をきちんとつかむことをしていかないと、本当にニーズを充足しているのかどうか分からないわけです。待機児童は飯塚市は今ゼロという形になってるんですね。

保育課長

待機児童につきましては、近年は特に0歳、1歳、2歳未満児の入所希望が増加する傾向にはあります。その中で第1希望の保育所に入所できない場合もありますけど、そこは保護者の方と協議を行い、第2、第3希望を聞き協議を行いながら保育所のほうにお願いをしております。今後も現在いろんな申込等がありますが、窓口での入所事務については保護者の方の立場に立って心がけるようにしております。保育に欠ける子どもたちが入所でき、保護者の方の多様なニーズに応えられるようにやっていきたいというふうに思っております。今後も待機児童を出さないように、いま私どもの認識では、待機児童はいないということで、今度も出さないように協力してやっていきたいというふうに思っております。

江口委員

いまはゼロというお話ですね。それで努力はするんだけどというのはあるかもしれませんが。ただこの部分をきちんと追っかけていくと本当はゼロじゃないんじゃないかと。そういうことが明らかになってくると思うんです。私がいろんなところでお話を聞いている限りでは、待機児童ゼロだという感触はないです。むしろ待機児童はおられると感じます。その方々がやっぱり一時保育に流れているわけです。この前、子育て支援センターの問題の中で保育所にも参りました。お話を聞いていると、やっぱり一時保育に預けて働きに行かれる。こちらのほうに連絡したらいっぱいだから、また別なところに連絡してこちらのほうに連れていかれる。その方々は本当だったら保育園のほうに入りたい方々。その関係の方々に聞いても、保育に関係される方々に聞いても待機児童ゼロという感覚はないというお話をされます。改めて、この一時保育も含めてそのところをきちんと調査をしてやっていってください。

委員長

続いて180ページ、青少年対策費、児童クラブ運営について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

180ページ、児童クラブ運営について82ページに資料をいただいておりますが、現在、児童クラブは内野が新しく開設されたというふうなことじゃないかと思うんですが、この資料の中に内野が入っていないような気がするんですが。

児童育成課長

その資料は4月1日付けで出させていただいておりますが、内野のほうは平成22年4月30日に開設した関係で記載しておりません。

宮嶋委員

決算の中には内野も入ってるわけですね。予算書にないのは分かります。あってもどうかと、出来てないんだから。決算書には内野も入れるべきではないですか。

児童育成課長

今回は4月1日というふうな形で出させていただきましたが、内野のこともありますので、この資料はちょっと配慮が足りなかったかなというふうに考えております。

宮嶋委員

委託料とかいうのは最初の当初予算で含まれているんだと思いますが、結局もとなる数字が違っているわけですから、じゃあ内野のほうの利用の子どもの数を教えてください。

児童育成課長

4月30日開設当初で児童数が11人、指導員2名で開設をいたしております。

宮嶋委員

低学年、高学年、障がい児というくりが上のほうにありますけど、それはいま分かりますか。

児童育成課長

1年から3年までが8名。それから4年から6年までで3名。障がい児はおりません。

宮嶋委員

分かりました。なかなか放課後も交通の問題だとか、いろいろ不審者の問題だとか、子どもたちの放課後が本当に心配ですので、こういうふうに充実をしていていただきたいというふうに申し上げて終わります。

委員長

次に行きます。180ページ、青少年対策費、青少年健全育成会補助金について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

この項については質問を取り下げさせていただきます。

委員長

次に行きます。182ページ、扶助費、生活保護と就労について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

83ページのほうに資料を出していただいております。この数字を見る限りでは、新規就労が平成22年、前年度と比べてプラス12人、新規就労しておられるわけです。やはり保護から抜け出すというか、その一番はやっぱりきちんと働いていただくことだと思っております。その点について、この就労を援助するというのは非常に大切になってくるかと思うんですが、この平成22年度は新たな取り組み等を行ったのかどうか1点。それと就労の援助、支援についてどのような形でやっておられるのか。この2点をお答えいただけますか。

保護第1課長

まず質問者が言われました就労支援者が、平成21年度から22年度に比べてふえたというように形になっておりますけれども、就労指導体制は前年度と変化はありません。また通常の就労支援の方法はと言いますと、就労可能な稼働年齢層に対する就労指導ということで、基本的にケースワーカーがハローワークに本人と同行いたしまして、就労支援事業を活用するとともに就労支援相談員による個別指導を行いながら自立助長を図っております。

江口委員

その中で成果と言っていいのかが分からないんですが、プラスの部分が出ているっていうことは良いことだと思っております。ただ、一方ではやはりそれを本当にこの数字が小さなものと思えるような保護者の数がおられる。そしてまた、保護費がもうそろそろ費用の桁が変わりそうな時期に来ております。この部分の取り組みは、もっともっと強化していかなくてはならないと思いますが、この点についてどのように今後取り組まれるおつもりがあるのか、お聞かせいただけますか。

保護第1課長

現在の経済不況の中、生活保護申請も今後ますますふえるのではないかというふうに予測しております。そういった状況の中で扶助費の削減の一番の効果は就労による保護の廃止だというふうに考えております。ご質問の今後の取り組みの予定はということでございますけれども、本年4月から就労支援員を1名増員いたしまして2名体制となっております。昨年同様に、充実した就労指導を現在実施しているところでございます。また、本年5月から年金相談員を配置いたしました。年金加入歴や履歴から年金受給資格のチェックをいたしまして、扶助費削減に努めてまいりたいというふうに思っております。また保護者の就労という形で、保護者の中

で就労意欲はあるがなかなか就労に結びつかない、また就労したけれども長続きしない、また就労の経験がないことによって就労自体に不安がある方等を対象に、就労に向けたところの就労意欲を喚起する事業を新規事業として今後検討していきたいというふうに思っております。

江口委員

この部分はある意味、担当部、担当課だけではできない部分がかかなり多くあるんだと思っております。大きな削減も一つ大切なことでもあります。ただもう片一方では、人がしっかりと人間らしく生きるためにも働くというものは大切なことであると思っております。障がいがある方々の中でも自分は納税者になりたいんだというふうな形で、やれることを少しでもやろうとする。そのことで生活の糧を得る。ある意味それは自分が社会の役に立っているというふうな確認でもあるかと思えます。ぜひこの点でさらなる努力をお願いいたします。

委員長

同じく182ページ、扶助費、生活保護費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

182ページの生活保護費についてです。資料の83ページに数字を出していただいておりますので、ケースワーカーが抱える世帯数というのをいただいておりますが、本来国の基準というか、法律に基づく1人あたりの世帯数はいくらですか。

保護第1課長

国が示しますケースワーカーの配置基準は、社会福祉法でケースワーカー1人あたりの担当ケース数は80世帯を標準とするということになっております。

宮嶋委員

表で見ますと80世帯を超えている方のほうが多いのではないかなと思っておりますが、今ほんとに厳しい経済情勢のもとで、お年寄りとか、病気の方とか通常いままで生活保護の相談に来られる方以外に若い方、本当にまだ働けるような感じの方で、仕事がないとか、そういうことで大変に厳しい、それこそケース判断するのもしろいろ難しい方が増えていると思っておりますが、そういう体制の中でどういうご苦勞をされておりますが、どういうふうに対処されているのか、あとこの基準まで引き上げるとすれば何人ケースワーカーがいるのか、お尋ねします。

保護第1課長

まず最後のほうで質問がありました、何人ぐらいケースワーカーが必要なのかというふうな質問からお答えさせていただきたいと思っております。現在、本年の4月1日にケースワーカーを1名増員いたしまして、4月1日現在51名の体制で業務を遂行しております。それで4月1日時点の保護世帯数は4,534世帯で、1ケースワーカーあたりの担当世帯数は平均で88.9世帯となっております。それで先ほど述べました、国が示す80世帯で計算いたしますと、いま51名の職員体制でございますが、56.7名という数字になりまして計算上は約6名の職員が不足しているという形になっております。ただそういった職員体制でございますけれども、担当ケースワーカーの持ち件数につきましては多い少ないがあります。また新規、廃止等で増減もあります。また担当地区、また地理的条件、ケースの特性で、持ち件数が多い少ないが単純にそのケースワーカーの仕事が忙しいというのは判断がなかなか難しいところでございます。しかしながらこのような状況の中で、ケースワーカー数が国の基準からいきますと6名ほど不足しているという状況でございますけれども、係内で業務量の調整を行いながら、現状体制で創意工夫しながら業務を遂行しているところです。例えば、1人のケースワーカーに新規件数が偏ったりした場合には、係内で協議し業務量の調整を行っております。また昨年度は面接相談員2名、就労支援員1名、母子自立相談員1名を配置していましたが、本年度から就労支援員1名、処遇困難ケース支援員1名、年金相談員1名を増員したところでございます。保護申請件数が増す状況ではございますけれども、相談員、支援員と協力・連携を図り

ながら保護業務に努めてまいりたいというふうに思っております。

宮嶋委員

国の基準に対してケースワーカーが少ないので、ぜひ上に物申してほしいというふうに思ったんですが、そういう相談員と支援員とかでカバーされているから、今のところはそれでいいということですか。

保護第1課長

確かに相談員、支援員等は増やして、いろいろと業務にあたっておりますけども、担当部署といたしましてはぜひともケースワーカーの増員をお願いしたいということで、人事課当局等で協議をさせていただいておりますので、そういった方向で当課としては進めてまいりたいというふうに思っているとことございます。

宮嶋委員

きちとした業務を行うためには、特に高齢化が進んで安否確認とか、そういう部分も出てきているんじゃないかなと思いますので、ぜひ増やせるところは増やしていただいてスムーズにできますように、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

委員長

次にいきます。186ページ、健康づくり推進費、各種健診について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

こちらのほうも資料を出していただいております。84ページのほうに各種がん健診の資料を出していただきました。この中で乳がん検診についてお聞きいたします。7月だったかと思いますが、乳がんに関する講演会に行きました。そのときお話になったのが乳がんにかかる方が右肩上がりが増えていると。そしてピンクリボン運動もそうなんだけれども、やっぱりその検診をきちんとやることで、そこに係るリスクをしっかりと減らすことができるというお話がございました。その方とまたお話をしたんですけれど、触診ないし視診ですね、この中で言うところから6番目、乳がん検診の視触診これが30歳から39歳、それとこの次のマンモグラフィ併用という中に入ってるかと思うんですが、これもいいかもしれないんだけど、エコーですね、超音波での検査というのも非常に有効なんだと、それをマンモグラフィと併用することでかなりの部分で分かることがある。例えばマンモグラフィで分からないんだけど、エコーで分かるというところがあるというお話がありました。あと他の市町村のお話を聞いてみると、触診はやらなくてマンモグラフィとエコーでやっているところもあるわけです。飯塚は現実にはこの視触診とマンモグラフィ併用となっておりますが、実際にこの30歳から39歳の方は視触診のみしかできない。40歳を超えるとマンモグラフィ併用となる。ただこのマンモグラフィでも1方向と2方向というのがあります。やっぱり2方向が良い。きちんとやるのが大切なんだという話も聞いたわけですが、このあたりの仕組み、乳がん検診の現状について少し詳細に教えていただけますか。

健康増進課長

本市での乳がん検診についてでございますが、乳がん検診はこの資料でもありますとおり、胃がん、肺がん、大腸がんと同様に公民館などで実施をしております。いま言われました乳がん検診の視触診、これは30から39歳までの方はこれのみというような形になっております。それと40歳以上の方は視触診とマンモグラフィの併用で行っている。それで1方向と2方向と金額が違いますけれども、ほとんどの方が2方向で受診をされているというような現状でございます。

江口委員

1方向、2方向というのは、特定の歳だったら2方向できるんだけれども、例えば5歳刻み

で40、45、50とか5の倍数だったら2方向できるんだけど、それ以外は1方向ですよとかいう縛りではなく、単純に受診者が決めるということですか。

健康増進課長

ちょっと訂正をさせていただきます。40代の方が1方向で、50代からの方が2方向。節目の分につきましては無料のクーポンを差し上げています。節目の方にはそれを利用させていただいて無料で受けられる。制度がちょっと違います。

江口委員

乳がん患者はおよそ40歳以上がかなりの部分を占めるという理解でよろしいのでしょうか。これ20代はありませんよね。そんなにいないという理解ですか。

健康増進課長

現実がいま言われましたように40代で発生率が非常に高いということで、そのようになっています。

江口委員

私が聞いた話とやっぱりかなり違う分があるのではないかと思っているんです。その方が言われたのは、やはり20代の中で1度はぜひやっていただきたいと、そしてそれから以降については、できたら毎年というお話がございました。やはり女性の病気ということもあって、あともうひとつはされる方、お医者さんないし検査をされる方が男性か女性かでやっぱり大きく変わるんだと思うんですが、この飯塚市の検診についてはどのようになっていますか。

健康増進課長

確かに言われるように女性の検査ですので、女性のお医者さんにしていただくのがよろしいかと思えますけども、飯塚市の場合は女性の先生もいらっしゃるんですけども、男性の方も同じようにいらっしゃいます。ですから女性のみというような形ではございません。

江口委員

例えば電話をかけられて、「今日どちらですか。」そして「男性です。」「じゃあキャンセルします。」ということがあったりするのでしょうか。

健康増進課長

それはございません。

江口委員

他の町かもしれませんが、そういったキャンセルというふうな話も聞いております。この契約先を見ると、財団法人福岡県すこやか事業団となっております。私が7月にお話を聞いたというのは、すぐそこにあるマスクメーカーのクロシードさんが主催した講演会です。市の方ももしかしたら来られていたのかな。お見かけしたような気がいたします。あそこは検診車をあえる意味、社会貢献事業の中で買ってやられているわけです。そして県のほうでもそういった部分をバックアップしようというような形で指定もされています。あそこは女性のみでやろうという話でやっておられます。特定のというふうな形ではないんですけれども、同じ飯塚にあるところが頑張っておられて、そしてそれが市民サービス向上になるというふうな形であれば、その部分をきちんと選択肢として入れるということも十分考えていいのではないかと思います。ぜひその点について検討をお願いしたいと思っております。

委員長

186ページ、健康づくり推進費、妊婦健康診査委託料について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

186ページの妊婦健康診査委託料ですが、14回妊婦健診が受けられるということで大変喜ばれておりますが、これは毎回14回皆さん受けられているのか、年間でどのくらいの方が

受けられているのかを教えてください。

健康増進課長

年14回ということで無料で受けられるようになっておりますが、実際に現状を見ましたところ平均的に見れば10回から11回ぐらいが受けられている回数になっております。それはなぜかと申しますと、出産間近になりますと月に3回程度、日にちをあまり開けずに健診がずっと入ると、そのところをここはいいかとかということで、飛ばされている方も現実的にはいらっしゃると思います。そういったこともあって、せっかく14回無料で受けられるんですけども、平均的には先ほど言いました10回から11回程度になっております。

宮嶋委員

お産の場合は里帰りお産とかいろいろありますんで、違う地域からお見えになったりするというところもあると思うんですが、受診はチケットか何かになっているんですか。委託料はどういうふうにして払われるのですか。

健康増進課長

例えば飯塚市の方が他県に行かれて、そういった検診を受けられた場合は、一応ご自分で負担をしていただいておいて、こちらにお戻りの場合に後で精算をするという形をとっております。

宮嶋委員

金額が大きいくらかなか立て替えというのも難しいと思いますけど、これは全国统一でできるような仕組みにはなりませんか。

健康増進課長

受診回数も14回で統一されているわけではございません。そこで自治体ごとに回数も違いますので、今の段階では統一的に扱うというのがかなり難しいと思います。

委員長

190ページ、環境対策費、資源回収奨励補助金について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

環境対策費、資源回収奨励補助金について質問させていただきます。とりあえず平成22年度決算におきまして3200万円の金額が上がってきておったんですけども、この資源回収奨励補助金の内容についてご説明ください。

環境整備課長

この補助金につきましては、ごみのリサイクルを推進するとともにごみの減量化と市民の環境保全に対する意識を高めることを目的といたしております。あらかじめ市に登録を行った資源回収団体が、資源回収を行った場合に回収量に応じて補助金を交付するというものでございます。補助金の対象となりますのは、再生利用を目的として家庭から回収されました新聞紙、雑誌類、段ボール、布、空き缶、空き瓶で1キロあたり9円を補助いたしております。

永末委員

この資源回収団体のいま現在の登録数はどのぐらいでしょうか。

環境整備課長

平成22年度末の団体の登録数でございますが、288団体が登録を行っております。

永末委員

登録数が288団体ということですけども、これは活動された団体数とはまた違うんですか。

環境整備課長

平成22年度の活動団体数は275団体でございます。13団体については22年度において活動してなかったということでございます。

永末委員

資源回収団体とは、自治会であるとか子ども会、老人会であるというふうに認識しております。それでは県内他市のこの補助金の状況が分かれば教えていただければと思います。

環境整備課長

福岡県内 28 市の状況につきましてお答えいたします。まずこの補助金といったものを支出していない市は 5 市ございます。補助金を支出している市につきましては、品目によって単価が若干違う市もございますが、最低が八女市、柳川市のキロあたり 2 円でございます。最高が飯塚市、春日市のキロあたり 9 円でございます。他市につきましてはその間ということでございます。

永末委員

今ご回答いただきましたけど補助を支出していない自治体もあり、している自治体でもキロあたり 2 円というふうな形で、飯塚市が 9 円ということですので高めの設定なのかなというふうに聞きました。1 キロあたり 9 円を補助しているところで 3200 万円の回収費用がかかっていますので、大体回収としては 350 キロぐらいなのかなというふうに思います。今後の市の考え方でありますとか、方針についてはどのように考えられているのでしょうか。

環境整備課長

先日、事業仕分けがありまして、この補助金も対象となりその質疑の中でも申し上げましたが、今後につきましてもごみの減量化、再資源化、市民の環境保全に対する意識を高めるためには、必要な事業であるというふうに考えておりますので、さらに啓発推進を行い、資源回収団体を増やしまして、回収量の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

永末委員

最後になりますけども、金額を出す以外に回収団体を通して市民の環境保全に対する意識を高めるとい意味合いもあると思いますので、全くそれが無駄であるというふうな感じで言うつもりはないんですけども、他の自治体さんはもっと低い金額でされているというところもありますので、補助金額の変更の検討もお願いしつつ要望したいと思います。

委員長

190 ページ、上水道費、水道事業会計補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

申しわけありません。この項は丁寧な説明を受けましたので取り下げさせていただきます。

委員長

190 ページ、病院費、病院事業会計補助金について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

病院事業会計補助金についてお聞きいたします。言いたいことは端的に 1 点でございます。この病院事業会計は、あくまで地域医療振興協会が、市民病院を運営していただくにあたり補助金を出すわけですが、そのときにはきちんと約束が守られているということが大切だと思っています。きちんとした医師数を確保する、そのことがないとそれに対してきちんと物申すだけではなくて、それが経済的にも厳しいんだよというものをやっていかないと、先方のほうの努力というのも度合いは変わってくるんだと思うんです。医師不足に対してはこの補助金について一定程度下げていくとかいうことも含めて考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

健康増進課長

委員おっしゃいますように、飯塚市立病院は配置計画では 32 名ということになっておりますが、平成 23 年 3 月 31 日でもまだ 25 名となっております。配置計画には届いておりませんが、ただ委員ご存知のとおり全国的に見ましても、公立病院での医師の確保は依然として困難な状況が続いております。特に整形外科、脳神経外科の常勤の確保は全国的にも厳しい状況と

なっております。その中で脳神経外科は、平成20年度は休診となっておりますが、平成21年度から産業医科大から非常勤医師を派遣していただき診療を再開いたしております。また、平成22年度からは福岡大学から整形外科の常勤医師3名を派遣していただき、徐々にではありますが充足をしております。配置計画は常勤を32名ということでございますが、その不足分につきましては非常勤医師を充てるということで診療を行うことができております。平成22年度ではそういう常勤医師等の確保ができたことから初めて黒字になっております。補助金をカットすることで財政体質を悪化させますことは、そのことでさらに医師の確保が難しくなるということも考えられますので、補助金のカットについては現在のところ考えておりません。

江口委員

補助金カットが財務体質を悪化させるかどうかは、そのカットの額にもよるものだと思います。そしてまた一番大切なのは、きちんとその約束を守っていただくことが必要なんだよという強い姿勢を見せることだと思っているんです。もちろん今の医師不足というのはそのとおりだと思いますが、その中でも地域医療振興協会にお願いをしたのは、やはりあれだけの組織があって医師をきちんと確保できると思ったからこそ、そして先方さんがそのことをお約束をしたからこそ地域医療振興協会にお願いをしたのだと思っています。であるならば、その約束をきちんと果たしていただく。そのための1つとしては、十分考え得るところだと思っています。片一方ではそのことで先方さんの体質が悪くなると言われるかもしれませんが、片一方では、そういった約束もきちっと守っていただかないとそれこそ経営としても成り立たない。医師がある程度になってきて今やっと黒字になったわけです。それがもっと医師が拡充されれば、もう少し経営も余裕ができて、プラスアルファができてくるわけじゃないですか。そのために市としては、はっきりと先方さんにも努力をしていただくために、厳しい部分は厳しい形でお話をする必要があると思っています。

委員長

192ページ、ごみ処理費、ごみ処理経費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

192ページ、ごみ処理経費について伺います。資料86ページを見させていただいておりますが、このごみの量の推移とその要因について伺います。

環境施設課長

ごみの推移でございますが、平成18年度合併時、料金値下げをした結果、若干増加しておりますが、平成20年6月の値上げで減少した経過がございます。また、マスコミ報道等にもありますとおり長引く景気低迷下によりまして購買力の低下、節約志向が定着したものと考えられます。さらにリサイクルの意識が徐々に定着したことも原因のひとつであると考えます。このようなことから基本的に年々ごみ処理の消費量が減っているという状況でございます。

宮嶋委員

旧町でも飯塚市と同様に7分別が始まってごみが減っているというふうにお聞きをいたしております。しかし、地区ごとに見ますと経済的な要因とかいうのもあるんでしょうけど、旧飯塚市の場合ももともと7分別だったのに減ってますし、穂波の場合は7分別が始まったのなら少し減らないといけないと思うんですが、ごみの量が増えております。この辺は最後に言われた、穂波のほうに企業とか商店などが出てきたことにより、企業系のごみが増えたというふうに判断すればいいんでしょうか。

環境施設課長

家庭系と事業系につきましては、基本的に混合収集をしています関係上、なかなか実績がつかむことが困難でございます。ただごみ袋の販売数を比較していただければ、ごみ袋の販売数とほぼ一致するのではないかとというふうに考えております。ごみ袋販売数で見ますと平成18

年度から20年度まで減少率は家庭系でマイナス12.4%、事業系では13.5%と減っております。平成21年度につきましては、料金改定のため平成21年度と比較いたしまして家庭系で4%増、事業系でも6%増と、これにつきましては料金改定に伴う、一般家庭や事業系の初期ストックの分も考えられます。平成20年度と比較いたしまして、前年比で家庭系0.74%減、事業系におきましても0.04%減というふうになっております。全体的にごみの事業系と家庭系の比較でございますが、20年度ベースで家庭系が約76%、事業系は24%と、このような傾向でどちらも年々減少しているというふうに考えております。

宮嶋委員

先の敬老祝金のところで言いましたけれども、せっかく下がって喜ばれていたごみ袋代が旧飯塚市にとっては元に戻ったと、旧町にとっては値上げになったということで、そのときにはごみ袋の値上げの理由の第1が燃料代が上がるということだったと思いますし、この間、燃料代も下がってるというふうに聞いてますし、ごみの量も減ってきました。このごみ袋代は引き下げるといようなことはできませんか。

環境施設課長

資料10ページのほうに平成22年度の下から2番目の表でございますが約23億9000万円、前年比と比較いたしまして約13%の増となっております。これにつきましてはクリーンセンターの清掃工場が老朽化に伴いまして、22年度から年次計画的にオーバーホールをいたしております。今後も基本的にクリーンセンターの大規模整備等、かなり経費がかかるということがございますので、いま現在ごみ袋を値下げするという考えはございません。

宮嶋委員

ごみ処理経費全体が増えているのはこういう清掃工場の修理というか、そういう委託料が増えているということですね。資料に運転している期間というのが載ってるんですが、見てみますと1号炉、2号炉ありますけども両方とも運転が止まってる、目盛りがきちっとないので分かりませんが、1週間か10日間か止まってるような時期があると思うんですが、両方止まることはあるんですね。

環境施設課長

91ページに清掃工場の運転状況及び委託料の状況を掲げております。基本的には1号炉、2号炉という形の中で、約100日間程度の稼働をいたした中で切り替えていくということで、1号炉は予備ということで稼働を1号炉、2号炉の切り替え運転で行っております。これにつきましては年次計画的に、先ほども申しましたように、稼働から13年が経過した中で点検整備をしながら1年間安定稼働を行っているという状況でございます。

宮嶋委員

当初、ものすごく高い焼却場ができたというふうに聞いておりますが、この1号炉、2号炉交互に使うことで延命効果というかそういうのが図られているんだろうと思いますが、耐用年数を過ぎているんですか。こういうふうに修理をしないといけないということは。

環境施設課長

整備計画では約15年という計画になっております。基本的に通常10年からいろんな機器的なものが大規模整備という形の中で、点検整備をしながら期間的に実施していくという状況でございます。1号炉、2号炉交互運転しておりますが、共通部分もございまして。ただ単に交互運転していくから2倍もつという状況ではございません。そういう形の中で点検整備を行いながら、1年間安定稼働を目指しているという状況でございます。

宮嶋委員

大変な金額ですし、こんなに早く補修とか点検とかいうのがいるのかなというふうに思うんですが、これは管理委託とか修理とかいうのはずっと同じ業者でやってあるんですか。

環境施設課長

運転管理及び点検整備におきましては、当初設計いたしました新日鉄プラントの関連会社でございます、日鉄環境プラントソリューションズというところと随契で契約いたしております。

宮嶋委員

この同じ会社でないとメンテナンスができないということですか。例えば委託入札にかければ、少し経費が安くなるとかそういうことは考えられないんですかね。

環境施設課長

実は今までもなぜ随契でなければいけないかということはありませんでした。特に清掃工場につきましては1年間安定稼働するというのが大目的でございます。この日鉄環境プラントソリューションズといいますのは、開発したメーカーと技術提供を結んでおります。通常の点検整備をしながらいろんなところの更新についてもやっていくと。ただそういったものの中で分離発注できるものがございます。分離発注できるものにつきましては、調査研究しながら、実際にやっているという状況でございます。今までもプラントメーカーで実際違うところでやったところで大きな事故が起こっている状況がございますので、今後とも今の状況の中で日鉄環境プラントソリューションズというところで随意契約やっていきたいと思っております。その中でも分離発注できるものについては、分離発注していくという考え方でやっていきたいと思っております。

宮嶋委員

いろいろ方式とかあるでしょうから、誰でもというわけにはいかないでしょうけど、そういうふうな仕事を振り分けられるところは少し振り分けて、ぜひお願いしたいと思えます。

委員長

次に行きます。194ページ、ごみ処理費、ごみ処理について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

資料の90ページに出していただいております。ごみ袋なんですけど、見ていただいたらわかりますように家庭系可燃そしてかん・びんは大、中、小とあるんですが、不燃は、大、中しかございません。やはり生活を考えるときに多分ごみで出るのが少ないものというのは不燃だと思うんです。そうすると、うちでも大きい袋にちょこちょこことあるわけですよ。不燃のごみ袋にぜひ小というサイズをつくっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

環境施設課長

質問委員が言われますように、不燃の小というのは現在つくっておりません。ただ平成21年4月から全体のごみ処理行政を統一するという形の中で、空きかん、空きびんの中で一部飲食用のかんというのを不燃ごみのほうで排出するよう決めております。そのこともございまして、特に不燃ごみの排出の少ない高齢者世帯、それから単身世帯の市民の皆様から家庭系の不燃ごみの専用指定袋の小サイズを切望されております。市といたしましても市民の利便性の向上の図るため、現在、追加導入の検討を行い、条例改正等の準備を行っているところでございます。

江口委員

ぜひ導入をしてください。あともう一点ですね、売り方についてなんですけど、ここの資料の真ん中ほど3に委託契約とあります。ここで分かるように販売委託料については指定ごみ袋1袋にして31.5円です。それこそ事業系の可燃の大を売ると1,050円のところで31.5円なんだけれど、片方では家庭系の小だと210円のところでも31.5円なんです。例えばこの部分についてパーセントでいくのも一つかもしれないし、もう一つはそれぞれの小に関しては、10枚でなくて20枚とかそういった部分も考えてもいいんじゃないかと思えます。せっかく不燃で小をつくるのであれば、そのときに販売するときの形態も考えて10枚ごとが

いいのか、20枚ごとがいいのか。それも含めて考えていただきたい。不燃については確かに10枚が20枚になるとお客のほうとしてはどうかなって思うかもしれませんが、かん・びんであるとか可燃であるとかに関しては、10枚よりも20枚とかですね、そういったロットのほうがりやすいと思っておりますので、そのこともあわせてご検討ください。

委員長

194ページ、ごみ処理費、リサイクルプラザ選別業務状況について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

194ページ、リサイクルプラザ選別業務状況についてということで、これはNPOのクリーンネット飯塚協議会というところに委託をされているようですが、現在何人の方が働いているか、どういう方が働いているのか、教えてください。

環境施設課長

リサイクルプラザの選別業務の委託先でございますが、クリーンネット飯塚協議会というところに委託いたします。クリーンネット飯塚につきましては、障がい者が社会的、文化的、その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるよう、また就労的技術ができるよう援助し、作業することで働く喜びを享受することができるよう就労の場を確立するというを目的とされまして、飯塚市知的障がい者育成会、飯塚市身体障がい者福祉協会連合会、精神障がい者いずみ会の3団体により組織されましたNPO法人でございます。現在従業員につきましては、12名の従業員プラスの指導員1名の13名体制で行っております。

宮嶋委員

クリーンネットにお任せしているのは障がい者の雇用確保、これが目的だというふうに言われておりますが、7分別がふえる中でもう少し人数が増やせないのかどうか、それをお聞きします。

環境施設課長

平成21年の4月から4支所管内を含めた中で7分別に拡大しております。そのときに従業員の方を2名増員いたしております。それから平成23年度から、7月から9月に特にペットボトル、トレーの資源プラスチックが大量に入ってくるということもございますので、期間雇用ということで1名の増をいたしております。

宮嶋委員

ぜひ仕事をつくっていただきたいなというふうに要望して終わります。

委員長

194ページ、し尿処理費、し尿処理について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

194ページのし尿処理について、し尿処理の減少の原因を教えてください。

環境施設課長

資料92ページでございますが、市内には3カ所のし尿処理施設がございます。その施設の収集状況について過去5年分をまとめたものがこの資料でございます。上段から飯塚市環境センター、2段目が飯塚市、桂川町衛生施設組合が運営する穂波苑、3段目が福岡県央環境施設組合が運営いたします汚泥再生処理センター、最後の段がそれぞれの年ごとの総収量及び搬入別の集計でございます。穂波苑、福岡県央の汚泥施設につきましては、各々の組合が運営しておりますので、上段の環境センターについてお答えをいたします。環境センターにつきましては、し尿につきましては前年比1,029キロリットル、約3.2%の減となっております。その要因といたしましては公共下水道と合併浄化槽の普及が促進されたものであるというふうに考えております。また浄化槽汚泥につきましては対前年度比484キロの4.3%の増とな

っております。その要因につきましても合併浄化槽が普及したものではないかというふうに考えています。この現象につきましても、穂波苑、福岡県央につきましても同様な傾向がうかがえるところでございます。

宮嶋委員

穎田以外は汚泥の分が増えておりますので、合併浄化槽が増えたのかなというふうに思います。ぜひこういう方向で進めていっていただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませか。

(な し)

質疑はないようですから、第3款 民生費及び第4款 衛生費の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第14号までの以上14件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日10月26日、午前10時から委員会を開き、審査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成22年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。